

# 第 12 回 自己点検・評価報告書

2025(令和 7)年度



# 目 次

〈序章〉	1
第1章 理念・目的	5
第2章 内部質保証	13
第3章 教育研究組織	26
第4章 教育・学習	40
第5章 学生の受け入れ	61
第6章 教員・教員組織	67
第7章 学生支援	77
第8章 教育研究等環境	89
第9章 社会連携・社会貢献	99
第10章 大学運営・財務（1）大学運営	106
第10章 大学運営・財務（2）財務	116
〈終章〉	121

## 序章

駿河台大学は、1987(昭和 62)年に「愛情教育」を教育の基本理念として、埼玉県飯能市において、法学部のみ単科大学として開設された。以後、「一人ひとりの夢と個性を尊重し、ともに歩む教育」の実践に努め、現在では、法学部、経済経営学部、メディア情報学部、スポーツ科学部、心理学部の 5 学部と、大学院心理学研究科及び総合政策研究科の 2 研究科を擁する総合大学に成長し、約 4,000 人の学生が在籍している。

### 1. 自己点検・評価への取り組み

本学は、駿河台大学学則第 2 条の 2 第 1 項に基づき、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」こととしている。こうした規定に基づき、1997(平成 9)年度に第 1 回の「自己点検・評価報告書」をとりまとめ、その後、これまで概ね隔年ごとに、合計 11 回の自己点検・評価の作業を行ってきた。これらの作業においては、現状把握に基づき、長所・特色及び問題点を見出すなど、評価・分析を行うことで、不断の向上・改善を図った。なお、第 4 回、第 7 回及び第 10 回の自己点検・評価については、認証評価機関である「公益財団法人大学基準協会」による認証評価を受審し、いずれも「大学基準に適合している」との評価を受けている。

### 2. 第 3 期大学評価(認証評価)結果における改善課題への対応

第 3 期認証評価受審において、本学では、長所として特記すべき事項を 1 項目、また 2 項目の改善課題の提言が付された。なお、是正勧告の提言はなかった。これを受けて本学では、内部質保証に対する全学的な統括組織である内部質保証推進委員会が中心となって、改善課題等への対応を進めた。具体的な改善対応については、以下のとおりである。

#### 【改善課題】

##### No.1 基準項目 4. 教育課程・学習成果

1) 教育課程の編成・実施方針において、総合政策研究科法学専攻修士課程、同研究科経済・経営学専攻修士課程、同研究科メディア情報学専攻修士課程及び心理学研究科臨床心理学専攻修士課程、同研究科犯罪心理学専攻修士課程では、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考えを示しているものの、学部に比してその内容が十分とはいえないため改善が求められる。また、総合政策研究科経済・経営学専攻修士課程では授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を策定していないため、改善が求められる。

#### 〈改善対応〉

2022 年(令和 4) 4 月 14 日に開催された内部質保証推進委員会にて、改善対応の確認が行われ、その後同委員会の指示を受けた自己点検評価分科会において、改善作業を開始した。具体的には、所管する基準 4 部会において、カリキュラム・ポリシーに関する改善課題を認識し、それを受けてカリキュラム改革に関する全学委員会における検討事項として、全学的に検討を行うことが確認された。

以後、2022（令和4）年10月27日に開催されたカリキュラム改革に関する全学検討委員会において、駿河台大学大学院修士課程全体の3ポリシー案を確定させると、次いで2023（令和5）年2月27日に開催の同委員会では、各研究科及び専攻から改正案が示され、全学的に検討を行い、一部再修正を行うことになった。また、そこでは、総合政策研究科経済・経営学専攻において授与する学位ごとに方針を策定していることが確認された。更に、同年3月10日に同委員会において一部再修正を施した改正案が了承されると、それは同年4月13日の部局長会議での検討を経て、同日に開催された大学評議会で承認された。なお、こうした過程を経て決定された改正後の内容は、大学ホームページ及び大学院ガイドで公表している。

また、公表後には、内部質保証推進委員会による外部評価として、3つのポリシーを踏まえた大学の取り組みの適切性に関する点検・評価、及び内部質保証システムに関する点検・評価を行い、その結果を2023（令和5）年11月30日に開催された内部質保証推進委員会において報告している。更に、2024（令和6）年12月10日には、第3期認証評価における改善課題への取組状況に関する外部評価会議を開催し、その結果を同年12月19日に開催された内部質保証推進委員会において報告・検討している。

## No.2 基準項目 5. 学生の受け入れ

1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、心理学研究科修士課程で0.23、総合政策研究科修士課程で0.40と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。

### 〈改善対応〉

2022（令和4）年4月14日開催の内部質保証推進委員会において、大学評価結果の確認及び改善の方向性を協議し、同年4月26日開催の自己点検評価分科会を通じ、所管する基準5部会に収容定員充足率向上と募集強化に関する改善計画策定の指示を行った。以後、指示を受けた基準5部会、並びに心理学研究科と総合政策研究科は、改善計画策定の協議を開始した。

まず、すぐに対応可能な取り組みとして、外部の進学希望者獲得を目的に、両研究科ともに外部会場における進学相談会に出席した。また、心理学研究科においては、内部進学者増を目的として、2023（令和5）年6月8日開催の心理学研究科委員会にて、新たな入試制度として、内部の進学者を対象とする特別推薦入試の導入を決定した。なお、これらの対応については、同年9月19日開催の内部質保証推進委員会において検証を行った。

これらの改善策により、心理学研究科の収容定員充足率は、2020（令和2）年度の0.23から2025（令和7）年度の0.37へと増加した。また、総合政策研究科では、同充足率が2020（令和2）年度の0.40から2025（令和7）年度の0.40へと同率にとどまった。心理学研究科においては、改善策の効果がみられるものの、結果として、両研究科とも、評価指針の0.5には到達しておらず、今後とも志願者確保に向けて、対策を強化していく必要がある。

更に、学長主導の下、両研究科を中心に収容定員充足率の向上に向けた募集状況の現状分析及び改善計画を策定し、2023（令和5）年10月24日開催の学長副学長会議、同年10月26日開催の部局長会議、同年11月9日開催の経営戦略会議、及び同年11月30日開催の内部質保証推進会議において協議し、全学レベルでの検証を行った。加えて、2024（令和6）

年12月10日に第3期認証評価改善課題の取り組み状況に関する外部評価を、学長、副学長、事務局長及び関連事務部長が参加して、対面形式で実施した。そこでは、外部評価者より「募集強化策の実行は確認できるが、その効果については引き続き観察が必要」、また「改善の体制及び仕組みは十分機能していると評価できるため、全学的な取り組みの継続を期待する」との評価を受けた。

こうした評価も踏まえて、現在、まず心理学研究科では、内部進学者向けに、学内説明会開催時に、特別推薦入試について広報するとともに、過去問対策指導及び週2回程度の英語課外指導等を継続・実施している。また、外部からの進学者向けには、教員の研究、経歴、社会貢献等の情報発信を行う他に、オンライン研究室訪問を実施し、入学後の指導教員に事前にアクセスできる環境を整えている。次に、総合政策研究科では、内部進学者増加に向けては、4年次生の行事、学内進学者説明会、学部専門ゼミなどさまざまな機会において、大学院の紹介を行っている。また、外部からの進学者の増加に向けては、学外者向け説明会の開催、外国人留学生対象進学説明会への参加、在学生の研究活動を紹介する記事の大学HPの掲載などを通じて、さらなる広報活動の強化を行っている。

### 3. 第3期認証評価以降、全学的な取組体制について

本学では、「第3期認証評価における内部質保証システムの有効性に着目した評価」に対応するために、2020(令和2)年4月に制定された「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、駿河台大学内部質保証推進委員会を設置した。学長を委員長とし、副学長、学長補佐、学部長、研究科長・副研究科長及び共通教育センター等長並びに法人局長、大学事務局長等から構成される同委員会は、全学レベル、組織レベル及び構成員レベルにおけるPDCAサイクルを機能させ、内部質保証システムの推進・向上を図るために、関連部局に対して指示する権限を有する組織である。また、同委員会の下部組織として、学長、副学長、学長補佐に事務局の責任者を構成員とする「自己点検評価分科会」を組織し、更にその下に大学基準協会が設定する大学基準に対応した10の「基準部会」を設けて、具体的な改善策の検討などを行っている。なお、「基準部会」は、各部会の責任者を学長・副学長が所管に基づき分担し、副責任者を事務部署部長職等が同じく所管に基づき分担している。

さて、以上のような全学的な取組体制を構築した上で、本学では付された改善課題について、以下のような基本的なプロセスで改善を図っている。すなわち、まず「内部質保証推進委員会」が大局的な見地から課題の要点確認や改善の方向性等の協議・検討を行う。それを踏まえて、同委員会は、「自己点検評価分科会」を通じて課題ごとに該当する「基準部会」に具体的な改善策の検討の指示を行う。その指示を受けた基準部会は、所管する副学長等(部会責任者)及び事務部署部長職等(部会副責任者)の判断で当該課題に精通する教職員から成る小グループを編成し、教職協働で課題の改善策などを検討する。なお、改善策の協議過程では、必要に応じて学部・研究科・センター及び全学委員会等に適宜意見を求めており、その際、特に学部・研究科の場合は教授会・研究科委員会といった審議を中心とする機関ではなく、FD・SD会議等を利用した自由な意見交換を心がけている。

こうした過程を経て得られた意見や知見を参考に、改めて基準部会で検討を行った上で「自己点検評価分科会」で点検し、最終的には「内部質保証推進委員会」で改善策を決定している。なお、同委員会で決定する前に、改善課題の内容に応じて「経営戦略会議」、「学長・

副学長会議」及び「部局長会議」等、必ずしも内部質保証の推進に特化していない他の全学協議機関においても意見聴取及び点検を行っている。なお、改善の成果を確認する方法については、検証可能となった適切な時期に「自己点検評価分科会」及び該当する「基準部会」を中心に検証を行い、必要に応じて他の全学協議機関の意見を聴取する手順としている。

その他、全学レベルでの内部質保証にかかわる取り組みとしては、本学における 2022 年度からの中期計画である「グランドデザイン 2026」の実現に向けた一連の活動を挙げることができる。具体的には、各学部、研究科及び部局(事務部門)等では、「グランドデザイン 2026」が掲げるさまざまなビジョン(目標)とアクション(計画)に沿ってアクションプランを作成し、提出する。提出されたプランは、学部・研究科等については学長・副学長、また事務部門は理事長、法人局長及び事務局長等によるヒアリング等を経て確定し、その後、それぞれ実行に移される。また、その成果については、まず春学期末に提出される中間報告に基づき評価が行われるが、最終的には年度末に提出される最終報告によって評価とコメントが与えられ、次年度の活動につながられている。なお、事務部門については中間報告及び最終報告でもヒアリングを実施している。要するに、アクションプランの遂行の過程は、客観性、妥当性を有する単年度の PDCA サイクルの体現と考えられるのであり、大局的な中長期計画である「グランドデザイン 2026」をより実効性を以って、成果を着実に生み出すための極めて有効的・効果的な仕組みであると捉えている。

更に本学では、第 3 期認証評価以降、大学評価結果において指摘された改善課題以外でも、総評及び概評から改善の「要素」を抽出し、内部質保証推進委員会からの指示の下、自己点検評価分科会において検討・協議を行ってきた。ガバナンスの推進の一環として、内部質保証「文化」の定着を図ることは、「グランドデザイン 2026」が掲げる重要なビジョンの 1 つでもある。今回の自己点検・評価を活かし、全学が一体となってエビデンスベースの改善に向けた取り組みをより一層強化し、教職協働で内部質保証システムの実質化・機能化に向けた活動に邁進していく所存である。

## 大学概況

- (1) 大学設置年 1987（昭和 62）年
- (2) 所在地 埼玉県飯能市大字阿須字一の木 698 番地
- (3) 理念・目的 駿河台大学は、「愛情教育」（学生一人ひとりに対する愛情がなければ、真の教育はできない。）を理念に掲げ、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与することを目的とする。
- (4) 学部・研究科等 法学部、経済経営学部、メディア情報学部、スポーツ科学部、心理学部  
心理学研究科、総合政策研究科
- (5) 収容定員 3,740 人（学士課程）  
102 人（修士課程、博士前期課程）

## 第1章 理念・目的(基本情報一覧)

### 基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	規程管理システム
寄附行為又は定款	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/act-of-donation.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/act-of-donation.pdf</a>
学則、大学院学則	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf</a> <a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/graduate-school-regulations.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/graduate-school-regulations.pdf</a>
履修要項・シラバス	駿河台大学ポータルサイト（ポタロウ） <a href="https://p.surugadai.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml?guestlogin=Kmh006">https://p.surugadai.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml?guestlogin=Kmh006</a>
備考：	

### 大学の理念・目的[\*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
駿河台大学学則第 1 条	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf</a>
駿河台大学大学院学則第 1 条	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/graduate-school-regulations.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/graduate-school-regulations.pdf</a>
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

### 学部・研究科等における教育研究上の目的[\*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
法学部	駿河台大学学則第 3 条第 2 項第 1 号	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf</a>
経済経営学部	駿河台大学学則第 3 条第 2 項第 2 号	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf</a>
メディア情報学部	駿河台大学学則第 3 条第 2 項第 3 号	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf</a>
スポーツ科学部	駿河台大学学則第 3 条第 2 項第 3 号	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf</a>

	2項第5号	<a href="#">rules.pdf</a>
心理学部	駿河台大学学則第3条第2項第6号	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/school-rules.pdf</a>
心理学研究科	駿河台大学大学院学則第2条の2第1号	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/graduate-school-regulations.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/graduate-school-regulations.pdf</a>
総合政策研究科	駿河台大学大学院学則第2条の2第2号	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/graduate-school-regulations.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/graduate-school-regulations.pdf</a>
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

#### 中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人駿河台大学中期計画(グランドデザイン2026)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/granddesign.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/granddesign.html</a>
備考：	

※関係法令：国立大学法人法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第148条第2項

## 1. 現状分析

## 評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

「駿河台大学憲章」では、「愛情教育」を本学の建学の精神として位置付けており、愛情教育の精神は、「ひとりひとりの歩幅はちがう。ときに並んで歩き、ときに手を引く。我々は学生に対し愛情をそそぎ、真の教育を実践する。」と具体的に表現されている(資料 1-1【ウェブ】)。「ひとりひとりの学生をありのままにみつめ、ひとりひとりの夢とその歩みを支援し自立を促す教育」を、教員との人格的触れ合いの中で実現し、学生の豊かな人間性をも育成していくことを目指している。

こうした大学の理念・精神に基づき、また、教育基本法及び学校教育法を踏まえて、本学の学則は、教育目的として、「徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与することを目的とする。」と定めている(基本情報一覧、大学学則【ウェブ】)。

同様に、本学の大学院学則は、教育目的として、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている(基本情報一覧、大学院学則【ウェブ】)。

各学部及び各研究科において設定する人材育成その他の教育研究上の目的については、学部は上記学則第3条第2項において、また、研究科は上記大学院学則第2条の2において定められており、以下の表のとおりとなっている。

なお、2023(令和5)年4月、第3期大学評価(認証評価)結果における改善意見及び指摘事項への対応を図るため、2024(令和6)年度カリキュラム改正事項を基に、2024(令和6)年度入学者向けに心理学部及び大学院2研究科5専攻の教育研究上の目的等を従前より詳細に改めた(資料 1-2【ウェブ】)。

学部及び研究科における教育研究上の目的

学部・研究科	教育研究上の目的
法学部	リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する。
経済経営学部	経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成する。
メディア情報学部	伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に利活用できる人材を育成する。

スポーツ科学部	健康で文化的な生きがいのある生活を送ることができる社会を構築するために、スポーツ科学の理論的な知識に基づき教育研究をすることにより、学校、地域及びスポーツが関連する領域において、今日のスポーツの意義や価値をふまえ、健康の維持増進、生涯スポーツ時代の青少年のスポーツ教育又は地域の活性化に貢献することを目的とする。
心理学部	心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、以下の点を中心に地域社会に貢献できる人材の育成を目指す。ひとつは、地域住民や子どもたちの精神的健康の維持や犯罪・非行の解決に貢献できる人材の育成である。他は、人間行動に関する知識を身につけ、営業や人事、職場環境整備など地域の企業活動に貢献できる人材の育成である。
心理学研究科	幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、犯罪者・非行少年の矯正・更生の場での心理学的問題の理解と解決に貢献できる人材の養成 <b>臨床心理学専攻</b> 幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能を持って、こころの問題に対処できる実践的な心理臨床家の養成 <b>犯罪心理学専攻</b> 幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能を持って、司法・矯正・保護の現場で求められる諸問題の心理学的理解と解決を実際的に支援できる人材の養成
総合政策研究科	法学、経済・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から实际的・実践的に解決し得る人材の養成 <b>法学専攻</b> 法律的専門知識を持った高度専門職業人として行政や企業・団体などで地域の中核となって活躍する人材の養成 <b>経済・経営学専攻</b> 高度に情報化され、複雑かつグローバル化の進む経済社会に関し、学部卒業後や社会人に対してより高度な経済学・経営学の知識の教授と、地域及び国際社会での広い視野と倫理性の高い専門職業人の養成 <b>メディア情報学専攻</b> 高度情報社会において、メディア情報学の最先端の知識と技術を身につけ、情報資源を総合的に制御・管理する実務能力を持つ高度専門職業人の養成

しかしながら、今日の社会においては、数理・データサイエンス・AI等の基礎的な素養が必要とされ、地域社会の活性化も求められると同時に、学生の志向性及び価値観に変化が生じている現状に鑑み、本学では、既述の本学学則第3条第2項及び大学院学則第2条の2

における教育研究上の目的に関する現在の定義を行っている。すなわち、本学の中期計画である「学校法人駿河台大学中期計画（グランドデザイン 2026）」（以下、「グランドデザイン 2026」という。）においては、「愛情教育」の精神の下、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う人材を育成することを目的としている（資料 1-3【ウェブ】）。更に、本学のディプロマ・ポリシーでは、社会人基礎力及び専門的知識・技能の活用力を備え、地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成することを掲げている（資料 1-4【ウェブ】）。「グランドデザイン 2026」では、こうした社会人基礎力を「駿大社会人基礎力」と称し、その構成要素として、次の 5 つの力を具体的に明示し、学生による修得を目的としている。なお、現在の駿大社会人基礎力は、2021（令和 3）年度より Ver. 2 とし、適宜必要な見直しを行い、社会に出るまでに身につけるべき能力を明示している（資料 1-5【ウェブ】）。

### 「駿大社会人基礎力」の構成要素

基礎的な力	社会人に必要な読解力や文章力を有し（言語処理力）、数的処理や推論、図の読み取りなどができます（非言語処理力）。さらに、目的達成に向けて情報源と情報収集方法を適切に選択し、必要な情報を集めることができます（情報収集力）。
考える力	様々な角度から物事をみつめ、広い視野から筋道を立てて考えることができます（論理的・多面的思考力）。また、必要な情報を客観的かつ多角的に整理し、本質を見極めることができます（情報処理力）。さらに問題解決までのアイデアやプロセスを柔軟に創造、構想することができます（構想力）。
行動に移す力	自ら行動を起こし、柔軟に対応しながら粘り強く課題に取り組むことで、目標を達成することができます（主体的行動力）。また、自分の感情や言動をコントロールし、ストレスに対処することができます（自己統制力）。さらに、物事を前向きに捉え、自信をもって取り組むことで自らを成長させることができます（自信育成力）。
協働する力	相手の意図や置かれている状況を理解し、自分の意見を適切に主張することができます（コミュニケーション力）。また、集団や組織の中で建設的な議論を促し、様々な意見を調整して合意に導くことができます（統率力）。加えて、自分や周囲の役割を理解し、互いに連携・協力しながら物事を行うことができます（チームワーク力）。
総合的な力	自分や自分の身のまわり、あるいは社会のあるべき姿と現状を適切に認識し、様々な角度から分析して課題を発見することができます（課題発見力）。加えて、実現可能な目標を設定し、そこに至る効果的な方策を立て（計画力）、問題解決に向けて努力を継続することができます（問題解決力）。

このように、各学部に通ずる教育研究上の目的を「駿大社会人基礎力」の育成という形で具体的に設定した上で、建学の精神と育成すべき人材像・教育目的に記したとおり、専門

的な教育内容を踏まえた各学部の教育目的を設定することにより、大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性を担保している。

また、建学の精神、教育研究上の目的及び「駿河台大学憲章」を踏まえて、本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが策定されている。

以上のように、本学の理念・目的は適切に設定されており、それを踏まえ、教育目的の現代的意義も明示されるなど、各学部及び研究科の目的も適切に設定されていると言える。

前述のとおり、「愛情教育」の精神については、「駿河台大学憲章」に明示し、教育研究上の目的については、学則及び大学院学則に明示している。こうした建学の精神及び教育研究上の目的に関して、対外的周知及び公表手段としては、本学ホームページ上に「愛情教育」の精神とともに、「駿河台大学憲章」及び「グランドデザイン 2026」等を掲載するなど、社会に広く発信している（資料 1-1【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。さらに、大学ポートレートにも掲載し、統一されたフォーマットにより情報を公開するなど、対外的発信を強化している（資料 1-6）。

また、対内的周知及び公表手段としては、年度初めの全学合同会議において法人及び大学の運営方針について言及するとともに、学部のファカルティ・ディベロップメント（FD・SD）会議において折に触れて言及することで、建学の精神・教育理念の周知を図っている。加えて、近年では、新たに入職した教職員についても、入職時に「新任教職員研修会」を実施の上、学長から「愛情教育」の理念について説明している（資料 1-7）。

さらに、学部学生に対しては、入学式における学長からのメッセージにて、建学の理念に言及するだけでなく、各学部の履修ガイドに「駿河台大学憲章」を掲載し、新入生のガイダンスでも「愛情教育」の説明を行っている（資料 1-8）。とりわけ、「愛情教育」の内容については、各建物の入り口付近や事務室に額装した「駿河台大学憲章」を掲げることにより、学生のみならず父母、関係者に周知している。

同様に、研究科においても、刊行物である大学院ガイド及び大学院要覧を通じて、大学院生に周知が図られている（資料 1-9【ウェブ】、1-10）。

以上のように、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は、学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示され、多様な機会・媒体を通じて、教職員及び学生に対して適切な周知がなされるとともに、社会に対しても公表が図られていると言える。

#### 評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

2021（令和 3）年における第 3 期大学評価（認証評価）受審の結果、「大学適合」とはなかったものの、2つの改善課題の指摘がなされている（資料 1-11【ウェブ】）。

本学では、こうした大学評価（認証評価）結果における「大学に対する提言」部分だけで

はなく、「総評」部分からも改善要素を読み解き、各基準に対応した部会において定期的な検討を重ね（資料 1-12）、将来を見据えた中・長期計画及び諸施策等の対応を行ってきた。

評価項目①で触れたように、2022（令和 4）年策定の 5 ヶ年計画である「グランドデザイン 2026」において、「駿河台大学グランドデザイン 2021」の検証により明らかになった諸課題を念頭に、社会情勢、高等教育機関への時代要請に鑑みる等大学の内外の状況を分析し、本学では、①地域の中核的人材の育成、②地域の発展への貢献、③地域の活性化への貢献をミッションとし、これらを実現するため、「教育力」「就業力」「学生支援力」「地域力」「研究力」の 5 つの「力」を構築・強化し、駿大ブランドを確立するとともに、「学生募集力」を強化し、経営基盤の安定化を図った。

「グランドデザイン 2026」では、5 つの「力」を実現するための具体的方策を定め、更に、駿大ブランド確立のための基盤を整備するため、「管理・運営ガバナンス」を掲げ、内部質保証「文化」の定着、適切な情報公開と広報活動、永続的な大学運営のための組織編制の確立、教育研究等の整備に関する方策を示している。

こうした目標を実現するため、毎年度、学部、研究科・専攻、センターの教学部門だけでなく、事務部門もアクションプランを策定の上、「グランドデザイン 2026」を実現するための方策と目標を設定している（資料 1-13、1-14、1-15）。教学部門については、学長・副学長会議が、アクションプランの進捗状況及び達成状況について、策定時、中間報告、最終報告と年 3 回にわたり、書面又はヒアリングによる評価・検証作業を行い、次年度の改善につなげることとし、事務部門では、経営企画室が、同様に、年 3 回の書面又はヒアリングによる評価・検証作業を行うことで、確実に改善・改革が実現可能となる仕組みを構築している。

また、このアクションプランの実施に伴う必要な経費については、予算編成時に各事務部門及び各学部、研究科・専攻、センターがそれぞれ計上し、それに対して、予算編成部門（財務課）、組織編制部門（総務課）及び役員によるヒアリングを実施の上、組織、財政等の側面から、その実施内容と実現可能性が計られている。

なお、学部、研究科・専攻、センターでは、「グランドデザイン 2026」で定めたアクションプランを実現するため、FD・SD 会議を実施し、教育力や学生支援力及び就業力など、積極的に対策・検討をしている（資料 1-16）。また、学部長、研究科長、センター長を構成員とする、「部局長会議（資料 1-17）」において、年に 2 回、FD・SD 会議での内容の検証を行っており、大学全体の目的共有を図っている（資料 1-18、1-19）。

以上のように、大学の理念・目的、各学部・研究科・センターにおける目的等を実現していくため、本学としての将来を見据えた中期計画である「グランドデザイン 2026」を策定するとともに、アクションプランのサイクルにより目標実現に向けた取り組みを行うなど、適切な対応を行っていると言える。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

建学の精神である「愛情教育」に基づき、中期計画として「グランドデザイン 2026」が策定されている。これにより、本学の教育の質の向上に向け、実現すべき目標が具体的に示され、これを受けて各学部に限らず、研究科・専攻、センター及び事務部門の取り組みをアクションプランとして策定することが義務化されている。この結果、各部門が目標の実現に向けて計画的に取り組み、次年度以降の目標・計画設定を行うことが可能となっており、建学

の精神及び教育理念を確実に実現する適切なプロセスとして確立されていると言える。  
それ故、問題点は、特になしと捉えている。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

人材育成の理念・目的及び教育・研究の目的は適切に設定されており、その内容も学則等に規定され、対外的及び対内的周知も図られている。また、建学の精神に基づく中期計画「ブランドデザイン 2026」が設定され、これに依拠した教学及び事務部門による具体的且つ計画的な目標設定・実行・検証・改善を行う方法も確立されている。

今後も、こうした取り組みに関する内容及び成果を可視化させることで、より一層適切な検証を行い、引き続き、本学における教育の質の向上を図っていく。

## 第2章 内部質保証(基本情報一覧)

### 内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
駿河台大学内部質保証方針	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/quality-assurance/quality-assurance.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/quality-assurance/quality-assurance.pdf</a>
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な自己点検・評価活動</li> <li>第三者による点検・評価活動の実施</li> <li>上記活動の結果を中期計画や学内諸活動に適切に反映させ、全学レベル、組織レベル、構成員レベルのPDCAサイクルを機能させる名簿（URL・印刷物の名称）</li> </ul>
備考：	2025 内部質保証推進委員会構成員名簿（2025. 4. 1）

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[\*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
	指摘事項なし			
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[\*]

改善報告書 URL <sup>※</sup>	2025.7 提出済み、
改善報告書検討結果 URL <sup>※</sup>	2026.3 通知予定
備考：改善報告書検討結果受理後、報告書と共に HP 掲出予定	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

[専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程] 教育課程連携協議会[\*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考：	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 5 条、専門職大学設置基準第 10 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会かを明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[\*]

項目	URL
点検・評価報告書	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/quality-assurance.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/quality-assurance.html</a>
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/organization.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/organization.html</a>
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	教員組織：教育研究上の基本組織に同じ 教員数： <a href="https://www.surugadai.ac.jp/file/about/data/full-time-faculty-members-2025.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/file/about/data/full-time-faculty-members-2025.pdf</a> 各教員学位・業績： <a href="https://faculty.surugadai.ac.jp/sudhp/KgApp">https://faculty.surugadai.ac.jp/sudhp/KgApp</a>
入学者の選抜	学部： <a href="https://www.surugadai.ac.jp/exam/">https://www.surugadai.ac.jp/exam/</a> 大学院： <a href="https://www.surugadai.ac.jp/exam/graduate/">https://www.surugadai.ac.jp/exam/graduate/</a>
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/data/">https://www.surugadai.ac.jp/about/data/</a>
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数	卒業者数、修了者数： <a href="https://www.surugadai.ac.jp/file/about/data/number-of-graduates-2025.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/file/about/data/number-of-graduates-2025.pdf</a> 進学者数、就職者数、就職状況等 <a href="https://www.surugadai.ac.jp/career/data/">https://www.surugadai.ac.jp/career/data/</a> 外国人留学生数 <a href="https://www.surugadai.ac.jp/lec/international/pdf/2025gaikokujin_ryugakuseisuu.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/lec/international/pdf/2025gaikokujin_ryugakuseisuu.pdf</a>
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	シラバス <a href="https://p.surugadai.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml">https://p.surugadai.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml</a>

成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/campuslife/grade-evaluation.html">https://www.surugadai.ac.jp/campuslife/grade-evaluation.html</a>
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/data/">https://www.surugadai.ac.jp/about/data/</a>
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	学費一覧 <a href="https://www.surugadai.ac.jp/campuslife/tuition.html">https://www.surugadai.ac.jp/campuslife/tuition.html</a>
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/campuslife/">https://www.surugadai.ac.jp/campuslife/</a> <a href="https://www.surugadai.ac.jp/career-support/">https://www.surugadai.ac.jp/career-support/</a>
研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況	※基礎データ表 6 参照 学位授与： <a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/number-of-graduates-2025.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/number-of-graduates-2025.pdf</a>
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html</a>
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

#### 情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	授業アンケート <a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/ir.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/ir.html</a>
学位の取得状況	※前掲「情報公表」参照
学生の成長実感・満足度	※前掲「授業アンケート」参照
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表 6 参照
学修時間	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/out-of-class-study-hours.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/out-of-class-study-hours.pdf</a>
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	<a href="http://www.surugadai.ac.jp/ebook/03/?page=13">http://www.surugadai.ac.jp/ebook/03/?page=13</a>
教員一人あたりの学生数	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/full-time-faculty-members-2025.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/full-time-faculty-members-2025.pdf</a> ※基礎データ表 1 参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照

早期卒業や大学院への飛び入学の状況	実績なし
FD・SDの実施状況	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/educationreform.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/educationreform.html</a>
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	
卒業者の教員への就職の状況に関すること	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

## 1. 現状分析

## 評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

## &lt;評価の視点&gt;

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

## ※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

内部質保証に関する本学の基本的な考え方及び全学的な方針に関しては、「駿河台大学内部質保証方針」を策定し、以下のとおり「内部質保証に関する基本方針」として明示している（資料2-1【ウェブ】）。

内部質保証に対する全学的責任を負う総括組織として、「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、「駿河台大学内部質保証推進委員会」を設置している（資料2-2 第2条）。同組織は、定期的な自己点検・評価活動及び第三者による点検・評価活動の結果を学校法人駿河台大学の中長期計画である「グランドデザイン」をはじめ、教育研究組織及び事務組織における諸活動等に適切に反映させることにより、全学レベル、組織レベル（学部・研究科等）及び構成員レベル（教員・事務職員）におけるPDCAサイクルを機能させ、内部質保証システムの推進・向上を図るために、関連部局に対して指示する権限を有している（資料2-2 第4条）。

「内部質保証方針」の「内部質保証体制における自己点検・評価活動」において、内部質保証の全学的な責任部署と推進体制、自己点検・評価の取り組み等の方法や内容、学内諸組織との役割分担と実施体制の整備を「駿河台大学内部質保証全体概念図」のとおりに明示している（資料2-3【ウェブ】）。

これらの本学の内部質保証に関する基本的な考え方、方針及び「駿河台大学内部質保証全体概念図」に集約される概念は2019（令和元）年11月開催の全学研修会（大学評価）において、全教職員に明示されるとともに大学ホームページにおいて公表されている。全教職員を対象とした全学研修会（大学評価）は、2019（令和元）年11月に対面で、2020（令和2）年以降は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大状況に鑑み、オンラインにより開催し、定期的な全教職員への情報の共有に努めている（資料2-4、2-5、2-6、2-7）。

なお、2021（令和3）年11月は、外部（公益財団法人大学基準協会評価研究部）より講師を招き、「内部質保証と目指すべき大学の方向性」と題した全学研修会を実施した（資料2-6）。

自己点検・評価活動に基づく最終的な評価結果については、全学的情報共有を図るとともに、大学公式ホームページを通じて公表し、高等教育機関としての社会的責務を果たしている。

また、単なる情報共有にとどまらず、改善のPDCAサイクルを有効に機能させることを目的として、上述の全学研修会のみならず、学部、研究科・専攻、センターFD・SD会議等定期的な組織的活動を通じて、本学の構成員である教職員個々人に対しても、教育活動・研究活動等に関する質保証の担い手としての自覚を促す機会をもっている（資料2-1【ウェブ】、基本情報一覧《体制図》）。さらに、第4期認証評価に向け、内部質保証に対するこうした構成員個々人の意識を涵養する方策として、今後、リーフレット「駿河台大学内部質保証システム～「教育の質」保証を目指して～（仮称）」を作成・共有する予定である。

本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織体制は、「経営戦略会議」を筆頭に「学長・副学長会議」及び後述の「内部質保証推進委員会」等が担っており、これらの役割分担は概ね次のとおりである。

「経営戦略会議」は、大学の設置者たる法人の中核組織であり、理事長が議長を務め、以下、学長、副学長、法人局長、大学事務局長、経営企画室長及び各事務部長等により構成されている。大学の経営戦略及び将来計画に関すること、広報戦略に関すること、更には、全学的な教育・研究組織、予算及び施設に関する重要事項等を協議する場であり、法人の意思決定に向けた協議機関である（資料2-8）。

同会議における内部質保証の推進の一例として、中期計画である「グランドデザイン2026」の策定及びその実現に向けた取り組みである「アクションプラン」の策定と実行に関する年度ごとのヒアリングや評価を通じて、全学的な取り組みに関する改善・向上を着実に進捗させる役割を担っている点が挙げられる。

「学長・副学長会議」は、法人と教学をクロスオーバーさせた協議機関であり、学長が議長を務め、以下、副学長、学長補佐、法人局長、大学事務局長及び教学の事務部長等が協議を行う場であり、概ね月に2～3回開催している。これは、主に日常生じる教学上の諸問題に関する協議のほか、改善・向上実現のためのより具体的な対策の検討を法人と連携しつつ機動的に行える場となっている。また、構成員の多くは、「内部質保証推進委員会」や「自己点検評価分科会」の構成員に就くという有機的な連携を意識した工夫により、改善・向上に必要な課題を共有し、その対策を実行に移すために教育研究組織及び関連事務部署はもとより、理事会、経営戦略会議との連携も行っている。

これらに加えて、内部質保証の推進、自己点検・評価や大学認証評価に関する取り組みに主眼を置いた全学的な組織として、「内部質保証推進委員会」を設置している。

内部質保証推進委員会は、2020（令和2）年度に制定された「駿河台大学内部質保証方針」の下、「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、従前の「大学評価委員会」を改編の上、より権限を明確にした内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として設置された（資料2-2）。本委員会の構成員は、学長を座長とし、以下、副学長、学部長、研究科長等の教学部門の責任者及び法人・事務部門の執行責任者であり、教学面では、部局長会議の

構成員と同一である。このことにより大学全体及び各学部・研究科・センターの取り組み並びに改善状況を把握することが可能となっている（資料 2-2 第 3 条）。また、同委員会の権限として「本学における内部質保証の推進・向上を図るため、関連部局に対して指示する権限を有する」（資料 2-2 第 4 条）の下、構成員たる各学部長、研究科長等教学部門の責任者を通じて各組織における組織レベルでの PDCA サイクルを機能させる体制をとっている。その任務は、同規程第 5 条に規定するとおり「内部質保証の推進、内部質保証に係る自己点検・評価、認証評価機関による大学評価及び外部の第三者による評価等に関して必要な事項をつかさどる」ことである。

また、本委員会の下部組織として「自己点検評価分科会」及び大学基準協会が定める「10 の基準」に対応する「基準部会」を設けている。「自己点検評価分科会」の構成員は、大学執行部構成員とほぼ同一であり、教学、法人・事務部門の責任者が統括し、大学全体を視野に入れるとともに、より機動的に対応できる体制となっている（資料 2-2 第 6 条）。

「内部質保証推進委員会」、「自己点検評価分科会」及び「基準部会」のそれぞれの役割は、親委員会である「内部質保証推進委員会」が、大学の設置者たる法人の中期計画等を踏まえて全学レベルの PDCA サイクルを検証し、機能させることである。「自己点検評価分科会」は、認証評価及び第三者による評価に関するより具体的な個別事案や実務レベルの対応を、さらに「基準部会」は、自己点検・評価報告書の作成を視野に入れた大学基準協会の 10 の基準に特化した対応に基づく現場レベルでの課題の洗い出しをそれぞれ担っている（資料 2-9）。

2024（令和 6）年度の「内部質保証推進委員会」における内部質保証の推進を行った主な事例として、次の取り組みが挙げられる。

①入学者選抜制度の点検と改善、②大学院研究科の募集強化、③3 ポリシー及び内部質保証の点検・評価結果（外部評価）、④第 3 期認証評価における改善課題の取り組み状況、⑤教職課程自己点検・評価報告書、⑥学内諸活動に関する全学的見地に立った再点検・検証及び⑦各種アンケート・調査集計結果の検証等（資料 2-10、2-11、2-12、2-13）。

以上のように、本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、「経営戦略会議」をはじめ、同会議が打ち出す中期計画等を踏まえて「学長・副学長会議」及び「内部質保証推進委員会」が内部質保証に関する種々の取り組みを検証し、改善・向上させる組織として位置付けられており、責任ある体制として適切に整備している。

本学では、大学全体として、また、各学部、研究科及び専攻、分野が独自に掲げる学位授与方針（ディプロマ・ポリシー：DP）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー：CP）、そして学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）を策定している。

学部では、それら 3 つのポリシーに共通する教育目標として、最終的には「駿大社会人基礎力」を修得させることに加え、所属学部それぞれにおける専門的知識・技能の活用力を身につけた学生を広く社会へと輩出することを高等教育機関としての本学の使命としている（資料 1-6【ウェブ】、2-14【ウェブ】、2-15【ウェブ】、2-16【ウェブ】、2-17【ウェブ】、2-18【ウェブ】）。

同様に研究科では、建学の精神「愛情教育」を基本理念とした教育を通じて、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する人材を育成し、広く社会へと輩出することを高等教育機関としての本学の使命としてい

る（資料 4-1～10【ウェブ】）。これら 3 ポリシーの策定に際しては、学則、大学院学則において、大学全体として養成する人材像「建学の精神に基づく人材像」を明示（学則第 1 条、大学院学則第 1 条）するとともに、各学部、研究科において「教育目的・教育研究上の目的」で育成する人材像を明示（学則第 3 条第 2 項、大学院学則 2 条の 2）している（学則、大学院学則【ウェブ】）。これに基づき、大学、各学部及び研究科等の学位授与課程ごとの 3 ポリシーを策定している。

本学では、2013（平成 25）年に「駿大教育の指針（学部・大学院）」（当時）として 3 ポリシーを定め、その後必要に応じて改正を行っている。策定のための全学としての基本的な考え方は、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（2016（平成 28）年 3 月）を踏まえて策定している。

教育の PDCA サイクルを機能させる仕組みは、全学的には「駿河台大学内部質保証方針」の下、「経営戦略会議」が策定する中期計画等を踏まえて、「内部質保証推進委員会」及び「学長・副学長会議」を中心に内部質保証システムが有効に機能するよう構築してきた。既述のとおり、同委員会・同会議の構成員は学長を座長とし、以下、副学長、学部長、研究科長等の教学部門の責任者及び法人・事務部門の執行責任者であり、教学面では、部局長会議の構成員と同一としている。

全学レベルの取り組みの一例として、本学における、2022（令和 4）年度からの中期計画（5 年）である「グランドデザイン 2026」の実現に向けたアクションプラン策定・実行・評価・検証プロセスでは、各学部・研究科・センター等における年度の「アクションプラン」の策定検証に際し、各学部長・研究科長・センター長等と評価者である学長・副学長・学長補佐が個別にヒアリングを実施し、大学全体の取り組みを反映する仕組みとなっている。

また、全ての事務部署における「アクションプラン」の検証に際しては、各事務部署の管理職である部長・次長・課長等と、評価者である理事長をはじめ法人局長・大学事務局長等による年度ごとの目標設定の妥当性及び結果に対する評価のためのヒアリングを行っている（資料 2-19）。

これらのヒアリング・評価結果に基づく毎年度の達成度は、学部・研究科・センター及び各事務部署が策定する「アクションプラン」の遂行の度合いにより検証される。その検証の過程は、教育力、就業力、学生支援力、地域力、研究力に関連した、学部・研究科・センター及び各事務部署による「アクションプラン」の提出に始まり、春学期末に「中間経過報告の提出」、秋学期末（年度末）に「最終結果報告の提出」を行う流れとなっている。この間、学部・研究科・センターの教学部門は、中間報告時に前述の評価者（学長・副学長・学長補佐）が目標の進捗状況における中間評価を行い、最終結果報告時には、目標の達成状況における評価及びコメントを付している。また、各事務部署においては、中間報告時には、「評価者によるヒアリング」を行い、評価者（理事長・法人局長・大学事務局長等）からコメント・要望を受取る。最終結果報告時には、同様に「評価者によるヒアリング」「最終結果報告に対する評価」という一連の手続を踏むことになっており、この過程は客観性、妥当性を有する単年度の PDCA サイクルの体現と捉えることができる（資料 1-14、1-15）。

組織レベルの取り組みの一例として、各学部・研究科・センター等における教育研究活動

の点検・評価及び改善・向上を目的に「学生による授業アンケート」と「担当科目の「F」評価率」における数値等のエビデンスに基づき、指導もしくは情報の確認が必要と判断される教員に対しては、学部長・センター長を中心とした執行部によるヒアリング・面談等の対応を行っている（資料 2-20【ウェブ】、2-21）。

また、こうした取り組みに加えて、各学部では、学部長をはじめ教務委員長や入試委員長等に事務部署の当該学部担当職員を加えて行う「執行部会議」をほぼ通年で毎週開催し、日常発生する諸課題のほか、学部の教育研究組織の現状分析、カリキュラムの妥当性、学生のニーズ及びその他喫緊の課題等について確認、分析、協議等を行っている。加えて、「本学教員の教育研究活動の質的向上を図る」ことを目的に、所属学部全教員による「学部 FD・SD」及び「研究科（専攻）FD・SD」を概ね月 1 回のペースで開催し、絶えず教育研究内容の検証を試みている（資料 1-18、2-22）。

個人レベルの取り組みの一例として、教員評価制度を過去数年間に及ぶ試行期間を経て 2022（令和 4）年度から本格的に導入し、所属教員の教育研究活動の計画時と検証時に組織ごとに面談（年 2 回）を実施している。本格的導入後は、各学部、センターの最上位者に対して、賞与の一部として評価結果を反映していると同時に、学部等が指導を要すると判断した教員に対して、現時点では処遇反映こそ行っていないものの、必要に応じて個別指導を行うこととしている（資料 2-23）。

他にも、研究業績評価制度を設け、過去 3 ヶ年分の研究業績を評価し、2018（平成 30）年度研究費支給分から傾斜配分を行うなど（資料 2-24）、教育を担う教員の教育力・研究力の向上に資する試みを継続的に実施している。

文部科学省からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）については、開学以来、対応は適切に行っており、直近の例では、2020（令和 2）年度設置のスポーツ科学部について、2023（令和 5）年度で完成年度を迎えたが、4 年間、一度も指摘事項が付されることなく設置計画履行等状況調査を終えた（資料 2-25）。

また、大学基準協会による第 3 期大学評価（認証評価）結果の指摘事項（「改善課題」2 点）については、内部質保証推進委員会の指示の下、自己点検評価分科会及び該当基準部会を中心に改善課題の取り組み、その際、自己点検評価分科会部会では、指摘事項以外の改善点を含めて「駿河台大学に対する大学評価（認証評価）結果」の文言から読み解き、自己点検し改善を続け（資料 2-26）、2025（令和 7）年 7 月には「改善報告書」の提出を行った。

こうしたプロセスにより見いだされた改善事例の一つとして、「駿大社会人基礎力」の測定が挙げられる。従前までの取り組みに対するルーブリックや授業アンケートの分析等を通じて、駿大社会人基礎力が必ずしも十分に積みあがっていないことやルーブリック評価が主観的な評価であること等の課題が明らかになった。その改善策として、2021（令和 3）年度から駿大社会人基礎力 Ver.2 への改定を行い、ルーブリック指標についてもより客観的な測定ができるように改善を図った（資料 1-5【ウェブ】）。加えて、基礎的・汎用的能力の測定について、より客観性を持たせるべく、2023（令和 5）年度から全学年で PROG テストを導入・実施することで、大学 4 年間の成長度を測定し、個々の学生に結果をフィードバックする体制に進化させた（資料 2-27）。

このようなプロセスについては、「自己点検評価分科会」が客観性、妥当性の観点から改善状況をチェックし、「内部質保証推進委員会」に報告した上で、必要に応じて各組織に指

示を行う体制となっている（資料 2-28、2-29）。

また、外部有識者による第三者評価として、2018（平成 30）年度及び 2019（令和元）年度に教育関連企業と地方自治体による「本学 3 ポリシーに対する評価報告会」を対面で実施した。2020（令和 2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応として、書面及びメールにて実施している。なお、2022（令和 4）年度は、従来の「3 つのポリシー」点検に加え、第 3 期認証評価結果を踏まえて「内部質保証システム」の点検も実施している。2024（令和 6）年度は、「3 つのポリシー」及び「内部質保証システム」の点検に加えて、第 3 期大学評価（認証評価）結果の指摘事項（「改善課題」2 点）の取り組み状況の点検についても実施している（資料 2-11、2-30、2-12、2-32）。

さらに、2022（令和 4）年 8 月、日本私立学校振興・共済事業団による第三者評価として「経営相談」を実施し、主に財務分析及び人件費等について評価を受け、より一層の持続・安定的な大学運営に資するための評価を得た（資料 2-32）。

教職課程の組織的な自己点検・評価の実施状況については、2022（令和 4）年 3 月 10 日に開催された第 8 回内部質保証推進委員会（資料 2-37）において、「駿河台大学における教職課程の自己点検・評価 実施方針及び実施手順」（資料 2-38）として、実施組織の主体を教職課程委員会とし、内部質保証推進委員会における点検を経て学長の承認を得ること、実施間隔は 2 年間隔とすること、一般社団法人全国私立大学教職課程協会による自己点検評価領域及び項目に沿って実施すること等を定めた。

第 1 回の教職課程の自己点検・評価に当たっては、2022（令和 4）年 4 月から教職課程委員会に作業部会を置き、まずは課題の抽出を主たる要素として、各領域・項目に沿った形で自己点検・評価を行った報告書（案）を同年 12 月 22 日に開催された第 3 回内部質保証推進委員会に提示し（資料 2-39）、2023（令和 5）年 3 月 6 日に開催された第 10 回教職課程委員会において確定した報告書（案）（資料 2-40）について、同年 3 月 9 日に開催された第 4 回内部質保証推進委員会において承認し（資料 2-41）、同年 3 月末日に駿河台大学第 1 回教職課程自己点検・評価報告書をホームページに公表した（資料 2-42【ウェブ】）。第 2 回の教職課程の自己点検・評価に際しても同様に、教職課程委員会が作成した報告書について、内部質保証推進委員会の点検を経るプロセスを取り、2025（令和 7）年 3 月に駿河台大学第 2 回教職課程自己点検・評価報告書を作成した（資料 2-43【ウェブ】）。

作成した報告書は、一般社団法人全国私立大学教職課程協会に提出し、同年 7 月に評価完了証及び審査コメントを受領した。この結果を教職課程委員会並びに内部質保証推進委員会にて報告を行い、今後の自己点検・評価に役立てることとしている（資料 2-44）（資料 2-45）。

#### 評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

教育研究活動については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく「教育情報の公表」として、2014（平成 26）年度から 2024（令和 6）年度までの 11 ヶ年分の教員評価報告書を大学ホームページにおいて公表しており、更に、教員の教育研究業績については、教員自らが「研究業績プロ」（研究業績管理システム）を更新することを通じ、大学ホームページ上で公開している（資料 2-33【ウェブ】、前掲「基本情報一覧」-情報公表）。

自己点検・評価結果については、学校教育法第 109 条及び学則第 2 条の 2 に基づき、本学の自己点検・評価活動の結果である「駿河台大学自己点検・評価報告書」1997（平成 9）年度から 2023（令和 5）年度までの 11 回分を本学ホームページにおいて公表している（点検・評価報告書【ウェブ】）。

このうち、2007（平成 19）年度には「第 4 回自己点検・評価報告書」を基に、2014（平成 26）年度には「第 7 回自己点検・評価報告書」を基に、また、2021（令和 3）年度には「第 10 回自己点検・評価報告書」を基に、大学基準協会による 3 度の認証評価を受審し、同協会の基準に「適合」するものと認められた。この第 3 期大学評価（認証評価）結果についても大学ホームページにおいて公開している（資料 1-11【ウェブ】）。

法人並びに大学の財務状況報告（事業報告書、財務の概要（資金収支・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録、監事監査報告書））及び決算資料については、2019（令和 2）年度から 2024（令和 5）年度の過去 5 ヶ年分を大学ホームページに公表している（資料 2-34【ウェブ】）。

また、「駿河台大学 NEWS」に前年度の決算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）と概要説明を掲載し、学生及び保証人を中心としたステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、学校法人としての公共性と透明性の向上に努めている。（資料 2-35【ウェブ】、2-36【ウェブ】）

上記諸情報の更新については、経営企画課が所管し、変更があった際に速やかに更新を行う体制をとっている。

教職課程の自己点検・評価結果の公表状況については、評価項目①で述べたとおり、第 1 回、第 2 回ともホームページにて公表している（資料 2-42）（資料 2-43）。

#### 評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

大学基準協会による第 3 期大学評価（認証評価）結果の内部質保証に関する指摘事項について、内部質保証に係る問題点の抽出を踏まえ、引き続き 2024（令和 6）年度においても「内部質保証推進委員会」及び「自己点検評価分科会」を定期的に開催し、検証を行ってきた（資料 2-29、2-11）。この全学的な自己点検・評価活動を通して定着した「内部質保証推進委員会」、「自己点検評価分科会」及び「基準部会」を基礎に、その都度の改善状況を点検・評価する活動を進めている。これは、第 3 期大学評価（認証評価）の受審後も、自己点検・

評価報告書の作成を視野に入れた対応のみならず、10の基準の視点から本学における内部質保証システム自体の改善・向上に向けた局所的な提案をも行うことを期したものである。

また、全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性の点検・評価は、「内部質保証推進委員会」が、本学の中期計画である「グランドデザイン 2026」に基づく年度ごとの「アクションプラン」の検証結果等を参考とし、中期計画策定の主体となる「経営戦略会議」（法人の意思決定に向けた協議機関）と連携をとりつつ進捗させていく。さらに内部質保証システムそのものの適切性について、既に定例化している学外からの意見を聴取する第三者評価を用いて意見を聴取し、改善すべき点があれば積極的に対応する考えである。

本学では、2020（令和2）年4月に従前の大学評価委員会を大幅に改編して新たに設置した内部質保証推進委員会を中心に、「駿河台大学内部質保証方針」を策定し5年が経過した。内部質保証システム自体の適切性については、形骸化させることなく、定期的に自己点検・評価を行うべく改革を進捗させている最中にあり、その一環として、これまで行ってきた第三者評価に加え、「大学評価を専門とする外部の有識者（他大学の教員）」による検証作業を今後取り入れていくことも検討している。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

既述のとおり、2020（令和2）年度に制定された「駿河台大学内部質保証方針」及び「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」に基づき、従前の大学評価委員会を改編の上、権限をより明確にした「駿河台大学内部質保証推進委員会」を設置し、当委員会の下部組織として「自己点検評価分科会」及び大学基準10の基準に対応した「基準部会」を設けている。これらの組織の権限・役割を明確にした上で、経営戦略会議、学長・副学長会議及び部局長会議等との連携の下、法人の長（理事長）と教学の長（学長）をはじめ、副学長、部局長、事務局部長職等により構成される各組織を適切にクロスオーバーさせることにより、PDCAサイクルを有機的に機能させる仕組みが構築されており、この点が改善活動の原動力となっている。第3期大学評価（認証評価）結果の指摘事項（「改善課題」2点）の対応のみならず、「駿河台大学に対する大学評価（認証評価）結果」の文言から自ら読み解き、学内の諸課題を積極的に確認する作業を行い、その改善状況を定期的に報告、検証する取り組みなどが、その好例として挙げられる（資料2-26）。

自己点検評価活動を通じ、新たに設置した「内部質保証推進委員会」を中心とする学内の内部質保証システムを構築した上で、第3期大学評価（認証評価）を受審したことは、大きな成果である。しかしながら、現行の内部質保証システムを構築して5年が経過しているが、同システムが、全学レベル、組織レベル及び構成員レベルの各レベルにおいて、必ずしも「十分に機能している」とまで言えない側面も存在しており、とりわけ、次の2点を課題として捉えている。①毎年、定例となっている取り組みについて検証する際、その議論の過程において形骸化しつつある面がないとは言えない点。②内部質保証に基づく改善活動は、全教職員が当事者の一人である旨の認識に関して個人差があることが否めない点。この2点のことから、今後は、全学研修会を中心に教職員の意識向上を高めると共に、「教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で社会に説明し証明していく学内の恒常的・継続的プロセス」として、PDCAサイクル等を適切・着実に機能させ、内部質保証システム

を形骸化することなく、より一層質の向上を図るなど、日常の業務の「振り返り」としての内部質保証を本学に定着させることが課題であると言える。

教職課程の自己点検・評価の実施においては、教職課程委員会で完結させることなく、内部質保証推進委員会の点検を経て、学長の承認を得るプロセスを構築している（第2章点検・評価項目①）。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、第3期大学評価（認証評価）での指摘事項について、自己点検・評価から課題を解決するべく、「内部質保証推進委員会」を中心として、PDCAサイクルを恒常的・継続的に推進するための内部質保証体制の基盤整備が整っていると認識している。この基盤整備により、「グランドデザイン2026」において掲げられた5つの力（教育力・就業力・学生支援力・地域力・研究力）及び学生募集力が更に推進されていくことが期待される。とりわけ、「教育力の駿大」という本学のブランディング戦略をより強固なものとしていくため、従前より実施してきた教員評価制度や教員ヒアリング制度、教員相互の授業参観制度等をより活発化させるだけでなく、教育手法に関する改善策を共有するために立ち上げた「駿大メソッドPT」による研究成果を幅広く活用可能となるよう、基盤整備を行っていきたいと考えている。

上記のように、本学は内部質保証体制の基盤整備を着実にいき、さらなる改善に向けて継続的にPDCAサイクルを機能・推進させていると言えるが、今後の重要点として、内部質保証システムが形骸化することのないよう、その適切性について定期的に自己点検・評価を継続実施していくことが肝要であると考えている。

1. 現状分析

評価項目①

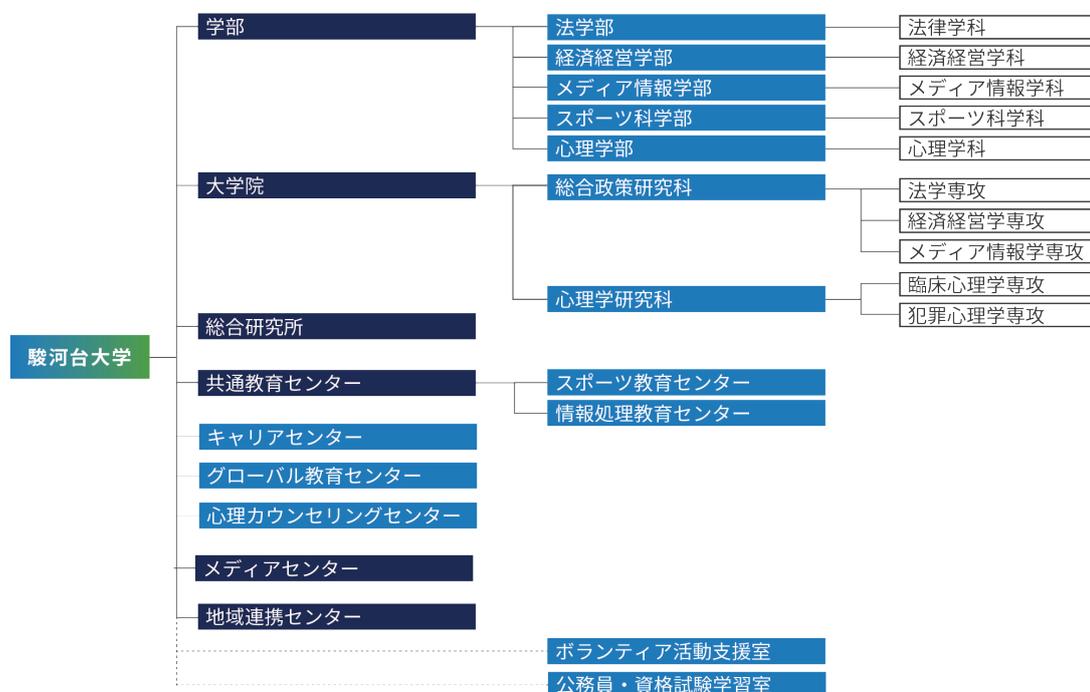
大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学を構成する学部・学科及び大学院研究科・専攻並びに附置研究所・研究センターの設置状況は、教育研究組織図のとおりである（大学基礎データ表 1、資料 3-1【ウェブ】）。

教育研究組織 組織図（2025（令和7）年5月現在）



出典 駿河台大学ホームページ 大学紹介 組織 教育・研究組織図

駿河台大学は、建学の精神である「愛情教育」の下、学則第1条に示すとおり、「広い分野の知識と深い専門の学術を教授研究するとともに、徹底した人格教育を通して豊かな知的教養と国際的感覚を備えた有為の人材を養成し、学術、文化の向上・普及と併せて人類・社会の発展に寄与すること」を主たる目的として掲げ、1987（昭和 62）年に設立された（学則【ウェブ】）。

本学は、こうした理念・目的を具現化させるため、2025（令和7）年5月現在、法学部法律学科、経済経営学部経済経営学科、メディア情報学部メディア情報学科、スポーツ科学部スポーツ科学科、心理学部心理学科の学士課程 5 学部 5 学科（2020（令和2）年度か

ら募集停止の現代文化学部現代文化学科を除く）及び心理学研究科（臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻）、総合政策研究科（法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻）の大学院修士課程 2 研究科 5 専攻を有する総合大学としての教育研究組織を編成している（大学基礎データ 表 1）。

#### <学部・研究科の構成>

##### （法学部法律学科）

法学部法律学科は、本学が法学部だけの単科大学として設立された経緯から、大学設立時における大学の教育理念・目的がそのまま学部の教育理念・目的となり、その理念・目的の下に、学部固有の教育目的として、学生一人ひとりに豊かな人間性と人権感覚に充ちたリーガルマインド（法的思考）を身に付けさせることを掲げた。

今日では、少子高齢化現象、雇用環境の変化、経済成長の停滞及び各社会階層における多様化等に象徴されるように、我が国を取り巻く社会経済情勢の変化を考慮し、組織の点検及び教育目的の見直し等を行った帰結として、「リーガルマインドを持って、社会事象を多角的かつ的確に把握し、社会に生じる諸問題を主体的に解決できる能力を備え、地域を始めとする社会の各領域で活躍する人材を育成する」ことを教育研究上の目的と位置付け、社会的変化に対して常に適切な対応を心掛けている（学則【ウェブ】第 3 条第 2 項第 1 号）。

##### （経済経営学部経済経営学科）

経済経営学部経済経営学科は、1990（平成 2）年に前身となる経済学部（経済学科、経営情報学科）が設置されて以降、学生のニーズが経済学と経営情報学の両分野を幅広く学修する志向性へと推移していく中、組織として対応するため、2007（平成 19）年に経済学部を「経済経営学科」の 1 学科に改組した。さらに、人材育成に関する社会の要求に対応するため、2013（平成 25）年に学部改組を行い「経済経営学部経済経営学科」を設置した（大学基礎データ表 1）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「経済学と経営学の両領域の知識と幅広い教養を活用し、地域社会の中核として諸活動を担う人材を育成する」ことと位置付け、社会の変化に対して、適切に対応している（学則【ウェブ】第 3 条第 2 項第 2 号）。

##### （メディア情報学部メディア情報学科）

メディア情報学部メディア情報学科の母体は、1994（平成 6）年に設置された文化情報学部（文化情報学科、知識情報学科）である。文化情報学部は、設置当時わが国初の学部であり、「情報資源の蓄積と情報財の流通」の専門家である「情報メディアエイター」の育成を図ることを目的としていた。以降、情報メディア技術の急速な発展に伴い、2006（平成 18）年には、インターネットの急速な進展等に対応し、情報のストックに関する側面を文化情報学科で、フローに関する側面を知識情報学科に分類し、新設の「メディア情報学科」で扱うべく改組を行った。しかしながら、その後、情報化社会の更なる進展に伴い、従来の出版、放送の枠を超えて、インターネットと融合するクロスメディアの世界が出現するに至り、情報メディアが融合化する状況に対して、総合的、かつ、柔軟に対応し得る

人材を育成するため、2学科5コースであった文化情報学部を2009（平成21）年に1学科3コースの「メディア情報学部メディア情報学科」に改組した（大学基礎データ表1）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「伝統的アナログメディアから最新デジタルメディア全般にわたり、情報の生産・流通・蓄積・再利用のための知識とスキルを涵養し、地域から世界に向けての情報発信に活用できる人材を育成する」こととして位置付け、社会の変化に対して、適切に対応している（学則【ウェブ】第3条第2項第3号）。

（スポーツ科学部スポーツ科学科）

スポーツ科学部スポーツ科学科は、2020（令和2）年4月に設置された学部である（大学基礎データ表1）。2011（平成23）年6月公布の「スポーツ基本法」が一つの社会的契機となり、生涯にわたる健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくみ、共生社会、健康長寿社会、経済・地域活性化を実現することが求められるようになり、スポーツはその実現に大きく貢献することが期待されるなど、社会的背景が大きく変化してきた。具体的には、国内各所における人口減少による地域や産業の衰退に対する国や地方自治体の施策の一環として、スポーツの成長産業化を掲げる傾向が顕著となった。特に本学の所在地である埼玉県飯能市から「地域振興や人口構成問題における喫緊の課題解決のためにも当該自治体の課題を選定し解決できる能力を有した人材の育成・輩出」の要望もあり、スポーツ科学部スポーツ科学科の設置に至ったものである（資料3-2 pp.2~4「1.設置の趣旨及び必要性」参照、資料3-3）。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「健康で文化的な生きがいのある生活を送ることができる社会を構築するために、スポーツ科学の理論的な知識に基づき教育研究をすることにより、学校、地域及びスポーツが関連する領域において、今日のスポーツの意義や価値を踏まえ、健康の維持増進、生涯スポーツ時代の青少年のスポーツ教育又は地域の活性化に貢献する」こととして位置づけ、社会の変化や地域の要請に対応している（学則【ウェブ】第3条第2項第5号、3-2 pp.4「1.設置の趣旨及び必要性」参照）。

（心理学部心理学科）

心理学部心理学科は、前述の現代文化学部にて2001（平成13）年に設けられた「心理・人間コース」を母体としている。その後、多様化する心理学に対する社会及び学生のニーズに応えるべく、2003（平成15）年に心理学科として学科へ昇格させ、さらに、2009（平成21）年の学部・学科改組により心理学部心理学科へと学部へ昇格、発展したものである（大学基礎データ表1）。設置当初の現代文化学部の教育理念は、文化創造の主体である「個人」の理解を内包したものであったが、情報社会化及びグローバル化により価値観が多様化した現代社会においては、文化やその創造過程を理解するに当たって、個人の心理や行動のメカニズムを科学的・実証的に扱う心理学的アプローチがより重要であると認識されるようになってきた。

このような時代的变化を考慮し、心理学部心理学科では、心理学的手法を用いて自ら社会状況を把握し、解決方法を見出す能力を学生一人ひとりが習得することを旨とすると同時に、心理学部が現代文化学部を母体とする経緯を意識しつつ、心理学は幅広い人間理解の一分野であるという認識に基づき、人間に対する文化的視点の重要性を認識した教育を行うよう

に配慮している。さらに、大学教育に対する、近年の社会的要請である人格形成・基礎教育の充実への期待が高まっている社会的状況に鑑み、心理学・人間学の知識の教授に加えて、十分な社会的スキルと広い教養を身につけ、社会の発展に貢献できる人材の育成をも目指している。このような状況を踏まえて、教育研究上の目的を、「心理学を中心とした人間・社会に対する幅広い知識と教養を身につけ、以下の点を中心に地域社会に貢献できる人材の育成を目指す。ひとつは、地域住民や子どもたちの精神的健康の維持や犯罪・非行の解決に貢献できる人材の育成である。他は、人間行動に関する知識を身につけ、営業や人事、職場環境整備など地域の企業活動に貢献できる人材の育成」として位置付け、社会の変化に対して、適切に対応している（資料 1-2【ウェブ】）。

（心理学研究科／総合政策研究科）

大学院研究科（修士課程）は、2009（平成 21）年に学部・学科改組により設置された心理学部を基礎として、同学部設置と同時に心理学研究科（臨床心理学専攻、法心理学専攻）が設置された後、法心理学専攻については、司法関連領域の心理職へのニーズの変化に対応すべく、2017（平成 29）年、犯罪心理学専攻に改組され、現在に至っている（大学基礎データ表 1）。

また、心理学研究科に先立ち、1996（平成 8）年に当時の経済学部を基礎として、経済学研究科経済・経営専攻が設置され、その後 2005（平成 17）年には、既設の法学研究科（公法学専攻、私法学専攻）及び文化情報学研究科文化情報学専攻を改組再編し、これら 2 研究科を融合した新たな研究科として、現代情報文化研究科（文化情報学専攻、法情報文化専攻）が設置された。さらに 2014（平成 26）年、上述の経済学研究科及び現代情報文化研究科の 2 研究科を発展的に融合させ、現在は、社会における地域的課題解決のための新たな研究科である総合政策研究科として開設されている。

このように、常に社会的要請を反映した組織改編を実施しており、現在、心理学研究科及び総合政策研究科による 2 研究科 5 専攻の体制となっている（大学基礎データ表 1）。

なお、各研究科・専攻では、基礎となる学部の理念を基に次のとおり教育研究上の目的を定めている。心理学研究科（臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻）においては、「幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、犯罪者・非行少年の矯正・更生の場での心理学的問題の理解と解決に貢献できる人材の養成」とし（大学院学則【ウェブ】第 2 条の 2 第 1 号）、総合政策研究科（法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻）においては、「法学、経済・経営学及びメディア情報学に関する専門知識・能力を有する職業人並びに地域的課題を総合的視点から実際的・実践的に解決しうる人材の養成」としている（大学院学則【ウェブ】第 2 条の 2 第 2 号）。

さらに、2023（令和 5）年 4 月、第 3 期大学評価（認証評価）結果における改善意見及び指摘事項への対応を図るため、また、2024（令和 6）年度カリキュラム改正事項を踏まえ、2024（令和 6）年度入学者向けに大学院 5 専攻の教育研究上の目的を従前より詳細な内容となるよう専攻別に次のとおり設けた。

（臨床心理学専攻）

幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能を持って、こころの問題に対処

できる実践的な心理臨床家の養成

(犯罪心理学専攻)

幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能を持って、司法・矯正・保護の現場で求められる諸問題の心理学的理解と解決を実際的に支援できる人材の養成

(法学専攻)

法律的専門知識を持った高度専門職業人として行政や企業・団体などで地域の中核となって活躍する人材の養成

(経済・経営学専攻)

高度に情報化され、複雑かつグローバル化の進む経済社会に関し、学部卒業後や社会人に対してより高度な経済学・経営学の知識の教授と、地域及び国際社会での広い視野と倫理性の高い専門職業人の養成

(メディア情報学専攻)

高度情報社会において、メディア情報学の最先端の知識と技術を身に付け、情報資源を総合的に制御・管理する実務能力を持つ高度専門職業人の養成

並行して、2024（令和6）年度カリキュラム改正事項を踏まえ、当該2研究科5専攻の3つのポリシーの改定を行うとともに総合政策研究科経済・経営学専攻2分野の3つのポリシーの制定を行った（資料3-4【ウェブ】）。

なお、改定の要点は次のとおりである。

(改定の要点)

- ① 駿河台大学（研究科）、心理学研究科、臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻、総合政策研究科法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻のカリキュラム・ポリシーについて、第3期大学評価（認証評価）結果における改善意見に対応するため、学部のカリキュラム・ポリシーに相当するよう、教育内容、教育方法、評価による構成に改めた。
- ② 経済・経営学専攻のカリキュラム・ポリシーについて、第3期大学評価（認証評価）結果における改善意見に対応するため、経済分野及び企業経営分野ごとに策定するとともに、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーについても分野ごとに再編して、分野ごとの3つのポリシーとして制定した。
- ③ 臨床心理学専攻及び犯罪心理学専攻のディプロマ・ポリシーについて、第3期大学評価（認証評価）結果における指摘事項を踏まえ、修了要件及び修士論文の審査に係る表現を追加した。
- ④ 駿河台大学（研究科）、心理学研究科、臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻、総合政策研究科、法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻のアドミッション・ポリシーについて、第3期大学評価（認証評価）結果における指摘事項を踏まえ、学部にならない研究科の特徴がわかる方針に改めた。
- ⑤ 駿河台大学（研究科）について、全研究科に共通するディプロマ・ポリシーを策定した。
- ⑥ 駿河台大学（研究科）、心理学研究科、臨床心理学専攻、犯罪心理学専攻、総合政策研究科、法学専攻、経済・経営学専攻、メディア情報学専攻の3つのポリシーにつ

いて、学部にならない前文を追加した。

- ⑦ メディア情報学専攻のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについて、2024(令和6)年度カリキュラム改正に伴う科目群変更に伴い、記載内容を変更した。

#### <各センターの構成>

専門性を十分に活かした教育を担う学部及び大学院に加えて、各学部に通ずる基礎教育に関わる分野については、一元的・横断的な組織の下における効率的、かつ、有益な運営を図るため、グローバル教育センター、スポーツ教育センター、情報処理教育センターを設置している。

さらに、情報化社会の加速度的な進化に迅速に対応し、本学の情報教育・研究の支援・強化を目的としたメディアセンター、心理学研究科臨床心理学専攻における内部実習施設としての心理カウンセリングセンター及びキャリア教育の充実と就職支援の強化を目的としたキャリアセンターを設置している。各センターの設置目的等の概要は次のとおりである。

#### (グローバル教育センター)

グローバル教育センターは、外国語に関する適切な教育研究組織を整備することを目指して2008(平成20)年に設置された外国語教育センターを基礎としている。その後、今日の大学を取り巻く国際的環境等を考慮し、2016(平成28)年、「本学における外国語教育を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施し、学生の外国語能力を向上させ、本学における国際交流の充実を図ること」(資料3-5 第2条)を目的にグローバル教育センターとして組織的発展がなされた。主たる業務は、語学教育の充実、留学の推進、留学生の受入れと支援の拡充及び留学生と日本人学生の交流の拡大などである(資料3-5 第2条、3-6【ウェブ】)。

なお、2025(令和7)年度は、一連のコロナ禍で2020(令和2)年度から2022(令和4)年度前半にかけて中断を余儀なくされていた長期留学(交換・派遣留学)及び短期留学(海外語学演習)については希望者増を、また外国人留学生の各種交流事業についてもより一層の促進を柱に据えて運営を行っている(資料3-7【ウェブ】)。

#### (スポーツ教育センター)

スポーツ教育センターは、スポーツ教育に関する適切な教育研究組織を整備することを目指して、2009(平成21)年、「本学における各学部に通ずる健康・スポーツに関わる授業科目の実施、スポーツ公認団体の充実・振興、地域スポーツの推進を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施すること」(資料3-8 第2条)を目的として設置された。主たる業務は、スポーツ教育科目の授業計画の策定・実施、スポーツ公認団体の活動の推進・選手強化育成・指導体制の確立、スポーツ施設の充実・管理運営及びスポーツ活動に関する地域との連携などである(資料3-8 第3条、3-9【ウェブ】)。また、「駿河台大学憲章」(資料1-1【ウェブ】)を踏まえ、「スポーツを本学アスリートの個々人の人間的成長のための重要な要素として位置づけるとともに、広くわが国のスポーツの振興と発展に本学学生アスリート諸君が必ずや寄与できることを願い」、その礎石としての「駿河台大学アスリート宣言」を2016(平成28)年に制定し(資料3-10【ウェブ】)、行動規範の共有を行っている。

なお、2025（令和7）年度は、学内においては、多種多様な支援によるアスリート学生の課外活動における満足度の向上を、地域活動においては、公開講座の実施、スポーツ強化指定クラブ等による小・中・高等学校へのイベント、地域貢献活動により地域のスポーツ教育、健康増進、環境改善に貢献することを柱として運営を行っていく（資料3-10）。

#### （情報処理教育センター）

情報処理教育センターは、情報処理教育に関する適切な教育研究組織を整備することを目指して、2009（平成21）年、「本学における情報処理基礎教育を一元的な組織の下で、統一かつ円滑に実施し、学生の情報処理能力を向上させること」（資料3-12 第2条）を目的として設置された。主たる業務は、情報処理基礎教育の授業計画の策定・実施・改善計画策定及び学生の情報処理能力向上のための指導・支援などである（資料3-12 第3条、3-13【ウェブ】）。

また、社会的要請を受け、「Society5.0時代に対応できる情報リテラシー」、「数理・データサイエンス・AIの素養」の涵養に向けて、2022（令和4）年度から全学共通パイロット科目として「データリテラシー入門」の導入を実施していたが、2024（令和6）年度カリキュラムから全学で本格導入し、2025（令和7）年度から2年次必修科目の「データリテラシー演習」として開講している（第1章基本情報一覧、履修要項）。

このように、以上の各センターは、いずれも各学部に通ずる基礎教育に関わる分野を一元的・横断的な組織の下で効率的、かつ、有益な運営の実現を狙いとしており、大学の理念・目的に照らして適切なものとなっている。

#### （メディアセンター）

メディアセンターは、既存の図書館、情報科学センター及び視聴覚センターの3施設を有機的に統合し、1999（平成11）年に設置された（大学基礎データ表1）。その設置目的は、「本学における研究及び教育の充実・発展に資するため」であり、「情報化社会の加速度的な進化に迅速に対応し、多様な情報メディアに対するニーズに応えながら、本学の情報教育を支える中心基地として活動」するためである（資料3-14 第2条、3-15【ウェブ】、3-16【ウェブ】）。主たる業務は、図書、視聴覚・電子媒体資料等の収集・管理・利用提供、レファレンス、視聴覚・情報処理設備を用いた教育研究、事務情報処理システムの企画立案、設備の管理運営などである（資料3-14 第2条）。

2025（令和7）年度は、2023（令和5）年8月にリニューアルしたラーニング・コモンズ（総合的な自主学習のための環境）の利用促進及び電子書籍コンテンツ数とアクセス件数増加等を柱として運営を行っている（資料3-17【ウェブ】）。また、近年、社会的にも重要視されているサイバーセキュリティ対策として、入職時及び全学教職員に向けて、情報セキュリティ研修を実施している（資料3-18）。

#### （心理カウンセリングセンター）

心理カウンセリングセンターは、2009（平成21）年の心理学研究科の設置に伴い、内部実習施設として研究科と同時に開設された（大学基礎データ表1）。その設置の目的は、「地

域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康の維持・促進を援助するとともに、本学学生に臨床心理実習の場及び教育訓練の場を提供すること」である（資料 3-19 第 2 条）。主たる業務は、一般学外者等を対象とした心理相談活動、本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻に所属する学生のための臨床心理実習・教育訓練に関する諸活動及び心理相談に関する調査・研究活動などである（資料 3-19 第 3 条）。

このように、当該センターは、地域への貢献と同時に本学学生の教育・実習の場としての役割を担っており、組織は大学の理念・目的に照らして適切なものとなっている（資料 3-20【ウェブ】）。

（キャリアセンター）

キャリアセンターは、キャリア教育の充実と就職支援の強化を図るため、2012（平成 24）年に設置された（大学基礎データ表 1）。その設置の目的は、「本学におけるキャリア教育と就職支援を一元的な組織の下で効果的に実施し、学生の就業力を向上させ、就業率の向上を図る」ことである（資料 3-21 第 2 条）。

主たる業務は、キャリア教育の授業計画の策定・実施・改善計画案策定、学生の就業力向上のための指導・支援及び求人の受理・求職登録などである（資料 3-21 第 2 条、3-22【ウェブ】）。

このように、当該センターは、統一組織の下で効率的、かつ、有益な運営の実現を狙いとしてキャリア教育と就職支援を実施しており、組織は大学の理念・目的に照らして適切なものとなっている。

2025（令和 7）年度は、前年度に続き、埼玉県発表の県内大学における卒業生就職率の平均を上回るという目標達成を達成しているが、その継続及び就職活動の早期化への対応等を柱に運営を行っている（資料 3-22【ウェブ】）。

<附置研究所・研究センターの構成>

これまでに記述した教育的側面における組織以外に、研究的側面における組織である附置研究所として、「総合研究所」を設置している（大学基礎データ表 1）。

はじめに総合研究所設置の経緯について触れておきたい。変動する社会の多様化したニーズに応えるべく、本学は種々検証を経て学部・研究科の改組のみならず、教育研究組織全般の設置についても積極的に行ってきたが、一方で、社会のニーズに対してより一層、迅速、かつ、効果的・効率的に対応していくためには、組織の合理的スリム化を図る必要があると考えるに至った。経営戦略会議及び学長・副学長会議等での協議を複数回行った結果、中でもこれまでに増設を重ねてきた附置研究所・研究センターの改編の必要性について意見の一致がみられた。第 3 期大学評価（認証評価）受審の最中に同時並行的に検証を行った上で、2021（令和 3）年 4 月、既存の複数の研究所・研究センターを発展的に統合し、「駿河台大学総合研究所」としてリニューアルしたものである。

なお、統合の基礎となった研究所等は次のとおりであり、全て 2021（令和 4）3 月をもって閉所した。

- ・比較法研究所（1991（平成 3）年設置）
- ・教養文化研究所（1996（平成 8）年設置）

- ・経済研究所（1997（平成9）年設置）
- ・文化情報学研究所（1998（平成10）年設置）
- ・教育研究センター（2016（平成28）年設置）
- ・地域創生研究センター（2017（平成29）年設置）

（総合研究所）

2021（令和4）年4月、既存の複数の研究所を発展的に改編し、「駿河台大学総合研究所」として設置された（資料3-23【ウェブ】）。この研究所の下には、新設と改編が柔軟に可能となる3つの研究部門（教育・AI・データサイエンス部門、地域研究部門、教養文化研究部門）を設置し、それぞれの研究部門が時代の潮流に沿ったテーマはもとより、広く社会や学生のニーズに応じた研究を推進することがこれまで以上に可能となる仕組みとして構成されている。さらにそこでの研究活動とその成果は、本学の中期計画「グランドデザイン2026」とそれに基づくアクションプランに依拠して評価・検証を行い、不断の改革・改善を行うことを通じて、大学の担うべき社会的機能を果たす目的で活動を行っている（資料1-14）。

なお、2025（令和7）年度は、8件の研究プロジェクトを採択し、1件のシンポジウムの実施を予定している（資料3-24【ウェブ】）

さらに、教育研究に関する紀要として『駿河台大学教育研究』を年1回刊行、地域研究に関する紀要として『駿河台大学地域研究』を年1回刊行、自然科学分野及び人文・社会科学分野に関する紀要として『駿河台大学論叢』を年2回刊行し、各分野に関する研究論文、書評、翻訳、研究会報告要旨研究ノート等を通じて研究成果を世に発表している（資料3-23【ウェブ】）。

また、これらの活動のうち研究プロジェクトについて、2025（令和7）年3月、第三者評価として、原聰氏（駿河台大学研究倫理審査委員会学外委員、駿河台大学名誉教授）より7件の講評を得た（資料3-25、3-26）。

このように、附置研究所は、その専門性に関わる学部・研究科の理念及び教育研究上の目的と連携して研究的側面から本学の教育改善に資する組織となっており、また、定期的な研究紀要の発行の他、各種公開講演会を開催する等の活動を通じて地域への貢献を多数行うなど、組織は大学の理念・目的に照らして適切なものとなっている。

<その他、教育研究を支援する組織の構成>

（地域連携センター）

地域連携センターは、2004（平成16）年に設置された地域ネットワーク推進支援室を改組して、2013（平成25）年に設置された。その目的は「本学と地方公共団体、地域産業界、地域市民団体等（以下、「地方公共団体等」という。）との連携・協力によって行われる諸活動が、円滑かつ活発に推進されるよう、本学と地方公共団体等との連携・協力について調整し、Center of Communityとしての本学の地域連携事業推進を円滑に実施すること」（資料3-27第2条）である。主たる業務は、地方公共団体等との交流、連携に関する各種事業の連絡調整、地域の大学・短期大学で構成するプラットフォームに関する各種業務の連絡調整などである（資料3-27第3条）。

例えば、大学と地域社会との窓口として、地域の自治体、企業との連携の下に、「地域活性化の核」として、様々な講演会等のイベントの実施、飯能商工会議所・飯能信用金庫・飯能市教育委員会との産学連携による「子ども大学はんのう」の開講、飯能信用金庫との産学連携による「輝け！飯能プランニングコンテスト」の実施等にも取り組んでいる。さらに、地域の中核を担う人材育成の一環として、学生が、自らの視野を広げ、地域の様々な課題に協働できる能力を育成するために、「地域の教育力」を活用した「地域インターンシップ」・「森林文化」等のアウトキャンパス・スタディの実施支援にも取り組んでいる（資料 3-28【ウェブ】）。

#### （ボランティア活動支援室）

ボランティア活動支援室は、2009（平成 21）年、「ボランティア活動が円滑かつ活発に推進されるよう、ボランティアに関する指導、相談、情報提供、広報等を行う」（資料 3-29 第 1 条）ことを目的に設置された。主たる業務は、ボランティア活動に関する近隣の施設・団体等との連絡・調整、情報の収集、活動計画の作成、活動に関する指導、広報、報告などである（資料 3-29 第 2 条）。

毎年、4 月、5 月にボランティア活動に興味がある学生を対象に説明会を実施し、その後希望者へより具体的な募集情報の提供を行うと共に、「約束は必ず守る」「相手を尊重する」「無理はしない」といったボランティア活動に必要な心掛けの涵養も実施している（資料 3-30【ウェブ】）。

#### （公務員・資格試験学習室）

公務員・資格試験学習室は、2005（平成 17）年に設置した飯能キャンパス司法研修室を改組して、2015（平成 27）年に設置された。その目的は「法科大学院又は公務員を志望する学生及び税理士、公認会計士、司法書士、行政書士、宅地建物取引士等の資格取得を希望する学生に対し、自主学習支援及び受験指導を通じて、本学正規教育における教育効果を相乗的に高め、もって本学の教育に貢献すること」を目的として活動を行っている（資料 3-31 第 2 条）。主たる事業は、各種試験に係る自主学習の支援や学習プログラムの企画・実施などである（資料 3-31 第 3 条）。

主に、警察官、消防官や市役所などの公務員を志望する者、法科大学院への進学、司法書士、行政書士、宅地建物取引士等の資格取得を希望する本学生のために、効果的で実践的なプログラムを用意して学習サポートを行っている。その結果、毎年恒常的に市役所職員、警察官、消防官、自衛官など多数の合格者を輩出するに至っている（資料 3-32【ウェブ】）。

#### <教職課程>

教職課程を全学的に実施する組織の状況として、教職課程委員会を置き、教職課程委員会規程第 3 条に基づく委員で構成され（資料 3-41）、事務局として学務部教務課の教職課程担当職員 3 人が参加している。また、教職課程委員会による年次計画や分担により、各学部選出の教職課程委員を通じて、学部の教職課程担当者との連携・協力を担当するとともに、委員長である教職課程主任が全学教務委員会、FD 委員会の構成員（資料 3-42）（資料 3-43）となり、学士課程教育全般の運営に携わっている。

このように、教育研究を支援する組織として設置の目的を明確に定めており、組織は大学の理念・目的に照らして適切なものとなっている。

以上のことから、本学では、教育研究組織と学問の動向及び社会的要請等を意識した組織づくりに対して不断の努力を行っており、本学における学部・研究科、センター、附置研究所・研究センター等の組織の設置状況は、本学の理念・目的に照らして適切であると考えている。

#### 評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学は、建学の精神である「愛情教育」に立脚し、「ひとりひとりの多様な個性と夢を尊重し、真摯に向き合い、ともに学ぶ環境を作り」「変化の著しい社会において、自主的かつ主体的に生きることのできるひとを育み」「常にグローバルな視野に立って、地域社会の未来を担えるひとを送り出す」ことを目指すべき教育目標として掲げた「駿河台大学憲章」を定めるなど、教育目的の検証及び見直しを不断に行い、教育研究組織の適切性を重視してきた（資料 1-1【ウェブ】）。

また、時代の要請に対応しながら、教育機関に求められる社会的役割を確実に果たせる大学であるために、中期計画として、2012（平成 24）年に「駿河台大学グランドデザイン」を策定（資料 3-33）、続いて 2016（平成 28）年に 2021 年度までの課題解決・目標達成を掲げた「グランドデザイン 2021」を、同じく 2022（令和 4）年には「グランドデザイン 2026」を策定した（資料 1-3【ウェブ】）。

学長・副学長以下、各学部・研究科・センター及び事務部門は、このグランドデザインに掲げた課題解決・目標達成に向けた「アクションプラン」を年度ごとに策定し、検証（目標設定の妥当性、中間報告、評価等）を行っている（資料 1-13、14、15）。

さらに、「2025（令和 7）年度事業計画書」は、「駿河台大学内部質保証方針」に基づく内部質保証推進委員会及び自己点検評価分科会を中心とした内部質保証システムを基盤とし、経営戦略会議が中心となり策定した「グランドデザイン 2026」を踏まえて、全学レベル、組織レベル及び構成員レベルにおける PDCA サイクルの着実な運用を図る。その際、第 3 期認証評価における大学評価結果（2022（令和 4）年 3 月受領）を踏まえ、内部質保証システムの機能向上・強化を行うとともに、内部質保証システム自体の適切性の点検・評価を不断に行う旨の内容となっており（資料 3-34【ウェブ】）、本基準を概ね充足しているものと考えている。

具体的には、学長、副学長、学長補佐、学部長及び研究科長・副研究科長並びに法人局長、

大学事務局長等を構成員とする全学組織である「内部質保証推進委員会」を組織し、定期的に教育研究組織の適切性やその他全学的な事項等について、自己点検・評価を行っている（資料 2-2）。また、その下部組織として、学長、副学長に事務局の責任者（法人局長、大学事務局長及び事務部署の部課長等）を構成員に据えた「自己点検評価分科会」を組織し、同じく定期的に、前者は大局的、かつ、PDCA サイクルの確実な運用を行う観点に軸足を置き、後者は局所的、かつ、事務作業を行う観点に軸足を置き、各々自己点検・評価を行っている（資料 2-2）。これらの組織による自己点検・評価の結果を踏まえて、従前は、必ずしも十分に機能していなかった旧小委員会及び作業委員会を、大学基準協会が設定する「大学基準」に対応する部会（基準 1 部会～基準 10 部会）として改編し、詳細事項の協議や作業の中心の一つとして機能させている（資料 2-2、3-35【ウェブ】）。

このように自己点検・評価をより適切に実施するために、必要に応じて委員会組織の改編を行い、内部質保証組織を中心に、概ね、隔年で「自己点検・評価報告書」を作成・公表しており（第 2 章基本情報一覧）、大学基準協会による大学評価については、2007（平成 19）年における第 1 回目の受審、2014（平成 26）年の第 2 回目及び 2021（令和 3）年の第 3 回目の受審に関して、いずれも、「大学基準に適合している」との認定に至っている（資料 1-11【ウェブ】）。

こうした大学全体における取り組みとは別途、各学部では、学部長を中心とする「執行部会議」をほぼ通年で毎週開催し、学部の教育研究組織の現状分析、カリキュラムの妥当性、学生のニーズ及びその他喫緊の課題等について確認、分析、協議等を行っている。加えて、「本学教員の教育研究活動の質的向上を図る」ことを目的に、所属学部全教員による「学部 FD・SD」及び「研究科（専攻）FD・SD」を概ね月 1 回のペースで開催し、絶えず教育研究内容の検証を試みている（資料 1-16）。

このような検証の機会は学部内のみならず、法人と教学をクロスオーバーさせた協議機関として、学長及び副学長を中心に各組織の長（各学部長、研究科長・副研究科長及びセンター長等）が上述と同様の協議を行う「部局長会議」、並びに学長、副学長、学長補佐、法人局長、大学事務局長、学務企画部長、学務部長、学生支援部長、キャリアセンター事務部長及びメディアセンター事務部長が協議を行う「学長・副学長会議」を設置している（資料 1-18 第 4 条、3-33 第 4 条）。これらは定期開催とされ、部局長会議が年間 12～13 回程度、学長・副学長会議が年 22～25 回程度、夏期休業・年末年始を除き月平均約 3 回の頻度にて定例開催し、日常生じる諸問題に関する協議のほか各組織の適切性についても適宜協議し、論点整理を加えて既述の内部質保証組織における検証に繋げている。

さらに、既述の教学系会議体の他に、2012（平成 24）年度から法人と教学の役職者によって構成される「経営戦略会議」を設置し、大学の中長期計画、全学的な教育・研究組織の適切性の検証、その他重要事項の協議を行い、理事会における意思決定に向けて大きな役割を果たしている（資料 2-8 第 2 条）。中でも事務組織編制等を含む全学的な教育・研究組織の適切性の検証については、一例として、2020（令和 2）年 4 月に開設となる「スポーツ科学部スポーツ科学科」の適切な設置のための協議を目的として、「経営戦略会議」の下部組織として 2014（平成 26）年度に「新学部構想検討委員会」（計画の具体化に連動して数回改編し、最終的に「スポーツ科学部設置準備委員会」となる）を設置（資料 3-37）、2017（平成 29）年の心理学研究科法心理学専攻から犯罪心理学専攻への改組、さらに、2021（令和

4) 年4月、複数設置されていた附置研究所・研究センターを「総合研究所」として発展的統合を行うなど、組織改編の必要性の検証及び将来に向けた構想等の協議を絶えず行ってきた。

また、既に2015（平成27）年度には学務企画室（現在は学務企画部）を設置し、同部における学務企画課の事務分掌の1つとして、「大学の自己点検評価に関すること」及び「大学のIR（Institutional Research）に関すること」を明確に規定し、学内組織等の客観的な現状分析を行う組織を明確にして対応している（資料3-38 第12条）。

さらに当該基本方針に基づき各学部・研究科・附置機関及び各委員会・部署等が策定する種々の対策案が基本方針に沿った適切な内容であるかについて全学的な見地による最終点検並びに意思決定の機能を果たしている。こうした緊急下における対策内容についても、後日、既述の内部質保証推進委員会等において検証を行っている（資料3-39）。

このように、本学では、内部質保証推進組織を中心に大学全体を挙げて、教育研究組織の適切性の検証と改善の取り組みを適切に行っていると考えている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

既述のように、本学では、学長及び副学長を中心に各組織の長（各学部長、研究科長・副研究科長及びセンター長等）が協議を行う「部局長会議」、並びに、学長、副学長、学長補佐、法人局長、大学事務局長、学務企画部長、学務部長、学生支援部長、キャリアセンター事務部長及びメディアセンター事務部長等が協議を行う「学長・副学長会議」を設置しており、前者においては年22～25回程度、夏期休業・年末年始を除き月平均約2回の頻度にて定例開催するなど、学部間並びに教学組織及び法人組織との横断的な管理、連携型の組織運営体系を構築している。このことにより、週単位ないしは月単位のサイクルで定期的に日常の諸課題から教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く地域的環境等への配慮といった事項に至るまで情報・認識の共有が図られ、常に組織運営について検証を行っていることが特色として挙げられる（資料1-17、2-22、3-36）。

問題点としては、これまで述べてきたとおり、本学は開学当初から現在に至るまで教育研究組織の検証・改善を継続的に実施し、また、近年においても新学部開設に係る取り組みをはじめとして、教育研究組織の検証、改編を実施してきたが、こうした中であって現在、特に重要な課題として認識している点は、大学院（研究科）の組織の在り方についてである。具体的には、第3期大学評価（認証評価）結果の提言で、改善課題として指摘のあった大学院（研究科）の定員管理の徹底に関する事項である。これについては、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を中心に各研究科と連携を図りながら、①学生募集の強化策、②大学院（研究科）組織のあり方、の両面から検証、検討を進めている最中である。前者①は本報告書第5章の重要課題とし、後者②は本章の重要課題と位置付けて検証を進めている。大学院（研究科）の収容定員に対する在籍学生比率の恒常的な低値状態については、わが国の少なからずの大学院が同様の状況にあり、言わば全国的な課題と言える。それだけに、深刻な問題であることは承知しているが、引き続き、本学の課題として検証と改善を実施していく。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

変化の激しい現代社会において、本学の教育研究目的達成のための教育研究組織の適切

性の検証及び将来に向けた構想等の協議を継続的に行ってきた結果、建学の精神と大学の理念・目的を踏まえた教育研究組織の体制が整備できていると考えている。

これまで述べてきたとおり、近年、新学部開設に係る取り組み、内部質保証に関する方針・組織体制の整備、附置研究所・研究センターの発展的統合、また、学長ガバナンスの強化を目的とした規程改正にも取り組んできた（資料 2-22 第 2 条）。さらに、2020（令和 2）年「学校法人駿河台大学 駿河台大学ガバナンス・コード」制定時に、教学ガバナンスとして、学長の責務（役割・職務範囲）や学長補佐等の責務（副学長、学部長及び研究科長の役割）を明確にした制度の整備を行い（資料 3-40 第 3 章）、大学の入口から出口までを一貫した到達目標（3つのポリシー）で統括し、一体的に機能させて教育の質向上と学生の成長を図るための基盤を強化した（資料 3-40 第 4 章）。なお、ガバナンス・コードについては、2025（令和 7）年度より、「日本私立大学協会 ガバナンス・コード<第 2.0 版>」に準拠し、取り組み点検等を実施している。

また、2025（令和 7）年 10 月より、事務組織に理事長直下の組織として、「大学改革準備室」を新規に設置し、専従職員を配置予定である。これは、学部のあり方について諸情報を基に分析し、今後の本学の改革、組織再編等を提案、実行していくための基幹となる部署である。

このように、変動する社会の多様化したニーズに応えるべく、種々の検証を経て学部・研究科の改組のみならず、教育研究組織全般の再編について積極的に行ってきた。したがって、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているとともに、その結果を下に改善・向上に向けた取り組みを行っているものと考えている。

しかしながら、継続して検討すべき課題や新たに生じる問題点があることは認識しており、引き続き、普遍的な要素（建学の精神、大学の理念・目的）を柱としつつ、日常の教育研究運営に関する諸課題から教育研究組織の改組・改編の必要性に至るまで、絶えず変化する地域社会や経済社会のニーズに対応し得るレジリエントな組織づくりを行い、学生の学習・諸活動の活性化に資する教育研究組織の整備について不断に検証していく。

## 第4章 教育・学習(基本情報一覧)

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[\*]

学部・研究科等名称	URL
駿河台大学	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-surugadai.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-surugadai.pdf</a>
法学部法律学科	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-law.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-law.pdf</a>
経済経営学部経済経営学科	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-economics.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-economics.pdf</a>
メディア情報学部メディア情報学科	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-media.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-media.pdf</a>
スポーツ科学部スポーツ科学科	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-sportscience.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-sportscience.pdf</a>
心理学部心理学科	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-psychology.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-psychology.pdf</a>
駿河台大学大学院(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-surugadai-graduateschool.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-surugadai-graduateschool.pdf</a>
心理学研究科(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-psychology.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-psychology.pdf</a>
心理学研究科臨床心理学専攻(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-psychology-clinical.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-psychology-clinical.pdf</a>
心理学研究科犯罪心理学専攻(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-psychology-crime.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-psychology-crime.pdf</a>
総合政策研究科(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy.pdf</a>
総合政策研究科法学専攻(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-law.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-law.pdf</a>
総合政策研究科経済・経営学専攻(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-economics.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-economics.pdf</a>
総合政策研究科経済・経営学専攻経済分野(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-economics-economic.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-economics-economic.pdf</a>
総合政策研究科経済・経営学専攻企業経営分野(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-economics-corporate-management.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-economics-corporate-management.pdf</a>
総合政策研究科メディア情報学専攻(修士課程)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-media.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/edu-policy/policy-gs-integralpolicy-media.pdf</a>
備考:	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例(※対象となる学部がある場合)

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
該当なし			
備考:			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

[専門職大学、専門職学科] 科目区分ごとの必要修得単位数[\*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門 科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
該当なし							

備考：

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 9、専門職大学設置基準第 29 条、30 条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[\*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1 コマあたり の授業時間	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため省略			
単位設定			
授業形態	1 単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程 (条項)	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため省略			

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更していない場合は不要）[\*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単位 の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
	単位		○		○
備考：前回評価から変更がないため省略					

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研 究科は学位課程別）	卒業・修了要件単 位数	既修得 等 (注) の認定 上限単 位数	URL・印刷物の名称
法学部法律学科	124 単位	60 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/faculty/law/curriculum.html">https://www.surugadai.ac.jp/faculty/law/curriculum.html</a>

経済経営学部経済経営学科	124 単位	60 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/faculty/economics/curriculum.html">https://www.surugadai.ac.jp/faculty/economics/curriculum.html</a>
メディア情報学部メディア情報学科	124 単位	60 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/faculty/media/curriculum.html">https://www.surugadai.ac.jp/faculty/media/curriculum.html</a>
スポーツ科学部スポーツ科学科	124 単位	60 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/faculty/sportscience/curriculum.html">https://www.surugadai.ac.jp/faculty/sportscience/curriculum.html</a>
心理学部心理学科	124 単位	60 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/faculty/psychology/curriculum.html">https://www.surugadai.ac.jp/faculty/psychology/curriculum.html</a>
心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）	40 単位	15 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/psychology/clinical.html">https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/psychology/clinical.html</a>
心理学研究科犯罪心理学専攻（修士課程）	32 単位	15 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/psychology/crime.html">https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/psychology/crime.html</a>
総合政策研究科法学専攻（修士課程）	32 単位	15 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/integralpolicy/law.html">https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/integralpolicy/law.html</a>
総合政策研究科経済・経営学専攻経済分野（修士課程）	32 単位	15 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/integralpolicy/economics.html">https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/integralpolicy/economics.html</a>
総合政策研究科経済・経営学専攻企業経営分野（修士課程）	32 単位	15 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/integralpolicy/economics.html">https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/integralpolicy/economics.html</a>
総合政策研究科メディア情報学専攻（修士課程）	32 単位	15 単位	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/integralpolicy/media.html">https://www.surugadai.ac.jp/graduateschool/integralpolicy/media.html</a>
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 42 条の 8 及び第 42 条の 9、  
 専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、  
 大学院設置基準第 16 条、第 16 条の 2 及び第 17 条、  
 専門職大学院設置基準第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）  
 [専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）  
 [修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）  
 [専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*]

研究科等名称 （学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
備考：前回評価から変更がないため省略		

※関係法令：大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[\*]

研究科等名称 （学位課程別）	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL

備考：前回評価から変更がないため省略
--------------------

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[\*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
法学部法律学科	ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の総合的な活用力、及び「法学士力」の修得状況を、①駿大社会人基礎力の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③ゼミ論文による成果把握、によって総合的に行います。	カリキュラム・ポリシー（法学部）3. 評価
経済経営学部経済経営学科	ディプロマ・ポリシーに掲げる「駿大社会人基礎力」と「経済と社会」コース所属学生にあつては経済学の、「経営と会計」コースと「観光&国際ビジネス」コース所属学生にあつては経営学の専門的知識・技能の総合的な活用力の修得状況を、①駿大社会人基礎力の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③「経済と社会」コース、「経営と会計」コース、「観光&国際ビジネス」コースそれぞれのコース別に定めた卒業論文の評価基準に基づいた成果把握、によって総合的に行います。	カリキュラム・ポリシー（経済経営学部）3. 評価
メディア情報学部メディア情報学科	ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の総合的な活用力の修得状況を、①駿大社会人基礎力の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③ゼミ研究の成果把握、によって総合的に行います。	カリキュラム・ポリシー（メディア情報学部）4. 評価
スポーツ科学部スポーツ科学科	各科目における講義内容・到達目標・学位授与方針との関連・成績評価方法をシラバス等で明示したうえで、公正かつ厳正に評価を行います。駿大社会人基礎力の到達度の確認は、アセスメントテスト（PROG）を活用して行います。	カリキュラム・ポリシー（スポーツ科学部）3. 評価
心理学部心理学科	ディプロマ・ポリシーに掲げられている「駿大社会人基礎力」と専門的知識や技能の活用力の修得状況の評価を、①駿大社会人基礎力の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③卒業研究の成果把握、によって総合的に行います。	カリキュラム・ポリシー（心理学部）3. 評価
心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）	(1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づいて評価する。 (2) 本研究科が定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験を行う。	カリキュラム・ポリシー（心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程））3. 評価
心理学研究科犯罪心理学専攻（修士課程）	(1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づいて評価する。 (2) 本研究科が定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験を行う。	カリキュラム・ポリシー（心理学研究科犯罪心理学専攻（修士課程））3. 評価

	う。	
総合政策研究科法学専攻（修士課程）	(1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づいて評価する。 (2) 本研究科の定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験を行う。	カリキュラム・ポリシー（総合政策研究科法学専攻（修士課程））3. 評価
総合政策研究科経済・経営学専攻経済分野（修士課程）	(1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づいて評価する。 (2) 本研究科の定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験を行う。	カリキュラム・ポリシー（総合政策研究科経済・経営学専攻経済分野（修士課程））3. 評価
総合政策研究科経済・経営学専攻企業経営分野（修士課程）	(1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づいて評価する。 (2) 本研究科の定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験を行う。	カリキュラム・ポリシー（総合政策研究科経済・経営学専攻企業経営分野（修士課程））3. 評価
総合政策研究科メディア情報学専攻（修士課程）	(1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づいて評価する。 (2) 本研究科の定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験を行う。	カリキュラム・ポリシー（総合政策研究科メディア情報学専攻（修士課程））3. 評価
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
法学部法律学科	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
経済経営学部経済経営学科	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
メディア情報学部メディア情報学科	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
スポーツ科学部スポーツ科学科	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
心理学部心理学科	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
心理学研究科臨床心理学専攻（修士課程）	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
心理学研究科犯罪心理学専攻（修士課程）	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
総合政策研究科法学専攻（修士課程）	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書

総合政策研究科経済・経営学専攻経済分野(修士課程)	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
総合政策研究科経済・経営学専攻企業経営分野(修士課程)	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
総合政策研究科メディア情報学専攻(修士課程)	2023年度 内部質保証推進委員会、自己点検・評価分科会	第11回 駿河台大学自己点検・評価報告書
備考：		

## 1. 現状分析

## 評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

大学の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、建学の精神である「愛情教育」を基本理念とし、学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される卒業要件を満たすことにより「グローバル化の著しい現代社会における地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成する」ことを目的と定めている（資料1-4【ウェブ】）。そして、これを実現するために「基礎的な力」（言語処理力、非言語処理力、情報収集力）、「考える力」（論理的・多面的思考力、情報処理力、構想力）、「行動に移す力」（主体的行動力、自己統制力、自信育成力）、「協働する力」（コミュニケーション力・統率力、チームワーク力）、「総合的な力」（課題発見力、計画力、問題解決力）から構成される「駿大社会人基礎力」（資料1-5【ウェブ】）と各学部の学位プログラムの基礎となる専門的知識・技能の活用力を身につけることを目標として、本学ホームページに示している（資料1-4【ウェブ】）。各学部では、これに基づいてそれぞれが付与する学位別にディプロマ・ポリシーを定め、学生が修得すべき学習成果を明示し、本学ホームページに公表している（資料2-14【ウェブ】、2-15【ウェブ】、2-16【ウェブ】、2-17【ウェブ】、2-18【ウェブ】）。

例えば、スポーツ科学部のディプロマ・ポリシーにおいては、駿大社会人基礎力と専門的知識・技能の活用力を身につけることを目標とする大学のディプロマ・ポリシーを踏まえ、専門的知識・技能の活用力の具体的な内容として、(1) スポーツの意義や価値について理解している、(2) スポーツ科学の理論的な知識を理解している、(3) スポーツ科学の理論に基づいてスポーツを指導する能力を有している、(4) スポーツを総合的な視点からとらえ、課題を発見し、問題を解決するための調査（実験）・研究を行い、その内容を卒業研究にまとめることができる、(5) 主体性、積極性、協調性、リーダーシップ等の他者と協働するために必要な適性を有している、(6) スポーツと教育コースの修了者は、上記(1)～(5)のことに加え、生涯スポーツ時代における青少年のスポーツ教育に関する知識を有し、学校等の教育現場でスポーツを企画・指導する能力を有している、(7) スポーツと健康コースの修了者は、上記(1)～(5)のことに加え、生涯スポーツ時代におけるスポーツによる健康の維持増進、競技力向上に関する知識を有し、健康スポーツや競技スポーツの現場でスポーツを企画・指導する能力を有している、(8) スポーツと地域・社会コースの修了者は、上記(1)～(5)のことに加え、スポーツ文化が持つ多様性や多義性に関する知識を有し、地域社会や国際社会等の現場でスポーツを企画・運営する能力を有しているといった学部共通5項目及び3つのコースに応じた項目を設定している（資料2-17【ウェブ】）。

また、大学全体では、本学の目的並びに教育目的・目標等に沿ったカリキュラム・ポリシーを定めており、そこでは「ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門

的知識・技能の活用力を修得させるために、共通教養教育、専門教育の各科目を体系的に配置し、講義科目に加え、4年間を通しての少人数ゼミナール、更にアウトキャンパス・スタディ、アクティブ・ラーニング等の先端的手法を取り入れた授業を開設します」と定めている(資料1-4【ウェブ】)。各学部は、このカリキュラム・ポリシーを踏まえ、それぞれの学部の教育目的・目標に沿ったカリキュラム・ポリシーを定めており、各学位を授与するための体系的な教育課程の編成に求められる教育内容、教育方法、評価により構成されており、本学のホームページにも掲載されている(資料1-4【ウェブ】)。

教育内容は、共通教養教育と専門教育に分けて記載しており、まず、共通教養教育においては、4年間の学修の基礎となる知識や技能と、地域社会の中核を担う社会人としての基礎となる知識や技能をバランスよく身に付けられる内容としている。具体的には、充実した導入教育(初年次教育)、グローバル化の著しい社会において必要な語学や海外の文化、ICTリテラシーや数理・データサイエンス・AIの基礎的素養を修得させる教育、体系的で効果的な全学共通のキャリア教育、地域社会を理解するための基本的視点・考え方も修得させる教育、それらの応用として、現実の地域社会における実践的な学びの場及び専門教育の礎となる学部科目を配置することとしている。次に専門教育においては、各学位課程にふさわしい教育内容が設定され、専門分野の体系性に基づき、基礎から応用までを無理なく学べるように科目を配置するとともに、専門教育で身につけた知識・技能を活かした進路を目指すことができるように、必要な科目を配置している。例えば、法学部においては、すべての法学部生が法学士力の取得のために必要なコース共通専門科目として、1年次にはコース共通基礎科目の「憲法概論」「民法概論」「刑法概論」などの科目で法律の基礎、及び「政治学概論」において政治の基礎を、2年次以降にはコース共通発展科目として、①法学・政治学の応用科目などの専門法学・政治学系、②経済学・地理・歴史など周辺科目で構成される一般社会科学・人文科学系、③法学部生独自の進路に対応する就職対策系の3つの領域を設けるほか、進路別の3コースとして、「企業と法コース」には「消費者法」「知的財産法A・B」「ITと法」などビジネスの最前線で求められる科目を、「警察・消防コース」には「警察と法」「消防と法」「災害と法」など市民の安全と安心にかかわる科目を、「法職・行政職公務員コース」には憲法、民法、刑法を始めとする法律系専門科目や行政や政策に関する科目をそれぞれ配置している(資料2-14【ウェブ】)。

教育方法については、少人数制のゼミナール配置により駿大社会人基礎力の確実な育成を図るとともに、主体性や行動力・実行力を高めながら課題発見能力や問題解決能力を育成するために、アクティブ・ラーニングなど、先端的教育方法による講義の実施やアウトキャンパス・スタディによる現実の地域社会の中で学ぶ経験を提供することとしている。

評価については、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の総合的な活用力の修得状況を、①駿大社会人基礎力の到達度の確認をアセスメントテスト(PROG)を活用して行うこと、②各科目のシラバスに定める成績評価として学習の到達目標の明示から始めて多様な評価項目を異なった比重で評価すること、③卒業研究又はゼミ研究の成果把握によって総合的に行うこととしている。

前述の学習成果は社会人に必要な汎用的な力と学部毎の専門的知識・技能の活用力を身につけるためのものであり、「グローバル化の著しい現代社会における地域社会の諸活動の中で中核的役割を担う幅広い人材を育成する」という教育目的を達成するためにふさわし

いものである。

大学院の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、学部と同様に、建学の精神である「愛情教育」を基本理念とし、大学院学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される修了要件を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することにより、各研究科及び各専攻の教育目的・目標に定める人材を育成することとしている（資料4-1【ウェブ】）。各研究科では、これに基づいて研究科のディプロマ・ポリシーと更にこれに基づき作成された各学位別のディプロマ・ポリシーを本学ホームページ（資料4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】、4-6【ウェブ】、4-7【ウェブ】、4-8【ウェブ】、4-9【ウェブ】、4-10【ウェブ】、1-9【ウェブ】）に掲載している。

例えば、総合政策研究科メディア情報学専攻のディプロマ・ポリシーにおいては、本大学院及び総合政策研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえ、具体的な要件として、(1) 高度情報社会における各種メディアに関する基礎的・専門的知識、(2) 研究をおこなうために必要なコンピュータの利用に関する知識・技能、(3) 最新のメディア技法を駆使する能力又は膨大な情報を的確に管理・活用する能力、(4) 大学院学則別表第Ⅰに示される修了要件充足、(5) 必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格することの5つを掲げている（資料4-10【ウェブ】）。

教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）についても、「本学建学の精神である「愛情教育」を具現化するカリキュラムを編成する」等を謳った全研究科のカリキュラム・ポリシーが定められており、それを踏まえて各研究科、そして各学位別のカリキュラム・ポリシーがそれぞれ作成されており、学部と同様に教育内容、教育方法、評価により構成されている。例えば、心理学研究科臨床心理学専攻においては公認心理師・臨床心理士に必要な知識と技能を体系的に修得できる課程を、犯罪心理学専攻においては司法・矯正・保護領域に即した専門的能力を段階的に養成する課程をそれぞれ編成し、教育方法として、実習や演習、実習等を体系的に組み合わせた授業を行い、関連する専門分野の複数の教員が論文作成等の研究指導及び審査を行う体制を確保することとしている。また、評価については、①各科目のシラバスに定める成績評価、研究科が定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験により行うこととしている（資料4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】、4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】）。大学院に定められた学位毎に設定されている学習成果は、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という教育目的を達成するためにふさわしいものである。

また、本学におけるディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの制定・改定の経緯については、2013（平成25）年11月に開催された第7回大学評議会において、「駿大教育の指針（学部・大学院）」として、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受入方針を定めて以来、（公財）大学基準協会による第2期の認証評価における指摘事項を踏まえ、2015（平成27）年1月に開催された第9回大学評議会において、学習成果を明示した改正（資料4-11）を行い、2019（令和元）年5月9日付（公財）大学基準協会「改善報告書」の検討結果について（通知）において、再度報告を求める事項なしとの検討結果を得た（資料4-12）。

その後も、2017（平成29）年度からの心理学研究科法心理学専攻から犯罪心理学専攻へ

の改組をはじめ、2020（令和元）年度に総合政策研究科の3つの方針について一部改正を行うとともに、同年のスポーツ科学部開設に伴う3つの方針の制定・公表をする取り組みを行いつつ、2021（令和3）年度からのカリキュラム改革にあわせて、改めて3つの方針について、中央教育審議会大学分科会大学教育部会による「ガイドライン」（2016（平成28）年3月）も踏まえつつ全学的に検討を行い、駿大社会人基礎力 Ver.2の改定内容も踏まえ、2021（令和3）年度から改定を行った。さらに（公財）大学基準協会による第3期大学評価（認証評価）結果における指摘事項を踏まえ、2024（令和4）年度からのカリキュラム改革にあわせて、カリキュラム改革に関する全学委員会で全学的に検討し、学部においてはスポーツ科学部及び心理学部において学習成果に係る記載内容を改め、大学院においては、記載内容を学部にあわせるとともに経済・経営学専攻のポリシーから経済分野・企業経営分野に関する内容を別立てする等の改定を2023（令和5）年4月に開催された第1回大学評議会において行う（資料4-13）など、不断の検証、改善に努めており、2025（令和7）年7月には、（公財）大学基準協会「改善報告書」宛に第3期大学評価（認証評価）結果における指摘事項の改善報告書を提出した。

3 ポリシーの外部評価については、2018（平成30）及び2019（平成31）年度は自己点検評価分科会、2020（令和2）年度以降は内部質保証推進委員会において、自治体や企業による3ポリシーに関する第三者評価を実施（資料4-14、4-15、2-12）し、例えば、ディプロマ・ポリシーにおいて身に付けることを目標とする駿大社会人基礎力の見直しに際して外部評価における意見を参考とする等、改善に役立てている。

以上のことから、達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していると判断できる。

#### 評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

各学部のカリキュラムは、教育課程の編成・実施方針に基づき、順次性及び体系性への配慮も踏まえ、以下のように教育課程が編成されている。

大学で学ぶ上で基本となる科目群から構成される共通教養教育においては、4年間の学修の基礎となる知識や技能と、地域社会の中核を担う社会人としての基礎となる知識や技能をバランスよく身に付けられるよう配置している（資料4-16【ウェブ】、4-17【ウェブ】、4-18【ウェブ】、4-19【ウェブ】、4-20【ウェブ】）。基礎教育科目群における必修の初年次教育により、「読む」・「書く」・「聞く」をはじめとする大学での学びの基本と、ICTリテラシー

や数理・データサイエンス・AI の基礎的素養の修得が図られる。これらの科目では、高校までの教育から大学での教育への移行をスムーズなものにすることが意図されている。また、共通教養教育においては、グローバル化の著しい社会において必要な語学や、1年次及び3年次に必修科目を置き、6単位以上修得させる体系的で効果的な全学共通のキャリア教育関連の科目、更には、地域社会で活躍できる人材の育成を図ることを目標に設けられた地域関連の科目が共通教養教育の中に配置されている。加えて、4年間の大学教育の土台となり、また社会人としての教養の基礎となる科目である教養基礎科目が1、2年次配当として置かれており、卒業要件として12単位以上を修得することとされている。これらの科目で培った幅広い分野にわたる基礎的な知識を下に、現代社会の様々な課題を取り上げ、それに対する分析や考察を行うのが教養発展科目である。教養発展科目は、2、3年次配当とし、卒業要件として6単位以上を修得することになっている。

専門教育においては、各学位課程に応じた教育内容が設定されている。すなわち、専門分野の体系性にに基づき、基礎から応用までを無理なく学べるように科目を配置するとともに、専門教育で身につけた知識・技能を活かした進路を目指すことができるように、必要な科目を配置している。例えばメディア情報学部では、専門科目群は、「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門発展科目」から構成される。「専門基礎科目」には、学部生全員に学んでもらいたい共通基礎科目と、3つのコースそれぞれを特徴づける基礎科目を、「専門基幹科目」にはコースごとのテーマについて学修する科目と学部全体の学びに関わる共通基幹科目を、「専門発展科目」には専門基幹科目での学びを発展させて、より専門性の高い内容を学ぶための科目を配置するとともに、座学と実習とを組み合わせ、理論の具現化である実習、実習の背景である理論と、帰納と演繹を相互作用的に実現している。また、一部の实習科目はあえて1年次に配当することで、学生がより専門的な内容に取り組みやすくなるよう配慮している（資料1-8-3 pp.48-49）。

さらに、科目のナンバリングを行い、各科目の関連や難易度を示すとともに（資料4-21【ウェブ】、4-22【ウェブ】、4-23【ウェブ】、4-24【ウェブ】、4-25【ウェブ】）、カリキュラムツリーを用いて学生に明示している。教育課程の見直し等の際に、これらの作成を行うことを通じてカリキュラムの順次性及び体系性への配慮を意識した編成を行っている（資料4-26【ウェブ】、4-27【ウェブ】、4-28【ウェブ】、4-29【ウェブ】、4-30【ウェブ】）。

今後に向けた課題としては、2024（令和6）年度からのカリキュラム改正に際して、社会から要請のある文理融合科目の設置について検討を行ったものの、理系特に自然科学分野を担当できる専任教員の不足等により設置に至らなかったこと、コロナ禍で減少した外国人留学生について経済経営学部を中心に近年は漸増傾向にあり、外国人留学生の教育効果向上のため留学生を配慮したカリキュラムの構築、メディア情報学部では、専門性の高い学部構成を取っているが、現在の「メディア業界」の高度な専門、細分化の進行の結果、その全てに対応できるカリキュラムの構築が難しくなっていること、が挙げられる。

大学院では、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。そこでは、専攻分野に関する高度の専門的知識や能力の修得のみではなく、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養する教育課程を編成している。例えば、心理学研究科では、授業科目区分を、基礎科目群、基幹科目群、発展科目群の3群に分け、うち基幹科目群は2か年にまたがって履修するもののほかは、すべて1年次に配当され、発

展科目群の科目については主に 2 年次の履修を促すように構成され、順次性及び体系性を持たせている。個々の授業内容は、講義形式、実習形式、演習形式に分かれており、授業内容に応じて学生によるプレゼンテーション、討議、事例検討等々の教育方法を取り入れている（資料 1-9【ウェブ】、1-10、4-31【ウェブ】、4-32【ウェブ】、4-33【ウェブ】、4-34【ウェブ】、4-35【ウェブ】、4-36【ウェブ】）。

今後に向けた課題としては、心理学研究科では、両専攻とも社会的要請に応える実務家養成を目的としている一方で外部志願者への訴求力や、教育成果の一層の可視化については改善の余地があること、総合政策研究科では、3 専攻とも専門的な教育課程を配置する一方で質を担保するために教員の確保が必須であり、教員の退職に伴う科目の再配置や専攻分野の整理等が挙げられる。

学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定について、授業期間は、学部は学則第 14 条、大学院は大学院学則第 10 条の規定により春秋の 2 学期制・授業期間 15 週とし、各科目の単位数は学部においては学則第 33 条、大学院においては大学院学則第 26 条に定められている。（大学学則【ウェブ】、4-37【ウェブ】、大学院学則【ウェブ】、4-38【ウェブ】）また、1 単位と計算される学習時間数は 45 時間である。この時間数は教室における授業時間だけでなく、各自が行う自習時間を含めて計算することになっており、講義・演習、外国語・実習・実技、実験等授業科目の内容別に定められている（資料 1-8-1 p. 1-7、1-8-2 p. 5、1-8-3 p. 6、1-8-4 p. 6、1-8-5 p. 1-7）。また、学生の学習時間の考慮として、毎週毎時の授業について自主的な探求をするために、十分余裕をもった履修計画を立てることができるよう、学部では学則第 38 条第 1 項において各学年における履修登録の上限単位を設けており、1 年次は年間 44 単位、2 年次以上年間 46 単位（大学学則【ウェブ】、資料 4-39-1 p. 63、4-39-2 p. 62、4-39-3 p. 55、4-39-4 p. 81、4-39-5 p. 58）としている。

以上のことから、課題は残されているものの教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

### 評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

学習成果達成のための適切な授業形態、方法については、教育課程の編成・実施方針に「アクティブ・ラーニングなど、先端的教育方法による講義を積極的に実施」（資料 1-4【ウェブ】）とうたうとともに、学習成果の達成のために演習、実習、実技やこれらの融合科目を開設している。例えば、メディア情報学部では、第 4 章評価項目②で述べたように一部の实習科目をあえて 1 年次に配当することで、学生がより専門的な内容に取り組みやすくなるよう配慮しており（資料 4-18【ウェブ】）、心理学部では、心理学実験、心理統計、心理検査や心理療法の演習等、体験的学習が必要な科目については、実習や演習科目として開設（資料 4-20【ウェブ】）している。大学院においても、例えば、心理学研究科臨床心理学専攻では、心理検査やカウンセリング等の技能を修得させるために演習形式の授業を設定するとともに、公認心理師、臨床心理士の受験資格を得るために必要な学内及び学外実習の授業を設定（資料 4-31【ウェブ】）している。授業方法については、アクティブ・ラーニング等学生の主体的参加を促す授業として、学生が実際の職場で短期間働いてみて社会経験を積む「地域インターンシップ」をはじめ地域社会を学びの場とする多様なアウトキャンパス・スタディの科目が用意されている。これらの科目は、教室を飛び出し、実際に社会の現場に飛び込んで、地域社会の様々な人々と触れ合うことを通じて、卒業後に必要となる社会的な力を実践的に学びとることを狙いとしており、教育課程の編成・実施方針を実現するために「まちづくり実践」では、まちおこしイベントや環境保全活動といった地元の人々と協働する活動を、「課題解決プロジェクト」では、地域のニーズに応える企画の運営として、飯能プランニングコンテストや地域を紹介する映像制作を行っており（資料 1-8-1 pp.Ⅲ-10～Ⅲ-14、1-8-2 pp.38～42、1-8-3 pp.38～42、1-8-4 pp.36～39、1-8-5 pp.Ⅲ-13～Ⅲ-16、4-40【ウェブ】）、これらのアウトキャンパス・スタディの科目は、駿大社会人基礎力の主体的行動力、課題発見力、問題解決力等の能力要素の育成に大きな効果をもたらしているが、第 11 回自己点検・評価報告書（「点検・評価報告書」 p.49【ウェブ】）で問題点とした後継者の育成は段階的に進んでいるもののコンテンツの提供や「地域インターンシップ」受講者数の減少等、運営面での課題も生じている。また、キャリア系の科目では、自身のキャリアを自分のこととして考えるために、科目の大半で「自ら考え・取り組み、他の学生と協働する」アクティブ・ラーニングが実施されており、企業が現実に直面している問題について、チームで協力し問題解決を図る「課題解決型授業」が取り入れられる等の取り組みが行われている（資料 1-8-1 pp.Ⅲ-8～Ⅲ-9、1-8-2 pp.36～37、1-8-3 pp.36～37、1-8-4 pp.34～35、1-8-5 pp.Ⅲ-11～Ⅲ-12）。これらの取り組みを含め、2025（令和 7）年度の学部開設科目のうち、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れている科目は、シラバスベースで 80.3% である。

I C Tを利用した遠隔授業については、学部は学則第 31 条の 5、大学院は大学院学則第 25 条第 2 項で規定（大学学則【ウェブ】、大学院学則【ウェブ】）し、授業科目の開講に当たっては「駿河台大学における遠隔授業取り扱い要領」（資料 4-41）を定め、学部科目は全学教務委員会、大学院科目は各研究科委員会において、双方向性の確保状況や教育効果を考慮して決定することとしている。2025（令和 7）年度は学部科目で 16 科目であり（資料 4-42）、科目により、数回の面接授業の機会を設けたり、質問手段の確保等効果的な授業となるような工夫を講じている。また、教育効果について、授業アンケート結果を踏まえると授

業の出席は対面授業よりも良く、他の設問も対面授業と遜色ない値（資料 4-43、4-44）である。

学習状況に応じたクラス分けについては、例えば、キャリア教育科目「キャリア実践Ⅰ」「キャリア実践Ⅱ」について、法・経済経営・スポーツ科学・心理の4学部でアドバンスクラスを開設（資料 4-39-1 p.67、4-39-2 p.72、4-39-4 p.71、4-39-5 p.67）、法学部の「数的処理」で習熟度別クラスを開設（資料 4-39-1 p.66）している。

シラバスの作成と活用については、まず、学部、大学院ともに全学共通の様式を定めている。具体的な記載項目は、科目名、単位数、担当者、授業形態、サブタイトル、授業内容、アクティブ・ラーニングの要素（学部のみ）、到達目標、到達目標となる駿大社会人基礎力（学部のみ）、卒業認定・学位授与方針との関連、関連科目、テキスト・参考書等、授業外における学習方法及び必要な時間、成績評価方法、課題に対するフィードバックの方法、実務経験のある教員による授業科目等、授業計画であり、授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うよう記載項目を配慮している（資料 4-40【ウェブ】、4-45、4-46）。シラバスの記載内容については、各学部教務委員会等各部局による第三者チェックが行われている（資料 4-47）。また、活用については、学部、大学院とも学生授業アンケートにシラバスに沿った授業の実施に関する設問を設けるとともに授業アンケート結果等に基づく授業改善報告書の作成を通じて、自らの授業を振り返り、次年度の授業をより良いものにできるような取り組みを行っている（資料 4-48）。これらの取り組みにより、授業レベルにおける P（シラバス作成）、D（授業の実施）、C（評価）、A（授業の改善）サイクルを構築するとともに、学部における授業改善計画書の集計結果等を教職員向けポータルサイトに掲載し、授業改善の参考資料にできるようにしている。

授業の履修に関する指導等については、各学部とも4年間を通してゼミナールを設置し、ゼミナールを担当する教員は、学生の FA（ファカルティ・アドバイザー）として（資料 4-39-1 p.86、4-39-2 p.84、4-39-3 p.74、4-39-4 p.96、4-39-5 p.82、4-49【ウェブ】）春学期初めのガイダンスや1年次生向けの新入生セミナーにおいても履修指導を行っている。例えば、法学部では履修指導用の資料を作成して春学期初めのガイダンスにおいて、履修の方法等を具体的に指導し、2年次生以降の学生には年度初めのゼミナールにおいて、FA が学生の成績を確認の上、その志望に即した科目履修をするよう指導を（資料 4-50）行っている。また、全学部において通年でオフィスアワー（資料 4-39-1 p.86、4-39-2 p.84、4-39-3 p.74、4-39-4 p.96、4-39-5 p.82）が設けられており、学生が相談できるようになっている。

学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認については、成績評価規程第2条（資料 4-53）において、複数の要件よりなる成績評価基準に基づき、多面的な成績評価を行うこととしており、授業レベルで小テストやリアクションペーパー等の成績評価基準（資料 4-45、4-40【ウェブ】）をシラバスに明示・実施することで、中間段階で理解度・達成度を確認できるようにしている。また、授業外学習に資するフィードバック等の措置（資料 4-45、4-40【ウェブ】）についても、授業形態に応じた措置をシラバスに明示・実施している。

大学院における研究指導については、研究科・専攻毎に研究指導計画（資料 1-10、4-51【ウェブ】、4-52【ウェブ】）が定められており、ホームページ及び大学院要覧に明示してい

る。そこでは、年間スケジュール(学位論文指導の流れ)が示されており、それに基づいて、大学院生全員が指導教員の指導の下、個別の研究計画書を作成することを義務付けている。例えば、総合政策研究科では、年度当初の全教員オフィスアワーの公開により、大学院の講義や演習全般に対する個別説明の時間を設けている。特に研究指導担当教員は、指導院生に対して全体ガイダンス時及び入学時履修登録の際に、授業科目の選択、研究一般及び学位論文の作成について適切な指導を行い、3専攻ともに学位論文の手引きを作成し、メディア情報学専攻では学位論文中間発表の手引きもマニュアル化して配布している。また年度初めに院生と指導教授は研究指導計画を立て、専攻委員会・研究科委員会に提出し承認を受ける仕組みである。そのひな型が大学院要覧、大学院ガイドに明記されている。履修科目も指導教授との話し合いの下に選択される。専攻会議・FD 会議において院生指導・学習支援の方法について教員同士が話し合う機会が設けられている。このことで、複数の教員が協力して院生の学習を見守る体制となっている(資料 1-10 pp.20-22、pp.42-44、4-51【ウェブ】、4-52【ウェブ】)。また、大学院においても学部と同様に、シラバスに多面的な成績評価基準、授業外学習に資するフィードバック等の措置(資料 4-46、4-43【ウェブ】)に関する項目を明示・実施している。

以上のことから、学習成果の達成のための適切な授業形態、方法及び学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていると判断できる。

#### 評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

成績評価方法は、成績評価規程(資料 4-53)の定めにより、複数の成績評価基準により多面的に行われる。定期試験を含めて、単位修得条件が数値化される場合には、100点満点中、60点以上を合格、60点未満を不合格としている。合格者に対しては、原則として相対評価がなされ、上位から20%(±5%)・30%(±5%)・30%(±5%)・20%(±5%)の割合で、それぞれA・B・C・Dの成績評価が与えられる。また、不合格者にはFの成績評価が与えられる。さらに、学習到達度を測ることを目的として、GPAを導入している(資料 1-8-1 pp.Ⅱ-8~Ⅱ-10、1-8-2 pp.24~26、1-8-3 pp.23~25、1-8-4 pp.24~26、1-8-5 pp.Ⅱ-8~Ⅱ-9、4-54【ウェブ】)。

成績評価の客観性と厳格性を確保するため、シラバスにおいて成績評価方法欄を設け、評価種別、各評価方法の割合、成績評価基準を明示し、公表する(資料 4-40【ウェブ】)とともに、学生からの疑義申立ての制度を設けている(資料 1-8-1 p.Ⅱ-9、1-8-2 p.25、1-8-3 p.24、1-8-4 p.26、1-8-5 p.Ⅱ-9)。

入学前の既修得単位の認定については、大学設置基準第30条を根拠として、本学学則の第36条の2において、教育上有益と認められる場合、60単位を超えない範囲で認定することができる」と規定している。また、大学院についても、本学大学院学則第27条の3において、教育研究上有益と認められる場合、15単位を超えない範囲で認定することができる」と規定している(大学学則【ウェブ】、大学院学則【ウェブ】)。

学位授与における実施手続及び体制について、卒業要件は、「履修ガイド」に明記しているほか、毎年度当初に学年ごとに実施するガイダンスで詳細に説明している(資料1-8-1 p. I-8、1-8-2 p.6、1-8-3 p.7、1-8-4 pp.7~8、1-8-5 p. I-8)。また、各学部とも、卒業研究(ゼミ研究)が卒業の条件となっており、演習指導教員の指導の下で作成した卒業論文を審査している。そして卒業判定は、各学部の教務委員会においてその修得単位数等の外的要件を精査した上で、最終的には教授会における審議を経て最終決定するという手続きを踏むことにより、その責任を明確にするとともに遺漏のないようにしている。例えば、スポーツ科学部では、卒業研究について学生向けに執筆及び提出の方法を詳細に示した卒業研究作成の手引きを配布している(資料4-55)。その評価は、卒業研究審査基準(資料4-56)に基づき、主査・副査の2人が担当し、学位論文執筆者との質疑応答を3年次生と4年次生が参加する卒業研究発表会の場で行うことで公正性を担保している。

学位授与方針に則した学位の授与については、ディプロマ・ポリシーにおいて、各学部が定める学則別表第Iのカリキュラム表に示される各科目群の卒業要件並びに124単位の履修という卒業要件を満たすこと及び「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の活用力を身につけること(資料1-4【ウェブ】)とうたっており、カリキュラム・ポリシーの評価で示したとおり、①駿大社会人基礎力の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③卒業研究又はゼミ研究の成果把握によって総合的に行っている(資料1-4【ウェブ】)。

大学院においては、「大学院要覧」「大学院シラバス」の中で、演習及び講義科目についてそれぞれ演習・講義の目標、演習・講義内容及び成績評価方法が明示されている(資料1-10 p.17,37、4-40【ウェブ】)。成績評価は、A、B、C及びFであり、それぞれ80点以上、70点以上79点以下、60点以上69点以下、及び60点未満であり、A、B、Cが合格で、Fが不合格であることを「大学院要覧」に明示している。学位取得の為には、総合政策研究科の各専攻は32単位以上、心理学研究科臨床心理学専攻は40単位以上、心理学研究科犯罪心理学専攻は34単位以上を修得し、更に修士論文を提出し最終試験に合格しなければならない。最終単位認定は、各研究科委員会で行われ、適切に運用されている(資料1-10 pp.17~22,37~44)。

学位論文の審査基準は、「大学院要覧」及びホームページに明示されている。すなわち、当該研究領域における修士としての十分な知識を習得し、問題を的確に把握し、解明する能力を身に付けているかを審査する。具体的には、研究テーマの適切性、研究テーマに関する先行研究レビューの適切性、研究結果・結論に至る検証の適切性、研究内容の独自性、論文の形式・体裁の適切性、特記事項という6つの項目を審査の基準とし、それぞれを5段階で評価し、その上で総合的に判断して評価を下している。学位論文の最終審査(口頭試問)は、主査1人、副査2人の複数の教員が学位論文及び関連科目について、審査基準に従って厳格に審査し、合否の判定案を作成した上で研究科委員会において最終的合否判定を行っており、修了認定の客観性及び厳格性は確保できている(資料1-10 pp.18~19、40~41、4-51)

【ウェブ】、4-52【ウェブ】）。

学位授与方針に則した学位の授与については、ディプロマ・ポリシーにおいて、各研究科及び各専攻が定める大学院学則別表第Ⅰのカリキュラム表に示される各科目群の修了要件を満たし、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格すること（資料4-1【ウェブ】）とうたっており、カリキュラム・ポリシーの評価で示したとおり、(1) 各科目のシラバスに定める成績評価に基づく評価、(2) 各研究科の定める学位論文審査基準に基づく修士論文の審査及び試験により（資料4-1【ウェブ】）行っている。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与について、適切に行っていると判断できる。

#### 評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・ 学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・ 学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・ 指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

学習成果を把握・評価する目的、指標、方法等の明確性及び適切性並びに活用について、本学の学部においては、ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」と専門的知識・技能の総合的な活用力の修得状況の判断を、①「駿大社会人基礎力」の到達度の確認、②各科目のシラバスに定める成績評価、③卒業研究又はゼミ研究の成果把握、によって総合的に行うこととしている。「駿大社会人基礎力」の到達度の目安として、駿大社会人基礎力 Ver2 ルーブリック(資料2-27)を設けるとともに、その確認は、アセスメントテスト(PROG)を活用(資料1-4【ウェブ】)して行っており、結果については、学生にはポータルサイトに「駿大成長チャートで見る駿大社会人基礎力」(資料4-57)として、その結果を明示するとともに、教員向けにはFD委員会を通じて全学研修会(教育力)で発表を行っている(資料4-58)。また、個別の授業科目については、授業アンケートにおいて、個々の学生が修得すべき「駿大社会人基礎力」の15の能力要素が、当該授業を通じてどの程度身につけてきているかを確認する設問を設けている(資料2-20【ウェブ】)。成績評価は、学習の到達目標の明示から始めて、多様な評価項目を異なった比重で評価し、最終の成績評価に活用している。その際には、記憶だけではなく、様々なスキルを査定している。なお、学生には成績だけではなく、フィードバックを与えている(資料4-40【ウェブ】、4-45)。卒業研究(ゼミ研究)については、4年次ゼミ担当教員が各学部で作成した統一執筆要領に基づいて指導を行い(資料4-56)、学位論文の評価基準に基づく厳格な審査を行いながら学習成果の評価を行っている。

なお、学期末に実施する授業アンケートには、学生の学習成果を測定するための評価指標項目として「内容理解」「知的満足」等を設けている(資料2-20【ウェブ】)。また、毎年各学部の「プレゼミナールⅠ」の時間を用いてWebアンケートを実施して、春学期をほぼ終了した時点の初年次生を対象に、授業内容について、関心の広がり、将来有用性、理解度等について調査を行い、経年の比較を試みている(資料4-59)。その他、秋に行う「学生生活基

本調査」において、学生の週平均の学修時間の把握を行っている(資料 4-60【ウェブ】)。また、2012(平成 24)年度から卒業生を対象とした「卒業生ふりかえりアンケート」を実施し、教育への満足度等について調査を行うとともに(資料 4-61【ウェブ】)、2017(平成 29)年度から、卒業後 3 年程度経過した卒業生を対象とした、「既卒者アンケート」を実施し、本学の教育内容について、在学中の満足度や卒業後に役立ったのか等を調査する等の取り組みを行っている(資料 4-62【ウェブ】)。

大学院における学習成果の評価は、各科目のシラバスに定める成績評価及び学位論文の成果把握により行うこととしている(資料 4-1【ウェブ】)。各科目のシラバスにおいて、「卒業認定・学位授与方針との関連」の項目を設け(資料 4-40【ウェブ】)、当該科目と学位授与方針との関係を明示するとともに多様な評価項目を異なった比重で評価し、最終の成績評価に活用している。学位論文については、審査基準等を「大学院要覧」等に明示して、その適切性を確保したうえで、修士としての知識の習得の能力等について、前記 6 つの項目を設け、学習成果の把握・評価を行っている(資料 1-10 pp.18~19、40~41、4-63【ウェブ】、4-64【ウェブ】)。なお、大学院においても授業アンケートを実施しており、学生の学習成果を測定するための評価指標項目として、「身についた知識能力技術」「知的満足」等を設けている(資料 4-65【ウェブ】)。

活用については、学部、大学院ともに授業アンケート結果や成績評価等を踏まえて、授業改善計画書(資料 4-48、4-66、4-67、4-68)を作成して改善に役立てている。

以上のことから、学習成果を把握・評価する目的、指標、方法等の明確性及び適切性並びに活用が行われていると判断できる。

#### 評価項目⑥

**教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。**

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、時代の要請に対応しながら、教育機関に求められる社会的役割を確実に果たせる大学であるために、中期計画として「駿河台大学グランドデザイン」(2012~2016 年度)、「駿河台大学グランドデザイン 2021」(2017~2021 年度)に続き、2022(令和 4)年度に「学校法人駿河台大学 中期計画(グランドデザイン 2026)」を策定した。「教育力」の駿河台大学は、8 つのビジョン(目標)、22 のアクション(計画)で構成され(資料 1-3【ウェブ】)、各学部、研究科及びセンターは、それを受けて、アクションプランを作成し、それぞれの課題について取り組むべき具体的活動内容と目標を明示し、年度中には進捗状況、更に年度末には実施状況を報告し、自己評価と学長等からの評価を受けることになっている。アクション

ンプランの内容については、学長・副学長をはじめ学部間での情報交換の場が設けられ、ここで今年度の高く評価される事項や次年度に向けての改善点等が検討されている(資料 4-69)。

教育課程の編成の点検・評価の基準等については、本学では概ね4年に一度の全学的なカリキュラム改定が中心的な機会であり、2024(令和6)年度からの次期カリキュラム改革に当たっては、期間限定の委員会として、学長、副学長、学長補佐、各学部長、各研究科長及び副研究科長、各学部教務委員長、各センター長、教職課程・資格課程主任、学務部長で構成される「カリキュラム改革に関する全学委員会」(資料4-70)を設け、3ポリシー、カリキュラムの課題や問題点、社会の要請、全学共通科目等の諸点の点検・評価及び改善についての全学的な見地からの検討を行い、各学部・研究科・センター・課程では、FD・SD会議や教授会、センター運営会議等において検討を行っている。

学習成果の測定・評価結果等の活用等の根拠については、毎月開催されるFD委員会が学士課程における教育内容、方法の適切性について点検・評価及びそれに基づく改善を行っている。FD委員会には、各学部・各センター・教職課程・資格課程から委員が選出されており、全学的な取り組みに対する各学部・各センター等への検討依頼や各学部・各センター等における検討結果の報告は、委員会における質疑等を通じて行っている。主な活動として、学期末に実施する授業アンケートの結果については、FD委員会で報告・検討された上で、IR実施委員会において結果の概要がまとめられ、授業により身についた知識・能力・技術や受講満足度等について学年別、学部別の分析が行われている(資料2-20【ウェブ】)。更に、FD委員会により、授業アンケートの結果を受けて全教員が「授業改善計画書」を作成して、提出することになっている。そこでは、該当する授業において、今年度取り組んだ授業改善の手法、将来取り組みたい授業改善の手法、社会人基礎力の評価、今後の授業改善の取組等について回答がなされている(資料4-48)。また、「新入生アンケートー学びの移行調査」、「卒業生ふりかえりアンケート」、「既卒者アンケート」についても、IR実施委員会等において結果の概要がまとめられ、分析が行われている(資料4-59、4-61【ウェブ】、4-62【ウェブ】)。これらの学習成果や方法等については、全学研修会(教育力)として、専任教員及び専任職員を対象として報告がなされて(資料4-58)おり、例えば、スポーツ科学部においては、PROGテストの結果から、他学部や他の文系大学と比較して、全学年においてコンピテンシーが高く、リテラシーが低いことが特徴として現れており、強みであるコンピテンシーを更に伸ばすことに加え、具体的なリテラシー向上方策を策定することを課題としていたり、心理学部においては、2017(平成29)年度改正カリキュラムから公認心理師の受験資格要件に対応したカリキュラムとしているが、公認心理師の受験資格要件は、臨床心理学分野を中心に、心理学の各領域を幅広くカバーするものとなっており、カリキュラムの適切性を維持するための基準として活用したりする等、学習成果の測定・評価結果や外部試験の要件を用いている。

大学院においても授業アンケートの結果を受けて各教員が「授業改善計画書」(資料4-66、4-67、4-68)を提出し、学習成果の確認や授業方法の改善が図られている。FD・SD会議も研究科全体もしくは専攻ごとに開催され、教育成果の改善に向けて努めている。心理学研究科では、定期的に行うFD・SD会議において、学生個々の学習の進捗状況についての情報を共有した上で、学習の進め方等の修正・工夫に係る検討を継続的に行っているほか、大学院授業

アンケートの結果を基にした検討、全教員の授業改善計画の共有とこれを基とした検討も毎年実施しており、2024（令和6）年度カリキュラム改正時についても検討を行っている（資料4-71）とともに、臨床心理学専攻では、心理学部と同様にカリキュラム改正に際して公認心理師の受験資格要件を基準として活用している。

自己点検・評価の客観性を高めるための工夫については、全学組織である内部質保証推進委員会において、点検・評価項目①に記した3ポリシーの外部評価（資料4-14、4-15、2-12）を受けたり、2024（令和6）年度改正カリキュラムの検討に当たって学生ヒアリング（資料4-72）を行ったりしている。また、前者については、第11回自己点検・評価報告書（点検・評価報告書 p.49【ウェブ】）に記載した、研究科の3ポリシーが外部評価の対象になっていなかったことについて対象とするよう改善を行っている。

自己点検・評価の結果を活用した改善・向上については、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れている科目の割合について、第11回自己点検・評価報告書では、シラバスベースで64.3%（点検・評価報告書 p.41【ウェブ】）であったが、80.3%に向上したこと、第11回自己点検・評価報告書で問題点として挙げたPROGテストの全学年導入後の可視化の取り組みの具体化（点検・評価報告書 p.49【ウェブ】）について、駿大成長チャートとして具体化したことが挙げられる。

以上のことから、教育課程及びその内容、教育方法の定期的な点検・評価及び改善・向上に向けて取り組みについて、適切に行われていると判断できる。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

長所として特筆すべき点は次の諸点である。

- ① 全ての年次において少人数ゼミナールに属することが必須となっており、教員と学生が双方向で学ぶ場が保証されている（第4章点検・評価項目①）。
- ② 全ての学部科目において、シラバスに「到達目標となる駿大社会人基礎力」を明示して身につけるべき力を示している（第4章点検・評価項目③）。
- ③ 全学共通の科目として地域科目群を置き、地域社会を学びの場とする多様なアウトキャンパス・スタディ科目を開設している（第4章点検・評価項目③）。
- ④ FAを通じた適切な履修指導体制が整備できている（第4章点検・評価項目③）。
- ⑤ ディプロマ・ポリシーにて掲げる「駿大社会人基礎力」の到達度確認として、客観評価であるPROGテストの全学年実施及び「駿大成長チャート」の整備（第4章点検・評価項目⑤）。
- ⑥ 「グランドデザイン2026」に基づく、各部局によるアクションプランの実施及び評価（第4章点検・評価項目⑥）

問題点として記載するのは次の諸点である。

- ① 社会から要請のある文理融合科目の開設（第4章点検・評価項目②）
- ② 外国人留学生の教育効果向上を目的とした留学生に配慮したカリキュラムの構築（第4章点検・評価項目②）
- ③ メディア情報学部における「メディア業界」の高度な専門、細分化の進行による結果、全てに対応できるカリキュラムの構築の困難さ（第4章点検・評価項目②）
- ④ 心理学研究科における外部志願者への訴求力や、教育成果の一層の可視化（第4章

点検・評価項目②)

⑤ 総合政策研究科における教員の退職に伴う科目の再配置や専攻分野の整理等（第4章点検・評価項目②）

⑥ アウトキャンパス・スタディ科目におけるコンテンツの提供や履修数減少（第4章点検・評価項目②）

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

第3期大学評価（認証評価）結果において、大学院の教育課程の編成・実施方針に対する改善意見、学位授与の方針に対してスポーツ科学部、心理学部、心理学研究科への指摘事項が付されたところであるが、2024（令和6）年度からの次期カリキュラム改革による全学的な教育課程の点検・評価とあわせてこれらの意見等を踏まえたポリシーの見直しを行い、2024（令和6）年度からの学生募集に向け、改定後のポリシーを公表した。さらに、シラバスの内容を整備・充実させるとともに、4年間を通しての少人数制のゼミナールの設置等を通じて学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置やPROGテストの全学年実施等、点検・評価を踏まえた改善を行う等、学位授与を適切に行うための措置を講じている。

また、中期計画である「グランドデザイン 2026」において、教育について取り組むべき課題を明示し、各部局は、それを受けて、アクションプランを作成し、取り組むべき活動の具体的内容と課題を明示し、年度末にはその達成度を評価した上で、次年度の改善につなげ、教育の内容、方法について定期的に点検・評価を行い、その結果を下に改善・向上に向けた取り組みを行っている。

既述のとおり、いくつかの改善途上の課題を抱えてはいるものの、上述の諸点を総合的に判断すると、本学は基準4教育・学習において、大学基準を満たしていると考えられる。

## 第5章 学生の受け入れ(基本情報一覧)

### 入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
全学	<a href="http://www.surugadai.ac.jp/ebook/04/">http://www.surugadai.ac.jp/ebook/04/</a>
備考：	

### 入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
入学試験制度・判定委員会規程	学校法人駿河台大学規程集（規程管理システム）
内部質保証推進委員会規程	学校法人駿河台大学規程集（規程管理システム）
備考：	

## 1. 現状分析

## 評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」については、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」の内容を踏まえ、全学及び学部・研究科毎に設定している。

学士課程については、「2025年度入学者選抜要項」（資料5-1 pp.20）、「入試ガイド2025」（資料5-2 pp.14）に、修士課程については、「大学院募集要項2025」（資料5-3 pp.11～14・16～17・21～22・25～27）に掲載するとともに、両課程ともに本学公式ホームページに掲載し、広く公表している（資料5-4【ウェブ】<https://www.surugadai.ac.jp/about/edu-policy.html>）。

学士課程の全学及び各学部の「アドミッション・ポリシー」には、「求める学生像」として、どのような意欲等をもった人材を求めているかという点とともに、「高等学校等において学んできて欲しいこと、身につけて欲しいこと」として、求められる学習歴等を具体的に記載している。さらには、以上のような入学者を選抜するために、学力試験、面接試験、スクール受講・課題審査、口頭試問、プレゼンテーション、事前課題、書類審査等を取り入れた多様な形態の入学者選抜を実施し、判定方法や求められる学力水準についても公表している。

修士課程の「アドミッション・ポリシー」においても、研究科・専攻毎に入学前の学習歴、学力や技能の水準等に関して具体的に記述している。また、判定方法についても明示している。

各学部の「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」には、多様な入学者選抜を実施する旨を明記しており、これに基づき、2025（令和7）年度入学者選抜として、学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、更には多様な背景を持った者の大学進学のために配慮するための特別入学者選抜や編入学者選抜、秋学期入学者選抜を実施している。

学校推薦型選抜は、面接試験、小論文試験又は実技試験、書類審査で判定を行い、総合型選抜では、面接試験、書類審査を基本とし、スクール受講・課題審査又は口頭試問、小論文で判定している。メディア情報学部とスポーツ科学部においては、学部の独自性に応じた選抜を行うことを意図として、これまでの活動や学習歴をプレゼンテーションや事前課題で

審査する独自の方式を設けている。一般選抜においては、一般方式と共通テスト利用型ともに合計得点により判定を行い、論理的な思考力・判断力・表現力等を適切に評価するため、全ての方式で必須受験の「国語」の試験では記述式問題を出題するほか、一部の一般方式では、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を評価するため、書類審査を判定に含めている。さらには、アドミッション・ポリシーに基づき、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的、総合的に評価する旨、選抜方法の各審査内容を明示している（資料 5-1 pp.2～29・54）。

入学者選抜制度については、入学試験制度・判定委員会において全学的な協議を重ね、多面的かつ総合的な評価を行うため、制度等の見直しを随時行っている。具体的な入学者選抜に当たっては、すべての方式において、各学部入学試験委員会で、合否判定基準に基づいた合否判定案を作成後、各学部教授会で審議を行い、全学的な入学試験制度・判定委員会の議を経て、学長が合否判定を決定している。責任の所在を明確にするとともに、全学的な観点から公平かつ公正な選抜が行われる体制を取っている（資料 2-2）。

修士課程においては、一般入試、社会人特別入試、留学生特別入試の入学試験制度を設けている（資料 5-3）。研究科全体で入学試験を実施する体制を取っており、合否判定は研究科委員会で慎重な審議を行い、全学の合否判定調整会議を経て、学長が最終的な合否判定を決定している。筆記試験の結果はもとより、研究計画を中心とした面接の評定も得点化され、公正な選抜が行われる体制を取っている。

また、入学希望者のうち特別な配慮を必要とする志願者に対しては、「障害者差別解消法」の趣旨に即した「学校法人駿河台大学における障害のある学生等への支援に関する規程」において、必要な支援の申し出を認めており、「学校法人駿河台大学における障害のある学生等への支援ガイドライン」において、合理的配慮の具体的な提供内容について規定している。受験に当たっては、学士課程においては、入学者選抜要項に「受験上、修学上の特別な配慮が必要な方へ」と記載（資料 5-1 pp.39）し、修士課程科では、「大学院募集要項」（資料 5-3 pp.10）に「受験上、修学上の特別な配慮が必要な方へ」として記載している。実際に問い合わせがあった場合には、「特別配慮相談書」により申し出を受け、入学試験実施委員会や研究科委員会で審査し、入試広報課のほか、教務課、学生支援課、健康相談室等が連携した上で、受験前に入学後の配慮事項等を説明する機会を設け、志願者がこれを理解した上で、受験するという体制を整えている。

以上のことから、学生の受入方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していると判断できる。

#### 評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

#### (1) 学士課程

2025（令和 7）年度は、入学定員 910 人に対する入学者数は 940 人で 1.03 倍（大学基

礎データ表 2)、編入学定員 50 人に対する学生数は 24 人で 0.48 倍、収容定員 3,740 人に対する在籍学生数は 3,945 人で 1.05 倍（大学基礎データ表 2）である。

2023（令和 5）年度までは、入学定員充足率が 1.15 倍を超え、安定して入学者を得ている。2024（令和 6）年度及び 2025（令和 7）年度においては、法学部で 2 年連続して入学定員未充足の状態が続いているものの、全体として入学定員は超過している（大学基礎データ表 2）。

編入学者については、編入学定員の充足率が学部により不均衡な状態が続いていたため、2022（令和 4）年に編入学定員を改正し見直しを図った。改正した定員の下で行った 2022（令和 4）年度及び 2023（令和 5）年度の編入学者選抜では、定員に対して、適正と言える範囲内で入学者数を得ることができたが、2024（令和 6）年度及び 2025（令和 7）年度では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、志願者が著しく減少した。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の勢いが収まりつつある 2025（令和 7）年 10 月に行った 2026（令和 8）年度編入学者選抜（10 月募集）では、志願者が前年度の 2 倍を超えるなど、今後においても安定的な確保が見込まれる状況に戻ってきたと言える（大学基礎データ表 2）。

全体として、入学定員の設定と管理については、適正に収容定員が充足できる状態となっているが、2024（令和 6）年度及び 2025（令和 7）年度においては、法学部の入学者確保に苦戦している。このため法学部を志望している高校生を対象に各高等学校が実施している説明会（法学系統ガイダンス）に数多く参加するなど、法学部に特化した学生募集活動を展開している。更に法学部の適切な入学定員設定について検討するとともに、引き続き、高校生や受験生の大学進学志願動向を見極め、高等教育施策との連動を含めた検証を重ね、入学定員の適正な管理に努めていく。

## （2）修士課程

2025（令和 7）年度は、収容定員 102 人に対する在籍学生数は 39 人で 0.38 倍である（大学基礎データ表 2）。本年度の入学者数は 17 人で、2021（令和 3）年度以降、17 人から 22 人程度の入学者数で推移しており、入学者比率が 0.30 から 0.40 倍未満の低い水準の状態が続いている。これに対しては、学長主導の下、研究科を中心に収容定員充足率の向上に向けた募集状況の現状分析及び改善計画を策定し、2023（令和 5）年 10 月 24 日開催「第 14 回学長・副学長会議」、同年 10 月 26 日開催「第 6 回部局長会議」、同年 11 月 9 日開催「第 7 回経営戦略会議」及び同年 11 月 30 日開催「第 4 回内部質保証推進委員会」において協議し、全学レベルで検証した（資料 5-7、5-8、5-9、4-15）。総合政策研究科及び心理学研究科の両研究科において、外部の進学希望者獲得を目的に学外の「大学院進学相談会」に積極的に参加し広報活動を促進したほか、大学院受験対策の勉強会を開催するなど、内部進学希望者に向けた支援の拡充を行った。また、心理学研究科では、内部進学者増を目的として、2023（令和 5）年度から新たな入試制度（学内特別推薦入試）を導入した。さらには、このような改善の取り組みについて、外部評価を実施し、改善の体制及び仕組みの妥当性・適切性について点検・検証を行った。「募集強化策の実行は確認できるが、その効果については、引き続き観察が必要」、「改善の体制及び仕組みは十分機能していると評価できるため、全学的な取り組みの継続を期待する」との評価を受けたものの依然として修士課程における定員未充足に係る改善課題の目安ともとれる 0.50 を上回っていないのが現状である（資料 2-31）。

以上のことから、修士課程については上記の取り組みを通じて、入学定員設定の妥当性について検討し、入学定員の適正な管理に努めているものの、第2期及び第3期において指摘を受けた状況からの改善は図れていないと言えるのであり、全基準における最重要課題として再認識しつつ継続的な取り組みはもとより、効果があると思われる新規施策を検討の上、第4期受審に向け、早急に対応をしていく所存である。

### 評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

修士課程については、大学全体の入学者選抜に関して、入学試験制度・判定委員会において、入学試験の実績、入試広報に関する各種資料等に基づき、入学試験担当副学長が入試総括を作成して、成果を評価するとともに、次年度以降に向けた課題を確認・検討し、入学試験制度・判定委員会や入学試験実施委員会において、入学者の追跡調査等も踏まえ、改善策を策定している。さらには内部質保証推進委員会の下、全学レベル、学部・研究科レベルで協議を行い、施策の効果を点検するシステムを構築し、PDCA サイクルを機能させ、質的改善を行っている（資料5-5、5-6、2-31）。

各学部においても、中間時期及び年度末の2回にわたり、入学試験委員長が同様の資料に基づき、入試総括を作成して、成果を評価するとともに、課題を洗い出し、入学試験委員会、教授会において課題を検討し、更には、全学機関の入学試験制度・判定委員会において、それを報告して、点検・改善を行い、入学者選抜の制度設計に反映させている。

修士課程については、入学定員を下回る状況が継続しているものの、全学的な検討に加え、研究科委員会及びFD・SD会議において、定期的に点検・評価を行い、点検評価結果に基づく改善につなげている。

しかしながら、現状では効果が伴っているとはいえず、より抜本的な改革の必要性も認識している。

以上のことから、大学全体としては、組織的、体系的に、学生受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できるものの、修士課程に関しては、更なる改善、向上に向けた取り組みを行い、第4期においては、改善課題の指摘を受けないよう、全学的課題と位置づけ、検討を継続していく所存である。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

修士課程については、入学試験制度・判定委員会、入学試験実施委員会、入学試験問題作成小委員会等の全学的な組織を通じて、統括的に管理・運営しているため、全学的な体制で入学者選抜に取り組むことができている。成果の評価や課題点の検討なども各学部だけにとどまるのではなく、全学的に共有し、課題解決に取り組むことが適切に実施できる体制と

なっている。

入学者の受け入れに関しては、学修者本位の学生募集活動を展開し、多様な入学者選抜制度を設定して、多面的かつ総合的な評価に努めており、また、特別入学者選抜や編入学者選抜の実施など、多様な背景を持った者の大学進学に機会に配慮している。

学士課程の法学部と修士課程においては、適切な定員設定と収容定員に基づいた在籍学生数管理について、不十分な面が見られるものの、学士課程全体としては入学定員を充足する入学者の確保ができています。修士課程においては、その進学希望者が減少している中、前述のとおり各研究科とも、学生募集において、諸策を講じている最中である。今後も継続して対策を講じていく。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

学士課程については、全学的な入学試験関連委員会と各学部の連携の下、入学者選抜の対策に取り組み、推進する体制が構築され、更には、成果を点検するシステムを構築しており、全体として入学定員を確保していることはその成果と捉えられる。

一方で、修士課程においては、収容定員充足率の増加を目標とし、まずは、入学定員確保に向けて、より一層の改善策を全学的課題として、継続的に取り組んでいく。

## 第6章 教員・教員組織(基本情報一覧)

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教員組織の編成方針	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/edu-policy.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/edu-policy.html</a>
大学憲章	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/charter.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/charter.html</a>
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[\*]

[学士課程] (専門職大学及び専門職学科を除く) ※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体 (注1)		120	55	大学基礎データ (表1)		
学部・学科等	法学部法律学科	21	10	大学基礎データ (表1)		
	経済経営学部 経済経営学科	22	13			
	メディア情報学部 メディア情報学科	17	6			
	現代文化学部 現代文化学科	0	0			
	スポーツ科学部 スポーツ科学科	26	11			
	心理学部心理学科	19	12			
	グローバル教育センター	8	2			
	スポーツ教育センター	0	0			
	情報処理教育センター	5	0			
	キャリアセンター	2	1			
	学部・学科等 (薬学) (注2)	学部・学科等名称	総数			
	—	—	—	—	—	大学基礎データ (表1)
備考：(不足教授数) メディア情報学部メディア情報学部1人						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ (表1) の数値と一致するよう作成してください。(以下各表も同様。)

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください(以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科] 及び [専門職学位課程] 表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える)。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×(「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も( )で併記)を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

〔専門職大学及び専門職学科〕※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注2)	うち、みなし専任教員数と割合	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数との割合	根拠となる資料
全体(注1)							大学基礎データ(表1)
学部・学科等							
備考:							

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条及び第42条の6、専門職大学設置基準第35条及び第36条  
 注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」(ハイフン)を記入してください。  
 注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×(「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も( )で併記)を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

〔学士課程〕(専門職大学及び専門職学科を除く)※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	担当授業科目	備考	
○○学部	専ら従事する教員		●以上					
○○学科	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		●以下					
	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数	うち、みなし基幹教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科(薬学)	それ以外の当該大学教員 当該大学以外		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部のみを使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部(但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「-」とする)。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ1の学部でのみ算入される教員を指します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で8単位以上の授業科目を担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記載してください。

例) 2名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合：「法学部法学科：2名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は8単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

〔専門職大学及び専門職学科〕※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部 ××学科	専ら従事する教員		●以上					
	それ以外 当該大学の教員 当該大学以外		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
備考:								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、[学士課程]（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

〔修士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
○○研究科博士前期課程					大学基礎データ(表1)
□□研究科修士課程					
…					
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔博士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
○○研究科博士後期課程					大学基礎データ(表1)
△△研究科博士課程					
…					
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔大学院の専門職学位課程〕

研究科等名称	総数	教授数	実務家教員数 (注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
備考:					

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
<ul style="list-style-type: none"> <li>・駿河台大学教員任用規程</li> <li>・専任教員【任用】スケジュール(2025)</li> <li>・専任教員(学部・センター所属)昇任候補者選考に関する取扱い要領_休業者の取扱い要領</li> <li>・学部・センター教員(任期付)【昇任】手順(2025)</li> <li>・学部(准教授)【昇任】手順(2025)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駿河台大学教員任用規程</li> <li>・2025年度専任教員の任用スケジュール例 (2026年4月任用)</li> <li>・駿河台大学専任教員(学部・センター所属)の昇任候補者選考に関する取扱い要領</li> <li>・【学部及びセンター(任期付)】専任教員の昇任手順(助手⇒助教・助教⇒講師・講師⇒准教授に昇任する場合)</li> <li>・【学部及びセンター准教授が教授に昇任する場合】専任教員の昇任手順</li> </ul>
備考：	

## 1. 現状分析

## 評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学の求める教員像は、大学教員としての必要条件として、学校教育法及び大学設置基準に準じた能力・資質を、駿河台大学学則及び駿河台大学教員任用規程において明示している(大学学則第5条【ウェブ】、資料6-2第1条)。大学院の教員に関しても同様に、大学院設置基準で定められている必要な能力・資質が大学院学則(大学院学則【ウェブ】第5条)で明示されている。この上に、本学の建学の教育理念である「愛情教育」に基づいて求める教員像を、「駿河台大学憲章」において「教育」「研究」及び「地域との協働」の3つの観点から明示している(資料1-1【ウェブ】)。教員募集をする際の募集要項においては、「本学の大学憲章に共感できる方」を明記し募集を行っている。

本学の教員組織編制については、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)(資料6-4【ウェブ])のとおり、学部、研究科、各センターにおける方針の全体を定め、各学部・研究科においては、教員に求める能力・資質、教員組織の編制方針を定め、教員が担う責任性を明確にしている。

教員任用の際には、授業科目と担当教員の適合性を判断するために、募集分野及び担当科目を明確にした上で、募集を行い、各学部の教員候補者選考委員会において、担当予定科目との適合性を審査している。

教員数管理においては、年度当初の在職数に鑑み、次年度の任用計画における教員定数を決定し、大学全体の教員組織編制の検証・点検を行っている。2024(令和6)～2025(令和7)年度においては、退職者に伴い教授職が減員し、2026(令和8)年度の任用計画において教授職の補充を課題としているが、2026(令和8)年度の任用や昇任にて改善する予定である。

各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理については、次年度の開講予定数を各学部・各研究科・各センターにおいて算出し、それに基づいて、7月時点における開講予定数を学長・副学長会議及び部局長会議において協議を行う。その後、教学部門の最高

意思決定機関である大学評議会での審議を経て、理事会で審議・承認された後に、次年度の計画として進めて行くことを決定する。計画内で微調整が行われた場合については、11月に再度、学長・副学長会議及び部局長会議において協議を行い、大学評議会での審議を経て、理事会で審議・承認された後に最終的に決定する。

また、前述のように、各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理を通して、教員定数を決定するが、各学部での教育研究活動を活性化させ、実践的かつ、実務的な特色ある魅力的な教育を実現するために、教員定数外として、特任教員(実務家)を任用している。特任教員(実務家)の業務範囲については、各個人の契約書に明記し、業務を行っている。学部長は、学部での教育研究活動について情報共有や特任教員(実務家)の本業と本学の教育研究活動の両立等、次年度の時間割編制等を行う際など、本人と適宜、意見交換を行い、学部運営の計画を行っている(資料6-5)。

教員と職員の役割分担については、教員組織における委員会の各委員長及び副委員長等を教員が担い、委員会メンバーの中に事務局長又は各部門の部長等を加えた組織としており、教員と職員それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することができている。

授業における指導補助者については、学則及び大学院学則に定め、本学が指定する特定の科目について、学生に授業を補助させるSA(Student Assistant)制度がある。SAの採用要領に資格要件を規定し、採用にあたっては、教員からの採用申請書に基づき、全学教務委員会で審査し、授業補助者を決定している(資料6-6)。SAへの教育等については、授業科目担当者が、授業の役割、SAの資質向上のための研修会や指導を行っている。

また、授業担当教員がより教育効果を高め、現実的かつ、実践的な授業内容とするために、外部講師を招聘する制度があり、効果的な授業内容となっている。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていると判断できる。

## 評価項目②

### 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

#### <評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

教員の募集、採用に関して、全学的に定めた規程及び手続きを定めている(資料6-2、6-7)。各部局では、人事検討委員会や執行部会議等において人事計画の策定、専任教員採用の任用手続きの開始に当たり教授会等を経て、専攻分野、応募職位の検討、3つのポリシーに沿った将来構想、編制方針、必要性を明示した採用計画を学長に提出することを定めている。提出された採用計画案に基づき学長は、当該任用発議において専攻分野の全学的な調整を必要と判断した場合には、学長、副学長、各学部・研究科の部局長及びセンター長を構成員とする定例の部局長会議において意見を聴取する。任用発議は、その後理事会に提案し、任用手続き開始の承認を得ることとなっている。理事会承認後は募集活動を開始する。また、

より多くの応募があるように、JREC-IN Portal 様式での応募も可能とし、採用活動を行っている。応募者については、各部局が設置する選考委員会において、教育・研究業績・担当予定科目との適合性について書類審査、模擬授業及び面接を実施している。本学の教育・研究方針に対する適合性の確認、教育に対する熱意や学生指導能力等を考慮し、候補者の業績及び能力を総合的に判断し審査を行っている。選考委員会による選考結果については、教授会等において審議し、理事会に報告をする。理事会では、面接審査を行い、「愛情教育」の理念に照らした適切性（人物像）を中心に採用の可否を決定する（資料 6-7）。

教員の昇任審査においても、全学的に定めた規程及び手続きを定め実施している（大学学則、資料 6-8、6-9）。昇任の資格要件については、基本的事項を全学的に定め、各部局においては、昇任審査に関する内規により審査委員会を発足し、審査委員会による研究業績、教育業績、勤務状況等の審査及び面接審査を行い、昇任の可否を審査する。その後、教授会等においては審査委員会での審査結果を審議し、その結果を理事会に報告し、理事会において昇任の可否を決定する。

総合政策研究科及び心理学研究科においては、各専攻が基礎を置く学部専任教員からなる構成としており、特別な研究分野を除いては、研究科としての採用募集、昇任審査は行っていない。研究科を担当する教員を補充する際には、学部教員の採用募集の際の任用計画の中において、大学院を担当することを決定し、募集要項に明記し審査を行い学部教員としての任用をしている。学部教員が研究科を担当する際の資格については一定の要件を定め、教育歴及び研究実績に基づき、研究科委員会による審査を経て、演習指導教員又は、講義担当教員として承認している（資料 6-10、6-11）。

年齢構成や性別等における教員の多様性については、大学全体の教員定数が決定する時点において年齢構成、性別、職位等の検証を行い、各学部・センターにおける任用計画が立てられ、任用における審査段階で十分に考慮し候補者の選定を行っている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

### 評価項目③

**教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。**

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

全学委員会として、各学部・センターから選出された教員及び学務部長を構成員とする FD 委員会を設置し（資料 3-43）、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を図っている。全学研修会では、「グランドデザイン 2026」に掲げた目標に沿った全学的な課題や各学部・センターが抱える課題を全学的に共有するとともに全学的な課題をテ-

マに継続的に実施している。2020（令和2）年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを契機に e-learning 形式を多く取り入れている（資料 6-12）。

授業改善のための改善、工夫を行うための取り組みとして、専任教員が担当する授業公開の期間を設け、教員による授業見学を行い、見学後は報告書を FD 委員会に提出している。このような授業公開については、各教員の授業改善を行う上で、成果が出ている。（資料 6-13）。

さらに、教育内容及び教育方法に対する学生の評価や授業に対する学生のニーズ等を把握するため、学生による授業評価を行っている。アンケート結果については、Web アンケートシステムにより、学内公開をしている。教員はアンケート結果等に基づき授業改善報告書の作成を通じて、自らの授業を振り返り、次年度の授業をより良いものにできるような取り組みを行っている。授業改善計画書の集計結果等は FD 委員会を経て、教職員向けポータルサイトに掲載し、授業改善の参考資料にできるようにしている。

また、学長ガバナンスに基づき、こうした授業アンケートによるスコアが一定水準を下回っている場合には、FD 委員会を経て、全学部長・研究科長・センター長を構成員とする部局長会議での報告後、学部長等による面談を行い、面談実施後は、速やかに事務部門に対して、面談内容・対応策等に関する報告書を提出することとしている。報告内容が取り纏められた後は、部局長会議において面談結果報告に基づき、対応方法の議論がされるなど、教育の質を常に重視した取り組みを行っている。

各学部・研究科及び各センターでは、教育力の向上、授業内容の改善方法等を目的とした FD・SD 会議を実施している。また、各教員が学内外で行われた研修や教育・研究をテーマとした発表や学生アンケート結果分析による報告等も行われ、討論を行い、教員の資質向上を図っている（資料 1-16）。

教員の教育活動、研究活動、管理運営、社会貢献活動等の評価においては、本学が定める研究業績評価制度及び教員評価制度により、各部局長による評価を行っている。各教員は、年度当初、活動報告書（面談表）に、当該年度の達成目標を記入し各部局長に提出する。各部局長は、報告書の記入内容を面談により確認し、当該年度の個人目標の最終設定を行う。さらには、教育・研究活動において期待することの伝達等を通じて、各部局内における組織としての目標達成の共通認識を行い、教員個人の役割の認識がなされている。年度末には、各部局長との面談において、目標成果の確認及び評価を受けることで、到達状況の把握を行い、次年度の目標設定に活かされるシステムとなっている。この教員評価制度が個人レベルでの内部質保証の取り組みとして機能しており、PDCA サイクルを推進させるための内部質保証システムを確立している。教員の研究活動において、本学の総合研究所で採択された研究プロジェクトの採択件数が年々増えており、専門領域に特化した研究が活発となっていることや研究成果の発表の場として、講演会の開催、新聞のコラム・記事掲載などによる地域社会へ還元している実績として着実な成果をあげている。2024(令和6)年度においては、これら研究プロジェクトの外部評価を行い、有益な提言を得ることができた。今後も本学が定める研究業績評価制度及び教員評価制度が、教員の資質向上につながることを期待される（資料 2-23）。

以上のことから、教育研究活動等の改善・向上、活性化につながるファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていると判

断できる。

#### 評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学部長・センター長は、毎年、各部局における人事委員会、学部執行部や教務委員会等を中心とした組織において、学部担当授業数、専門分野毎の教員数などに基づき、組織編制を検討している。その結果については、教授会等で審議し、各部局において点検・評価を行い、次年度における教員組織編制時において、これら前年度の点検・評価を基に、各部局における人事計画を立て、各部局長が学長への報告を行い、学長が当該年度における大学全体の教員組織編制の見直しや教員定数を設定し理事会に提案し、決定している。

また、学部長・センター長は、所管する学部又はセンター全体における点検・評価として、教員の教育活動、研究活動、管理運営、社会貢献活動等について、教員評価報告書を作成し、毎年、学長に提出している。研究科においても同様に、教員の教育活動、研究活動、社会活動等の全体評価として、研究科長が点検・評価を行い、教員評価報告書を作成し、毎年、学長に提出している。学長は、大学全体の視点による点検・評価を毎年行い、大学ホームページで公表している(資料 2-33)。

以上のことから、教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいると判断できる。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

研究業績評価制度及び教員評価制度の取り組みにより、各教員自身が次年度の活動目標を明確に決定し、活動状況が可視化され、各教員に求める教育方法や研究成果の把握が可能となっている。評価制度を通じて、学長、各部局長が各教員の役割や期待することを確認することで教員の資質向上を図り、大学の組織運営を円滑なものとしている。各教員については、各自の1年間における教育活動・研究活動・管理運営活動・社会貢献等の活動を振り返ることで、次年度の教育目標が明確なものとなっている。

これら教員の教育・研究・社会貢献活動等において、顕著な業績を挙げた教員に対しては、本学の教育・研究・社会貢献活動等の活性化が図られ、建学の精神である愛情教育の実現に寄与した実績に伴い、評価点の最上位者を対象に夏期期末手当支給時に、一定額を支給している。こうした一連の取り組みは、本学におけるPDCAサイクルを推進させるための内部質保証システム、すなわち、「全学レベル」「組織レベル」「構成員レベル」の仕組みの全てに該当する代表的な事例である。

また、2025(令和7)年度においては、教授への昇任適格者及び任用候補者がいることから、教授職1人の欠員(メディア情報学部)は解決する見通しが立っているものの、大学設置基準を踏まえた教授職の充足については、継続課題として捉えている。

教員組織の編制においては、各学部における教員組織の編制方針(資料 6-5【ウェブ】)に基づき、定年退職者及び年度末の自己都合退職者を勘案した上で、毎年 5 月に職位、年齢バランス及び専門分野等に配慮しつつ、翌年度の任用計画を立て、教員募集を行っているが、今回の欠員の件も併せ、年度末に向けて、急な他大学移籍や退職といった想定外の外的要因もあるために、年度終了時までに対応が難しい側面があり、継続的な課題と言える。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、大学設置基準、大学院設置基準等の法令及び本学による教員組織の編制方針に基づき、適切且つ十分な教員を配置した組織編制の下、学部の改組や新設、学部コース内容の見直し等、常に時代のニーズに沿った改革を行っており、2025（令和 7）年度は、大学設置基準の改正に伴い、基幹教員制度の導入について既に検討、対応を行っている。

## 第7章 学生支援(基本情報一覧)

### 学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
駿河台大学憲章	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/charter.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/charter.html</a>
駿河台大学学則	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/file/about/data/school-rules.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/file/about/data/school-rules.pdf</a>
グランドデザイン 2026	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/grand_design.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/grand_design.html</a>
大学案内	大学案内 2026
学長方針	学長方針 (令和7年4月1日)
事業計画書	2025 (令和7) 年度 事業計画書
備考:	

## 1. 現状分析

## 基準7 学生支援

## 評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

## [修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

## [修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

## [生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

## [進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

## [その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

## [学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

<学生支援に関する方針>

建学の精神である「愛情教育」の理念に基づき、「徹底した人格教育」により、学生ひとりひとりの個性を尊重し、教職員と学生との人格的触れ合いを通して、豊かな人間性を育成することを教育目的としている。

この目的に相応しい学生生活の適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に

応じた学生生活上の指導・助言を行うこととし、2022（令和4）年度以降の5年間に達成すべき目標と計画として策定された「グランドデザイン 2026」においては、『「学生支援力」の駿河台大学（ひとりひとりが輝き続ける学生の高い満足度とダイバーシティの実現）』、『「就業力」の駿河台大学（高い就職希望率と就職率の実現）』の構築・強化を「学生支援に関する方針」として明確に定めている。

なお、学生支援に関する方針や取組内容、到達目標については、大学ホームページや大学案内において広く社会に公表している。

また、2025（令和7）年4月1日に行われた全学合同会議において学長より示された「学長方針 2025」及び「2025（令和7）年度事業計画書」の中で、学生支援に関する方針に基づいた、具体的な取組内容や到達目標を学内の教職員に対し明示し、共有を図っている。

#### 〈学生支援体制の適切な整備〉

学生支援に関する方針に基づき、修学・生活・進路支援に関する具体的な取り組みの基本方針の決定や具体的な支援内容の検討、検証を行う機関として、各学部選出の教員及びセンター専属教員からなる「学生委員会」、「スポーツ教育センター運営会議」、「健康相談室・障害学生支援委員会」、「キャリアセンター委員会」及び「グローバル教育センター委員会」を設置している。これらの委員会は、定例議題のみならず、各所管事務部署が日頃の業務運営を通じて把握した課題・問題点等を含む審議事項を事前に整理し、臨んでいる。

具体的には次の所管によって役割分担し、より専門性を持たせて運営している。

学生支援部は、2課1室により構成されており、学生支援課が奨学金、学生活動支援等の業務を行い、体育課が課外活動（部活動）に関する業務、健康相談室が学生の心身の健康管理業務を行っている。「学生委員会」、「スポーツ教育センター運営会議」及び「健康相談室・障害学生支援委員会」で審議・決定された修学支援、生活支援等については、学生支援部の2課1室が具体的に実施している。

また、キャリアセンター事務部キャリア教育・就職支援課が就職に関する相談・指導、キャリア教育関係業務、キャリア活動支援等を行っている。「キャリアセンター委員会」で審議・決定された進路支援等については、同課が具体的に実施している。

同様に、学務企画部グローバル教育課が語学教育の充実、留学促進業務の他、外国人留学生の受入れ、在留資格管理を含む支援全般の拡充及び留学生と日本人学生の交流の拡大等の支援業務等を行っている。「グローバル教育センター委員会」で審議・決定された留学生に対する修学支援については、同課が具体的に実施している。

#### 〔修学支援（学習面）〕

（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）

入学前の学習サポートとして、2020（令和2）年度より全入学予定者を対象に、大学の授業を理解するために必要な基礎学力や、資格試験や就職試験に取り組む上で最低限必要となる一般常識を身につけさせ、学生生活がスムーズに始められるよう、Web上で取り組むことができる入学前の学習サポートハンドブック『駿大ドリル』を導入している（資料7-1【ウェブ】）。

入学後の学習サポートでは、担当教員による個別の授業科目に対する補習教育や補充教育の他、各学部・各センターにおいて、各学部のカリキュラム、各センターの授業内容の特性に合った資格取得に対し、後援団体である同窓会の受験料補助による、学生の自主的な資

格取得を奨励している（資料 7-2）。

また、学習面での戸惑いや困ったこと等（レポート作成等）、学習全般の相談対応については、健康相談室が窓口、調整役として運営している「学習相談室」で外部指導員（NPO 法人育て上げネットより派遣）が学習指導員として週 1 回常駐し、学習指導や相談内容に応じた授業担当教員等との連携した指導にあたっている（資料 7-3【ウェブ】）。

外部指導員の不在時は、健康相談室が相談対応を行い、相談内容に応じて、授業担当教員や各部門（グローバル教育センターや情報処理教育センター等）との連携や外部指導員勤務日での対応依頼を行っている。

#### 〈障害のある学生に対する修学支援〉

2024（令和 6）年 4 月の障害者差別解消法改正法の施行による私立大学の「合理的配慮の提供」義務化に伴い、改正内容に則し、2017（平成 29）年 4 月 1 日に整備、制定した、「障害のある学生等への支援に関する規程」・「障害のある学生等への支援ガイドライン」について 2024（令和 6）年 2 月 8 日に一部改正を行った（資料 7-4、資料 7-5）。

本学が今後、障害のある学生への合理的配慮の提供を適切に行っていくため、特に、合理的配慮の提供内容の合意形成過程などを明確にし、責任体制を明確にすることも目的として、2025（令和 7）年 3 月に、教職員向けの「障害学生の修学支援ハンドブック」を発行し、その内容について、2025（令和 7）年 7 月に開催した全学研修会（学生相談）において、全教職員に対し障害者差別解消法の改正内容や合理的配慮の提供内容の合意形成過程等も含め、「障害学生の修学支援ハンドブック」の内容についての説明、周知を行った。（資料 7-6、資料 7-7）。

本学の身体障害者手帳・障害者手帳取得の在籍学生数は、2022（令和 4）年度 14 人、2023（令和 5）年度 15 人、2024（令和 6）年度 12 人、2025（令和 7）年度 11 人となっているが、全施設のバリアフリー化や車イス利用者対応のスクールバス運行等、身体障害のある学生の修学支援を行っている。

なお、障害支援相談においては、健康相談室が相談窓口となり、健康相談室のスタッフ（常駐カウンセラー、看護師）が対応している。

健康相談室では、障害のある学生から修学支援の申出がなされた場合、障害（病状を含む）や希望している支援内容についてヒアリングを適宜行い、必要に応じ、関連部局との協議を重ね、合理的配慮の提供可否も含め、支援希望学生との支援内容の合意形成を図っている。

障害支援相談体制の学生への周知は、具体的な支援内容例、支援の申請から支援を受けるまでの流れ、対象者や支援スタッフ、相談窓口場所等の内容についてホームページ等で周知している（資料 7-8【ウェブ】）。

#### 〈留学生に対する修学支援〉

##### ・留学生への修学支援

外国語教育を一元的・統一的に実施し、学生の外国語能力を向上させ、国際交流の充実を図ることを目指してグローバル教育センターを設置している（大学基礎データ表 1）。主たる業務は、語学教育の充実、留学促進、留学生の受入れと支援の拡充、留学生と日本人学生の交流の拡大等であるが、留学生に対する修学支援は、その中でも活動の大きな柱である。

#### ①留学生入学前ガイダンスの実施

入学前に、留学生同士及び関係教職員とで顔合わせをして繋がりを持つことにより、入学

前における不安を少しでも軽減させ、学生生活をスムーズにスタートさせる目的で実施している。左記をはじめ、入学当初を含む年間スケジュールの説明、入管法に関わる重要な制度や諸手続の説明などに加えて、先輩留学生との交流の機会を設けている。(資料 7-9、7-10【ウェブ】)。

#### ②留学生の在籍状況の把握、追跡

留学生には、少なくとも毎月 1 回は当センターに足を運んで在籍確認を受けることを義務づけているが、確認を受けていない留学生に対しては、毎月末、電話や E メール等の連絡により来室を促している(資料 7-11、7-12)。これらの対応の結果、東京出入国在留管理局より、「適正校(クラス I)」の選定結果を受けている。

#### ③留学生の生活実態調査実施

留学生への支援体制の整備・改善に繋げるために、定期的に留学生の生活実態を把握するためのアンケート調査を学期毎に計 2 回実施している(資料 7-13、7-14)。

#### ④駿大外国語プレゼン大会開催

留学生の日本語力向上への動機付けの 1 つとして、駿大外国語プレゼン大会を開催している。本学で開講している外国語 6 言語合同での開催のため、留学生の日本語での発表が日本人学生の学習意欲を喚起させることにも繋がっている(資料 7-15)。

#### ⑤日本文化体験行事及び日本人学生との交流行事の開催

例年、季節に合わせて日本文化を留学生に体験してもらうとともに、留学生と日本人学生との交流の場として、様々な行事を実施している。毎年実施している主な行事は、生け花体験(6月)、浴衣着付け体験(7月)、茶道体験(10月)、正月遊びの会(1月)等である(資料 7-16【ウェブ】)。

さらに、留学生同士並びに留学生と日本人学生間の交流拡充を実現するために様々な行事を開催している。内容は年度により異なるが、春季国際交流パーティ(4月)、留学生旅行(9月)(資料 7-17【ウェブ】)、冬季国際交流パーティ(1月)等を実施している。総じて新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、前述の恒例行事中断を余儀なくされた時期もあるが、現在では、概ねコロナ禍以前の状況に回復している。

#### 〈中途退学防止に向けた取り組み〉

本学では、中途退学者の減少及び防止は、喫緊かつ最重要課題となっており、「グランドデザイン 2026」においても、中途退学減少の目標を掲げている。

退学者の現状及び分析については、毎年度開催する教職員を対象とした全学研修会(学生支援)において報告を行い、退学者の現状把握とともに各部門や全学的な中途退学防止に資する取り組み推進の必要性について共通認識を図っている(資料 7-18)。

具体的な中途退学防止に向けた取り組みでは、学生支援部を中心に、各部門においても学生サービスや学生満足度向上を目指しながら中途退学防止に資する取り組みを行っているが、特に、退学リスクが高い成績不振や出席不良に至っている学生への対応として、各学部 1 年次から 4 年次まで少人数制の演習科目を必修とし、演習担当の教員が FA(ファカルティ・アドバイザー)として、学生の修学状況の把握、相談、他部署との連絡等に当たっている。

学生の出席状況、履修状況が懸念される場合には、全学部 FA が留年者面談、出席不良者面談、成績不振者面談を実施し、これらの面談結果を学生支援課で一元的に把握の上、学生

委員会などを通じて、教員との情報共有を行いながら、FA 及び各部門（健康相談室、教務課、キャリアセンター等）との連携等により組織として対応している。

保護者との連携した対応の必要性から、学生の出席状況について保護者も閲覧できるシステムを導入している。

退学希望者についても、原則として FA が面談を実施し、学生本人及び保証人の意思確認を行っている。面談では、退学後の生活についても指導を行うとともに、諸事情により退学を余儀なくされた学生に対しては、再入学制度の説明も行っている。

早期退学防止の観点から 1 年次への対応に注力しているが、具体的な 1 年次への対応として、入学前、入学時での不安解消や学生生活をスムーズにスタートしてもらうため、入学前準備セミナーを全学部で実施し、また、入学当初の支援プログラムとして新入生セミナーを、チームビルディングを実施するスポーツ科学部を除き 4 学部で実施している（資料 7-19）。

また、教員による FA 制度に加え、職員による CA（クラス・アドバイザー）制度を 2013（平成 25）年度より設け、教職員一体となり学生をサポートしていくことで、早期退学防止に努めている。CA 制度では、1 年次必修ゼミに職員 1 人を配置し、FA から CA への出欠状況の連絡を基に、必要に応じて CA が FA と連絡を取りながら、学生の状況把握や欠席理由確認の他、定期的（月 1 回程度）にイベント情報等の紹介で教室に出向き、修学上困難な事態に直面している学生に対しては、FA・CA・学生支援課が連携して対応している（資料 7-20）。

さらには、学生の多様化に伴い、様々な理由による修学上の課題を持つ学生が存在していることから、学生への相談体制強化のひとつとして、窓口業務やゼミ運営、学習指導等、従来教職員個々に任されていた学生対応スキルを、コーチング手法を基礎とした「学生対応スキル」を標準化・明確化するとともに、教職員が着実に「学生対応スキル」を身につけてもらうため、2020（令和 2）年に教職員協働での組織横断的なプロジェクトチーム「学生対応力強化プロジェクトチーム」を発足させ、その活動の成果物として、2022（令和 4）年 1 月には『学生支援ガイドブック』の発行、2022（令和 4）年 9 月には『健康相談ハンドブック-教職員のための学生対応 Q&A-』の改定を行い、2023（令和 5）年 2 月には『駿大学生対応力強化動画』として、基本スキル編と目標支援スキル編が作成され、教職員全体の学生対応力の底上げを目指している（資料 7-21、7-22、7-23）。

#### [修学支援（経済面）]

財務課において、経済的理由等により、学費等納付金を納付期限までに納付することが困難な者へ、延納制度を設けている。また、在学生及び保証人を対象に、「学費よろず相談」として、学費に関する質問や相談に応じている（資料 7-24【ウェブ】）。

休学者については、学費に代えて「在籍料」の制度を設け、退学者の削減を図るため、在籍料を年額 48,000 円とし、授業料及び施設費を免除することとしている（資料 7-25 第 9 条）。

日本学生支援機構奨学金（2020（令和 2）年 4 月よりスタートとした、高等教育修学支援新制度も含む）、地方自治体奨学金、民間団体奨学金の他、本学独自の奨学金制度を設けている（資料 7-26【ウェブ】）。

日本学生支援機構奨学金については、採用に関わる手続き等、毎年 4 月上旬のガイダンス

時に説明会を開催し、かつ個別にも相談に応じているが、学内ポータルサイト上においてもガイダンス説明内容の動画を掲出し、申請手順やダウンロードを可能とした申請書類等も公開している（資料 7-27【ウェブ】）。

なお、本学独自の奨学金制度として、経済的な理由により修学が困難な学生を対象とした駿河台大学給付奨学金制度（給付金 200,000 円）を設け、募集、選考を行い、2024（令和 6）年度は、申請者 63 人（1 期募集 49 人、2 期募集 14 人）に対し、50 人（1 期募集 43 人、2 期募集 7 人）を採用した（資料 7-28）。

また、留学生の経済的負担を軽減するため、私費外国人留学生に対し授業料減免制度（留学生入試での入学者は 30%減免、その他の入試での入学者は 20%減免）を設けている（資料 7-29）。本学学生の奨学金利用状況は「奨学金給付・貸与状況」に示すとおりである（大学基礎データ表 7）。

#### [生活支援]

##### ・学生の相談体制

学習支援の体制として、健康相談室が窓口、調整役となり「学習相談室」を運営（学習指導員として、NPO 法人育て上げネットより派遣）している。「学習相談室」では、学習を進める上での戸惑いや困ったことなど学生全般の相談に当たっており、学生個々の相談内容に応じて、適宜、各部門（情報処理教育センターやグローバル教育センター、各事務部門等）と連携した対応も行っている（資料 7-3【ウェブ】）。

なお、障害を抱えて修学上で困っていることは「健康相談室」、パソコン全般や情報処理能力を高めたいといったことは「情報処理教育センター」、外国語スキルを高めたい、海外留学を実現したいといったことは「グローバル教育センター」で、それぞれ対応に当たっている。

また、学生の個々の状況に応じた、きめ細やかな支援が行えるよう、学習相談室利用学生の所属学部や FA との連携をより密にし、適切な学習支援に注力できる体制整備にも努めている。2024（令和 6）年度の学習相談室利用延べ件数は 88 件であった。

##### ・ハラスメント防止のための体制

ハラスメント事案を迅速かつ適切に解決するために、「ハラスメント防止対策委員会」を設置するとともに、ハラスメントの相談に応じるための相談員を置いている（資料 7-30 第 1 条、第 6 条、第 11 条）。さらにハラスメント事案への対応のため、「調停委員会」及び「調査委員会」を設け、事案の円満な解決、適切な調査を行うこととしている。また、「駿河台大学ハラスメント・ガイドライン」を定め、ハラスメントの定義、ハラスメントへの対応等を明示している（資料 7-31【ウェブ】）。

本学学生に対しては、本学ホームページ、「ハラスメント相談ガイド」の配布等で、ハラスメントの防止制度の概要や相談窓口、相談員の連絡先等を掲載し、ハラスメント防止に向けた周知を図っている（資料 7-32）。

##### ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学則第 48 条に基づき健康相談室を設置し、学生・教職員の健康管理に関する業務を行っている。健康相談室の業務としては、学生・教職員の健康管理、精神衛生、学生生活における心身の問題に関する相談業務、その他健康相談に関する業務がある（資料 7-33 第 2 条）。

健康相談室には専任の看護職員 1 人、事務職員 1 人、常勤カウンセラー 1 人、非常勤カウ

ンセラー3人、非常勤医師1人を配置している。

相談業務としては、カウンセラーによるカウンセリング、看護職員による健康相談及び学校医による月1回の健康相談を行っている。

学校保健安全法に基づき、全学生を対象に年度当初に学生定期健康診断を実施している。2025（令和7）年度の受診率については91.6%であった（資料7-34）。健康診断実施日に受診できなかった学生には、健康診断実施医療機関の院内で受診するよう案内している。

#### [進路支援]

・就職（進路）支援の強化

#### ①社会人基礎力（駿大社会人基礎力）の育成

「グランドデザイン 2026」で掲げる地域社会の中核を担う人材育成を成し遂げるためには、知識という学習成果だけでなく「社会人として通用する力」に基づいた「就業力」育成が必要である。本学では、2013（平成25）年より「駿大社会人基礎力」を定め、全学的に就業力育成に取り組んでいるが、グローバル化、IT化などの社会環境の急速な変化が、企業や地域などで求められる能力に及ぼす影響を考慮し、必要な能力の見直しを行い、2021（令和3）年度から「駿大社会人基礎力 Ver.2」として、社会人として必要な汎用能力を5つの力・15の能力要素への再構成を行った（資料1-5【ウェブ】）。中でも「駿大社会人基礎力」の育成が強く求められるキャリア教育科目に関しては、キャリアセンター所属のキャリア教育担当教員による一元的な全体掌握の下、「駿大社会人基礎力」に基づく就業力の育成によって就職活動に備えさせている。

また、客観的にジェネリックスキルを測定するために1年次を対象に実施していた標準化された外部テスト（PROG）を2020（令和2）年度より3年次においても実施。「駿大社会人基礎力」相当と判断されるジェネリックスキルをグラフ等で可視化し、学生ヘフィードバックする試みを始めた。同じく2020（令和2）年度より開始した、卒業生の就職先に対する「駿大社会人基礎力」の修得状況調査の結果とともに2021（令和3）年度以降のキャリア教育の改善の基礎資料として活用している（資料7-35、7-36）。さらにキャリア教育の授業内で実施していたPROGの実施対象を2023（令和5）年度からは全学年に拡大し、「駿大社会人基礎力」の伸長度合をグラフ等で可視化し、卒業時にディプロマサブリメントとして配付している（資料7-37）。

#### ②キャリアセンターを中心とした目配りの行き届いた就職支援

本学ではキャリアセンターを中心に、新入生時から大学の4年間とその先の将来の人生すべてを見据えた、充実かつ一貫したキャリア教育を行っている。加えて、多重的かつフェイストゥフェイスでの就職支援の強化を行っており、就職の質の確保として離職率の低い企業への就職支援と、就職先が未決定のまま卒業した学生に対する支援にも努めている。

キャリアセンターを中心に一元的に掌握されたキャリア教育の実施と就職支援との有機的連携を強化し、多面的な就職支援体制の構築を行っている。同時に、各学部所属教員で構成されるキャリアセンター委員会が関わることによって、センター職員、センター所属教員、学部所属のセンター委員会の教員委員の綿密な情報交換・意見交換等を行う場ができ、大学全体での就職率の改善を実現する体制が整備されている。これに加え、今後増加する留学生の就職を見据え、グローバル教育センターからオブザーバーとしてのキャリアセンター委員会への出席、2023（令和5）年度からは各センター所属教員の連絡会に転じ、情報共有に

努めている。さらに、学生とキャリアセンターとのつながりを強めるために、当該センター職員による全3年次演習への訪問と全3年次生とのインターク面談実施によるフェイストゥフェイスでの学生指導・相談の体制を確立し、成果を上げている（資料7-38）。

就職率は、2017（平成29）年度以降は、目標とする埼玉県大学の平均を上回っているが、更なる就職率の改善のための基本方針として、(ア) 教員と職員がどこまで自分たちがやれるのか、その任務を明確にし、「分業に基づく協業」体制を確立する、(イ) Web 就活からセンター就活に転換し、フェイストゥフェイスでの就職指導体制を確立する、(ウ) 大学・保護者・学生の三位一体の体制を掲げ、精力的な活動を展開した（資料7-39【ウェブ】）。

(ア) に関しては、ゼミ毎に担当教職員が学生の就職活動の「伴走者」として、学生への親身な指導・相談にのることを徹底させた。スプレッドシートによる随時記入の進路状況調査表を教職員で共有し、学生の就職活動の状況把握と個別支援に活用している。また、就職活動の早期化に対応し、スプレッドシートによる進路状況調査表を3年次のゼミにも適用し、早期からの情報収集を進めている。

(イ) に関しては、キャリアセンターを通じた就職内定獲得のための体制を作るために、「就活 Index」システムの開発・導入及び学生面談記録データベースによる正確な学生状況を把握する体制を確立し（資料7-40）、2025（令和7）年度からは新システムによる情報統一を行い、共有を図っている。合同企業説明会、個別企業説明会及び求人紹介行事等の実施、ハローワーク飯能担当者やL0活（地方就活）事業担当者の出張相談などによる学生と企業のマッチングについては、対面、オンラインによるライブ配信及びオンデマンド配信を併用し、様々な学生のニーズに合った視聴・参加方法により提供している。担当職員に支援を求める学生との面談についても ZOOM、Google Meet 等の Web 会議ツールの活用により、Web 就活でありながらフェイストゥフェイスな就職支援の体制を継続している（資料7-41）。

(ウ) に関しては、保護者が現在の就職状況を理解し、学生を家庭においても支援してもらうために、入学式、父母会総会、父母会地方支部会における父母向け説明会の実施、学生作成の父母向け就職活動支援パンフレットの配布、また、直接対面による説明会の機会以外にも郵送・ホームページによる情報提供も充実させ、父母が登録したメールアドレスへの直接就職行事実態情報を配信している。

上記取り組みに加え、学生の進路希望登録（資料7-42）を踏まえつつ、キャリア教育の内容と結びつく3年次生を対象とする就職ガイダンス（対面を中心とし、オンデマンド、オンラインも併用）の充実による支援の強化を行うとともに、教職員の就職支援への理解を深めるための全教職員対象の全学就職研修会を実施している（資料7-43）。さらに、資格取得を支援する「キャリアカレッジ」を実施している（資料7-44）。なお、就職データについては「就職データブック」の冊子を3年次生に配布するとともに、データ版も作成し、公式サイトで全学年閲覧可能にし、学生には就職活動の準備として位置付けるとともに、教員には就職支援をより簡易にするツールキットの1つとして活用されている（資料7-45、7-46【ウェブ】）。

#### [その他支援]

##### ・学生の正課外活動の充実

学生の主体的活動を支援し、学業以外での学生生活の満足度向上を図るため、学園祭（駿

輝祭)や学生が自主的に企画した様々な活動等、団体や個人等を問わず、経費面や広報面等の支援を行っている(資料7-47【ウェブ】)。

また、課外活動を充実させるため、部活動に対しては強化費として、サークル活動に対しては活動援助費として、また文化活動関係で顕著な成果や実績をあげた学生や社会貢献度の高い活動に参加した学生等、文化系課外活動において顕著な成果を収めた個人又は団体に対しては、後援団体である父母会からの支援により奨励金を給付している(資料7-48)。

学生の学内最大イベントである学園祭(駿輝祭)では、ゼミ単位での研究発表の場ともなるよう、ゼミでの参加促進のため、準備に伴う費用への援助を行っている。2022(令和4)年度より、コロナ禍の中、活動制限等で停滞していたサークル活動の活性化に繋げていく目的で、駿輝祭当日に屋外ステージや教室などの会場で演奏やダンス、演劇、映画上映等を行うサークル団体に表彰を行う「駿大パフォーマンス賞」を新設した(資料7-49)。

その他、学業以外の面で学生生活の満足度向上や学生間交流を目的とした親睦企画(モルック大会、茶摘み体験、梅の収穫・試飲会、カードゲーム交流会、珈琲焙煎体験、屋外映画上映会、キックベース大会など)を実施している。

学生の主体的な活動として、大学内にオリジナルカフェのオープンを目指す学生プロジェクトが2024(令和6)年に始動(資料7-49)。トライアルオープンを複数回重ねながら、2025(令和7)年6月「nanacafe」としてグランドオープンし、学生支援課と「nanacafe」との共催によるハロウィン企画やクリスマス企画「リースづくり・コーヒー配布」等も実施した。

#### ・学生の要望に対応した学生支援

毎年実施している「学生生活基本調査」の結果や継続的に寄せられる要望等を参考に、現在まで、学生食堂(学食)のリニューアル、パウダールーム設置、コンビニエンスストア(セブンイレブン)の営業開始、第二講義棟15Fスカイラウンジの学生への開放、トイレのウォシュレット設置など、学内環境(学生の居場所)の改善に取り組んできた(資料7-50【ウェブ】)。

また、卒業式当日には、卒業生に対し、「ふりかえりアンケート」(2024(令和6)年度は卒業式当日の2025(令和7)年3月18日に実施)を実施し、そこでの意見を反映させて、より魅力のあるキャンパス作りを目指している(資料7-51【ウェブ】)。

#### 評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

修学支援、生活支援については、日常的な学生対応の中で把握した学生の要望やニーズの他、毎年実施している各種面談実施結果(休退学面談や出席不良・成績不振面談等)、奨学金受給状況、毎年実施している「学生生活基本調査」で把握した学生生活の実態(満足度)などを基に、各委員会(学生委員会、健康相談室・障害学生支援委員会、グローバル教育セ

ンター委員会)が事務部門と共に支援内容の適切性を定期的に検証し、学生生活の満足度向上への取り組みや中途退学者減少に向けた取り組みを中心に、支援内容の改善や見直しを図っている。

中途退学者減少等、学生支援の取り組みで課題となっている諸問題への対策を含む次年度に向けた取り組み内容及び達成目標は、事業計画書の中に盛り込まれ、事業計画書及び「グランドデザイン 2026」の取組計画に基づき、各部門で具体的な達成目標及び取り組み工程を示したアクションプランを策定している。アクションプランの進捗及び達成状況については、ヒアリングを通じて、毎年度9月(中間報告)と2月(最終報告)に自己評価とともに報告を行い、大学執行部による評価及び改善指導等を受ける仕組みが整備されている。

こうした改善、見直しを図りながら実行された具体的な取り組み支援の成果(結果)は、最終的に事業報告書として纏められるが、事業報告書に示されているとおり、2024(令和6)年度の大学全体での中途退学率3.3%以内を目標としていたが、最終的な2024(令和6)年度の退学率は3.33%となり、目標には届かなかったものの、目標値とほぼ同水準を維持することができている(資料7-52)。

進路支援については、キャリアセンター長(担当副学長)が委員長を務めるキャリアセンター委員会が主体となって、方針の進捗状況・センターの日常的な運営状況をモニターするとともに、状況変化に対応した改善策の検討も行っており、事業報告書に示されているように、高い就職率を維持することができている(資料7-52)。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

退学等につながる問題を早期に発見し、特に1年次生の早期中途退学者を減少させることを目的に、1年次必修ゼミに職員1人を配置するCA(クラス・アドバイザー)制度を設けている。CAは、定期的(月1回程度)にゼミの授業に出向き、直接学生へ学内情報(イベントや奨学金情報等)の伝達等を通じて、学生とのコンタクトも図っている。また、FAであるゼミ担当教員とも授業終了後にゼミの出欠状況を共有し、ゼミを理由なく2週連続で欠席している学生へは、CAより欠席理由などの確認連絡を行ってもらい、確認された欠席理由をFAとも情報共有しながら、修学や生活上で困難を抱えている学生の早期対応を行うなど、本学のこうした退学防止対策も、退学者数減少に一定の成果を上げているとも言える(資料7-20)。

こうしたFA(教員)及びCA(職員)が一体となった全学的かつ組織的な学生支援(サポート)体制を確立している点は本学の強みであり、今後も、FAとCAの役割分担を精査し、特に、出席状況が芳しくない学生への適切な指導内容や連絡方法などの精度アップに努め、状況に応じ、保護者を巻き込んだ支援も推し進めながら、退学者防止に努めていく。

進路支援において、キャリアセンター職員による全3年次演習への訪問と全3年次生とのインテーク面談などの実施により、学生ひとりひとりの個性を尊重し、教職員と学生との人格的触れ合いを通して、フェイストゥフェイスな学生指導・相談の体制を確立したことにより、就職率に一定の成果を上げている。このような体制を整備・実践できていることは本学の強みであると言える。今後も学生の就職活動状況を常に把握し、適宜学生の相談に乗る体制を維持しながら、学生へアドバイスや激励することを推進し、就職率向上に努めていく。

問題点（課題）としては、退学率改善が挙げられる、ここ数年の退学率は減少傾向にはあるが、全国私立大学の退学率平均と比較しても、本学の退学率はいまだ高い状況であると言える。

退学に至る学生の多くが、1・2年次における出席の面で課題のある学生となっていることから、1・2年次（早期）の欠席しがちな学生や成績不振に陥っている学生に対するケアを重点化しながら、引き続き、教職員全体の学生対応力向上などにも努め、教職協働による中途退学防止に向けた取り組みを推進していくことが求められる。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

『「就業力」の駿河台大学（高い就職希望率と就職率の実現）』、『「学生支援力」の駿河台大学（ひとりひとりが輝き続ける学生の高い満足度とダイバーシティの実現）』の構築・強化を学生支援の方針として明確に掲げ、教職員一体となった支援体制を整備し、具体的な取り組みを行いながら、大学基準を概ね充足した修学支援、生活支援、進路支援ができてい

る。学生支援の各取り組みにより、就職率向上に一定の成果が見える一方、退学率は依然高い状況にある。退学者の更なる分析に基づき、退学に至る要因把握やその対応（指導）方法なども含めた中途退学防止策の策定及び改善を引き続き行いながら、大学全体の組織として、様々な理由により修学継続に困難を抱える学生に対する支援を更に強化し、退学率是正に努めることが急務である。

## 第8章 教育研究等環境(基本情報一覧)

### 教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
駿河台大学教育研究等環境の整備に関する方針	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/quality-assurance/maintenance-policy.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/quality-assurance/maintenance-policy.pdf</a>
備考：	

### 研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
駿河台大学研究倫理規程	学校法人駿河台大学規程集（規程管理システム）
駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻倫理規程	学校法人駿河台大学規程集（規程管理システム）
駿河台大学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/research/guideline/fuseikoinoboshi.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/research/guideline/fuseikoinoboshi.pdf</a>
駿河台大学公的研究費の管理に関する規程	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/research/guideline/kenkyuhinokanri.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/research/guideline/kenkyuhinokanri.pdf</a>
駿河台大学における公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/research/guideline/fuseishiyoboshitaisaku.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/research/guideline/fuseishiyoboshitaisaku.pdf</a>
備考：	

## 1. 現状分析

## 評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

## &lt;評価の視点&gt;

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

2016（平成28）年11月策定の「駿河台大学グランドデザイン2021」を後継した中期計画「グランドデザイン2026」は、2022（令和4）年3月に策定され、「教育力」「就業力」「学生支援力」「地域力」「研究力」の5つの力を拡充することを通じて駿大ブランドの更なる発展に向けて構築・強化を図ることを継続的に謳っている（資料1-3【ウェブ】）。これを受け、毎年度発表される事業計画の「時代の要請に応える運営の推進」及び「中途退学者減少への取り組み」の中で、「学生満足度の高い大学」「学生同士の交流機会の創出」に取り組んでいる（資料3-34【ウェブ】）。

教育研究等環境の整備に関する方針については、①校地・校舎、施設及び設備等の整備、②図書館及び学術情報サービスの整備、③教育研究活動の支援等、④研究倫理、⑤教育研究等環境の適切性の検証の5項目を「駿河台大学教育研究等環境の整備に関する方針」の中で明示し、ホームページ等で広く公表している（資料8-1【ウェブ】）。

①校地・校舎、施設及び設備等の整備では、防災、バリアフリーにも配慮した安全で衛生的な教育研究環境の維持・整備と学生の学びのための情報通信環境や主体的な学びのための環境の整備に努めることとしている。

②図書館及び学術情報サービスの整備では、教育研究活動に必要な学術情報資料を適切に整備すると共に学術コンテンツや学術情報サービスへのアクセス充実に取り組んでいる。

③教育研究活動の支援等では、学内研究助成制度の運用による教育研究活動の促進と他大学、自治体等と連携した共同研究等を支援し、地域の課題に取り組む活動を推進する。

④研究倫理では、研究活動における不正行為の防止とコンプライアンス教育の実施、研究倫理基準に基づく学内審査の適切な実施を挙げている。

⑤教育研究等環境の適切性の検証では、更なる改善・向上に向けた取り組みのため、定期的な点検・評価を実施することとしている。

また、施設・設備の大規模な修繕・改修については、グランドデザインに基づいて中長期計画を策定し、計画的に実施することとしている（資料8-2）。

本学キャンパスは、校地面積513,014㎡、校舎面積85,301㎡であり、それぞれ、設置基準上必要面積の6倍及び3倍となる十分な校地・校舎を有している（大学基礎データ表1）。

施設に関しては、飯能キャンパスに、本部管理棟、講義棟、第二講義棟、ゼミナール棟、体育館、大学会館（食堂他）、メディアセンター（PC・AV施設を備えた図書館）、クラブハウス、エネルギーセンター（常用発電所）を擁し、更に、学生寮としてフロンティアタワーズ、

フロンティア S、スポーツ館を設置している（資料 8-3【ウェブ】）。

教室は、講義棟、第二講義棟、ゼミナール棟、メディアセンター及び体育館に配置され、授業の数と多様性に十分対応できるものとなっている。各教室・ラウンジ・食堂他、屋外を含んだキャンパス内には、各所に無線 LAN を配し、自由にインターネットに接続できる環境を整えるとともに、各教室の視聴覚機能充実も図っている。また、特殊授業に供するための教室として、メディア工房、デザイン工房、スポーツサイエンス lab、心理学実験室、行動観察室、アクティブ・ラーニング型授業を指向した教室も設置している。

メディアセンターは、十分な蔵書・資料を備え、閲覧室、レファレンスコーナー、グループ学習室、書庫、AV・PC 資料を利用することができる AV ブース、付属の PC や個人のノート PC を利用できる自習コーナーなど、PC・AV 施設を備えた図書館並びに自習施設としての機能を十分に備えている。

施設以外の ICT 環境整備については、学生及び教職員に対して 2018(平成 30)年に Office 製品、2019(令和元)年には Adobe Creative Cloud 製品を個人用端末に無償でインストールできるサービスを提供し、学習・研究環境の改善が図られている（資料 8-4【ウェブ】）。さらには、学生及び教職員の活用推進を目的として、2021(令和 3)年度よりアドビ社と契約し、「デジタルクリエイティブ基礎講座オンライン版」を導入している。

学生及び教職員における情報倫理の確立を図るため「学校法人駿河台大学情報セキュリティポリシー」を制定の上、施行している（資料 8-5）。2023(令和 5)年には「情報セキュリティガイド【学生用】」のリーフレットを作成し、全学部の 1 年次必修科目であるコンピュータ・リテラシー I の授業にて周知している（資料 8-6）。さらには「ソーシャルメディアガイドライン【遵守事項】」を定め、本学ホームページ及び学生生活ガイドに掲載している（資料 8-7【ウェブ】）。また、教職員に対して「学校法人駿河台大学学内ネットワークに接続される外部記憶装置の取扱管理規程」を整備し（資料 8-8）、PPAP を禁止して安全なファイル送信サービスを導入し、情報セキュリティの全学研修会で周知している。

運動施設に関しては、2021(令和 3)年に野球場ブルペン増設と練習場の拡張を行った。2022(令和 4)年に陸上競技場の大規模リニューアルを行ったほか、陸上競技場外周ランニングコースの新設、野球場周辺練習場の整備を行った。また、運動負荷心電図解析システムを導入した。2023(令和 5)年にホッケー場の人工芝改修を行い、体育授業用ラート 2 台、サッカーゴールを整備し、エルゴメータ・自動血圧計を導入した。2024(令和 6)年には、猛暑対策のため、体育館アリーナ及び小体育施設の空調設備を新設したほか、弓道場をリニューアルし新たに屋根を設置した。また、テニスコート及びホッケー場の照明を LED 化し、体育館トップライト屋根の補修を行った。

食堂は、学生会館（1～4 階：座席数 1,348 席）と学生寮（1 階：座席数 177 席）に設置している（資料 8-9）。学生寮では、朝食と夕食を提供している。2024(令和 6)年に、キャッシュレス券売機を導入した。食堂は営業時間以外にも学生同士の交流の場として利用されている。また、学生会館には、ショッピングセンター、コンビニエンスストア及び銀行 ATM も設置され、学生生活の利便性向上につながっている。

キャンパス・アメニティの向上については、毎年実施している学生生活基本調査結果を基に学生委員会他で検討し、担当事務部門である学生支援部が予算要求を行い、財務部で大学としての整備計画や学生支援部や他部署から要請があった事項について取り纏め、施設・財

務委員会の議を経て具体化する（資料 8-10）。

校地・建物及び設備の維持・管理については財務部が主管部となり、修繕・改修・更新の計画と予算を立て、実務に当たっている。

学生の居場所の改善・充実を目的とした環境整備として、2013（平成 25）年度には、メディアセンターの 5 階にビューラウンジを新設し、軽食・談話ができる場とした。2014（平成 26）年度には、第二講義棟 15 階のレセプションルームにカフェ風のテーブルや椅子を配置しスカイラウンジとして学生に開放し、学生たちの新たなくつろぎの場とした。第二講義棟 1 階の学生ラウンジには、グループ交流もできるよう 64 人分のテーブルと椅子、「ひとりスペース」用の学習机、自動販売機、コピー機等を設置し、学生の便宜を図っている。

また、学生の憩い並びに交流の場の充実を図ることを目的として、食堂・各ロビーのテーブル・椅子や屋外ベンチ等のリニューアルや増設、学内各所に自動販売機を新設した。さらに、トイレに関しても、温水洗浄機能付き洋式トイレの導入、女子トイレ内にパウダールームの設置など、改善に努めている（資料 8-11【ウェブ】）。

バリアフリーへの対応としては、降雨の際も濡れずに乗降可能な車イス専用屋根付き駐車場と通路の整備と各建物出入口の段差解消及び自動ドアの設置を全ての建物出入口に行い、車イスの往来に支障がないよう整備している。多目的トイレについても室内にリフトやベッドの設置等の整備を行っている。また、2016（平成 28）年度には、バリアフリートイレにおいて授乳やおむつ交換が可能な「赤ちゃんの駅」を埼玉県の大学としては初めて登録した。2022（令和 4）年春には、バリアフリートイレの設置が無かったゼミナール棟へ新設工事を行い、キャンパス内の全ての建物にバリアフリートイレが設置されることになった（資料 8-12【ウェブ】）。

清掃及び警備は、外部業者に委託している。警備は、24 時間警備員が常駐しており、夜間・休日でも緊急連絡網による即応体制を整えている。

防災体制は、「駿河台大学消防計画」を基に「危機対策本部」「自衛消防隊」などを編成し、学生を交えた防災訓練も実施している（資料 8-13、8-14、8-15【ウェブ】）。災害に備えて 3,000 人 2 日分の非常食・毛布等を備蓄し、救護用具を学内各所に配備している。また、構内 7 箇所に AED を設置し、定期的に使用方法等に関する講習会を開催している（資料 8-16【ウェブ】）。

以上のように、既述の「駿河台大学教育研究等環境の整備に関する方針」に基づく諸対応により、必要な校地及び校舎の所有、運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備の整備について適切であると言える。

2020（令和 2）年度以降の新型コロナウイルス感染症流行下の学生の学習環境及びその他施設における対応・対策は、次のとおりである。

2020（令和 2）年 12 月 22 日に、2021（令和 3）年度の授業は可能な限り対面授業を基本とする「2021 年度の授業実施に関する基本方針」を発表し、各建物・施設等における感染予防対策が示された（資料 8-17）。前年度に引き続き、各学生窓口のカウンターについて、感染防止対策用のビニールシートを施工、出入口各所に手の消毒用アルコールを配置し、来校者への感染予防対策とした。食堂に関してもテーブル上に間仕切りを設置し、席を間引きして感染予防対策とした。教室内の対策として、机上に透明間仕切りの設置、定員数を削減

して着席場所を示すマークの設置、空調の外気取入れ、換気量の調整を行った。また、スクールバス内での感染防止対策として、座席制限、運転席周りの防護カバーの設置、間隔を開けて乗車するためのマーキングを床に施した。構内においては、マスクの着用を義務付け、建物入館の際には、導線を決めサーマルカメラによる、体温のチェックを教職員、学生を含む全ての来校者に行うこととし、万全の予防対策を講じた。

2022（令和4）年度秋学期より、必要な感染防止措置を継続しながら、全面的に対面型授業を行う「2022年度〈秋学期〉授業実施基本方針」を公表し（資料8-18）、オンライン授業のメリットとなる点を日常の授業に適切に採り入れるなどの工夫を行いながら、2023（令和5）年度以降、状況に応じて以前の施設状況へと戻していった。

#### 評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

資料の選定に当たっては「駿河台大学メディアセンター資料構築指針」に基づき、随時各学部等から選出されたメディアセンター委員が、各学部教員がカリキュラムに沿って選定した専門資料を取り纏め、購入している。また、学生による資料選定と専用コーナーの設置、シラバス指定図書、選書ツールによる一般教養図書、資格、就職、参考図書の定期的購入を行っている。メディアセンターの運営方針及び資料選定の協議等がなされるメディアセンター委員会が年に5回開催され、定期的に逐次刊行物やデータベースなどの収集見直しを行うことによって、教育研究活動に支障なきよう努めている（資料8-19、8-20）。

2025（令和7）年3月31日現在、メディアセンターの資料所蔵状況は、図書379,550冊、学術雑誌等〔定期刊行物〕国内2,551種、外国1,356種、視聴覚資料8,325点、電子ジャーナル115種、電子書籍428点、データベース18種である（資料8-21）。

学内以外の場所からも電子ジャーナル・電子書籍・データベースが利用できるリモートアクセスサービスを提供し、場所や時間に制限なく学べる環境を実現している（資料8-22【ウェブ】、資料8-23【ウェブ】）。開館時間は、月～金曜日は9:00～20:15、土曜日は9:00～17:00、日曜祭日は閉館している（資料8-24）。

設備関係は、閲覧席558席の他、グループ学習室2室、閲覧個室3室、閲覧ブース3室、AVブース1人用35ブース、3人用6ブース、資料検索（OPAC）専用PC11台、オンラインデータベース&CD-ROM専用検索PC9台、利用者用PC144台、ノートPC用情報コンセント142か所、他にサウンドラボ、メディアラボ（2つの映像スタジオと副調整室、ミーティングスペースの総称）を備えている。また、アクティブ・ラーニングを支援するためのプレゼンテーションゾーンや学生が休息できるラウンジも備えている。閲覧ブース3室及びグループ学習室2室に閲覧座席24席を加えたスペースをディスカッションゾーンとして指定し、学生のゼミ発表やプレゼンテーションの練習、各種勉強会の場に供している（資料3-15【ウ

ェブ】、資料 8-25)。

また、2023 (令和 5) 年 8 月には多様な学修スタイルに対応するためラーニング・コモンズの改修を行い、スペースの拡大とともに電子黒板や映像モニター、ポータブルモバイルバッテリーを設置した(資料 8-26【ウェブ】)。さらに、2025 (令和 7) 年 7 月には利用者のニーズを反映し、電源備え付けのひとり用のソファブース 11 席の設置やグループ学修に適したファミレスブースを増設して利用環境の拡充に努めている(資料 8-27【ウェブ】)。

無線 LAN 環境について、2013 (平成 25) 年 9 月及び 2014 (平成 26) 年 9 月に無線 LAN のアクセスポイントをメディアセンターの全フロア、学内の教室及び屋外に増設し、Wi-Fi の利用が可能となっている。それと同時に、通信スピードの強化及び多人数接続の実現を図るとともにセキュリティ対策を強化し、タブレット端末等によるインターネット利用環境が飛躍的に向上した。2019 (令和元) 年 8 月には学内ネットワーク及び無線 LAN 環境の更なる利便性の向上を目指し、国立情報学研究所が提供する SINET 接続による 10Gbps 回線による高速化を実現、屋外無線 LAN エリアを拡大し、屋外グラウンドを含め、キャンパス全域合計 283 か所で高速無線 LAN の利用が可能となった。

他大学・類縁機関との連携について、本学は開学時から国立情報学研究所の目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)に参加しており、相互貸借・文献複写サービス(ILL)を活用することにより、学習・研究に必要な資料を入手、提供できる環境を整えている。

また、埼玉県大学・短期大学図書館協議会(通称 SALA)に加盟し、本学は 2025 (令和 7) 年度の代表幹事校を務め、全体の運営を担っている。協議会に加盟している機関と連携して相互来館利用、研修、図書館用品の共同購入、図書館における学生協働事業など活発な活動を通じて最新の学術情報流通の動向把握に努めている(資料 8-28【ウェブ】、資料 8-29【ウェブ】)。近隣の飯能市立図書館との連携事業として、学生が講師を務める市民向けの情報活用講座を継続的に実施しており、地域住民の情報リテラシー向上と世代間交流を図っている(資料 8-30【ウェブ】)。

学術情報の発信については、「駿河台大学学術情報リポジトリ」にて、2025 (令和 7) 年 3 月 31 日現在、2612 件の本学の研究成果をインターネット上に無償で公開している(資料 8-31【ウェブ】)。

2025 (令和 7) 年 5 月 1 日現在、専任職員数は 5 人(司書有資格者 2 人)、非常勤職員数は 4 人である。新入生全員を対象にしたメディアセンター利用案内ガイダンスや図書館資料や電子リソースの利用方法を学ぶ情報検索ガイダンスをゼミナール担当教員と連携して行い、学生の情報活用能力の向上に積極的に取り組んでいる。

### 評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか(教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等)。

・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

教育活動を支援する環境等の整備として、2023（令和5）年4月より、教員を対象とした「情報処理操作ガイダンス」を実施し、授業等で教員が利活用する本学情報システムの操作をレクチャーしている。

本学の研究に対する基本的な考え方は、以下のとおりとなっている。まず「研究環境の改善」の観点として、「(1)研究倫理審査に係る簡易審査方法の確立」、「(2)従前の3段階評価システムに異なる要素を加えた研究費制度による研究支援の実施」及び「(3)外部の競争的資金獲得の支援制度の確立」といった3項目を設け、次に「研究の推進と還元」の観点として、「(1)学内外における研究活動状況の共有」、「(2)補助金採択件数の増加」、「(3)研究成果の可視化」及び「(4)地域に関する研究の推進」といった4項目を設けており、計7項目の要素から構成されている（資料1-3【ウェブ】）。

本学の教育研究活動を支援する経費は、「全専任教員を対象として支給される個人研究費」、「申請内容の審査に基づいて支給される研究費」及び「学外組織との共同研究・受託研究費」の3種類に大別され得る。

専任教員の主たる研究支援である研究費については、年度当初に当該年度の「個人研究費研究課題書」を提出し、年度末には「個人研究費研究報告書」にて実施内容等を報告するなど、研究費の適正な使用が行われる仕組みが確立されている（資料8-32）。

申請内容を審査の上支給される研究費としては、「特別研究助成費」、「出版助成費」、「国際会議参加費用補助」の3種類に加えて、本学の「駿河台大学総合研究所」（以下、「総合研究所」と称する）による研究プロジェクトを合わせ、計4種類の研究費が存在する。

学長裁量経費の枠から支給される「特別研究助成費」や「出版助成費」などは、幅広い視野から本学の研究力を高めることを主たる目的として、学内における特定の研究を主な対象として支援を行っており、各学部等から選出される審査委員の審議を経て、採択及び支給額を決定するなど、公平かつ公正な運用が為されている（資料8-33、8-34、8-35）。

さらに、より高度な研究成果を得るために、国内外において、教員が研究に専念することを可能とする国内研究・在外研究制度も設けるなど、積極的な研究支援制度を整備している（資料8-36）。

こうした従来の諸制度に加えて、より一層の研究環境整備の一環として、2021（令和3）年には、「総合研究所」の設置を行った。同研究所は、既設の比較法研究所、経済研究所、文化情報学研究所、教養文化研究所、教育研究センター及び地域創生研究センターにおける研究活動の成果を可視化し、かつ時代の潮流に沿った研究分野はもとより、社会や学生のニーズに応じた研究の更なる推進を目的として、既設の全研究所及び全センターを体系的に統合した機関であり、「駿河台大学論叢」、「駿河台大学教育研究」及び「駿河台大学地域研究」といった機関誌・紀要の発刊に加え、国内研究機関共同研究やシンポジウムの開催、研究プロジェクトの審査・進捗状況の管理や研究成果の普及など、幅広く活発な研究活動を行っている（資料8-37）。

本学では、研究活動全般の不正防止を何よりも重要なミッションと位置付け、「駿河台大

学研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、不正行為を防止する体制及び不正行為が行われた時の対応に関する整備を行っている（資料 8-39）。

まず、研究費の不正利用防止に関しては、2007（平成 19）年 2 月 15 日文科科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(令和 3 年 2 月 1 日改正)に基づき、2022（令和 4）年 4 月 1 日付け改正の「駿河台大学公的研究費の管理に関する規程」において、責任体制、管理運営及びモニタリング等の手順を定めている（資料 8-40【ウェブ】、8-41）。

次に、研究活動の倫理に関しては、研究分野によって求められる基準の相違に対応するために、大学全体を対象とした「駿河台大学研究倫理規程」、「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」、「駿河台大学研究倫理規程に基づく利益相反審査委員会に関する細則」及び心理学研究科臨床心理学専攻を対象とした「駿河台大学大学院心理学研究科臨床心理学専攻倫理規程」を定めている（資料 8-42、8-43、8-44、8-45）。

こうした各種規程に基づく公的研究費の適正な執行を主たる目的として、2017（平成 29）年度には全研究者を対象に、日本学術振興会作成の研究倫理 e ラーニングコース「eL CoRE」受講を実施の上、2018（平成 30）年度以降は、新任教員全員に同コースの受講を義務付けるなど、全教員に対するコンプライアンスに関する教育の徹底化を図っている。さらに、科研費等の競争的資金に関しては、年度当初に、採択者に研究費の取り扱いに関する研修を実施するなど、研究費不正防止に対する不断の努力を重ねている（資料 8-46）。

研究を行う上で極めて重要な研究倫理に関しては、「駿河台大学研究倫理規程に基づく研究倫理審査委員会に関する細則」に基づく「駿河台大学研究倫理審査委員会」を設置し、人間を直接対象とした研究を中心に、倫理上の問題が生じる恐れのある研究活動について事前の審査を必須としている（資料 8-47）。各学部・研究科においては、各組織の状況に応じて学部学生及び大学院生が実施する研究について審査を行う体制を設け、独自に行った審査に関しては、その実施方法及び審査結果を「駿河台大学研究倫理審査委員会」において審議の上、大学全体で教育研究活動の倫理審査が正しくかつ適正に実施されていることを保証する環境が整備している。

このように、本学では教職員を対象とした研究倫理に関する研修を定期的実施し、本学の研究倫理関連規程に基づいて適切な研究活動を行う体制を整えているだけでなく、各学部・研究科においてもゼミナールなどを通じて、学部学生及び大学院生に対する研究倫理教育も実施している。心理学研究科においては、前述の日本学術振興会が実施する研究倫理 e ラーニング【大学院生向け】の受講・修了を義務付けるなど、学部の卒業研究や大学院の修了研究が適切に実施される体制を整備するなど、全学的な研究倫理体制を整えている。

#### 評価項目④

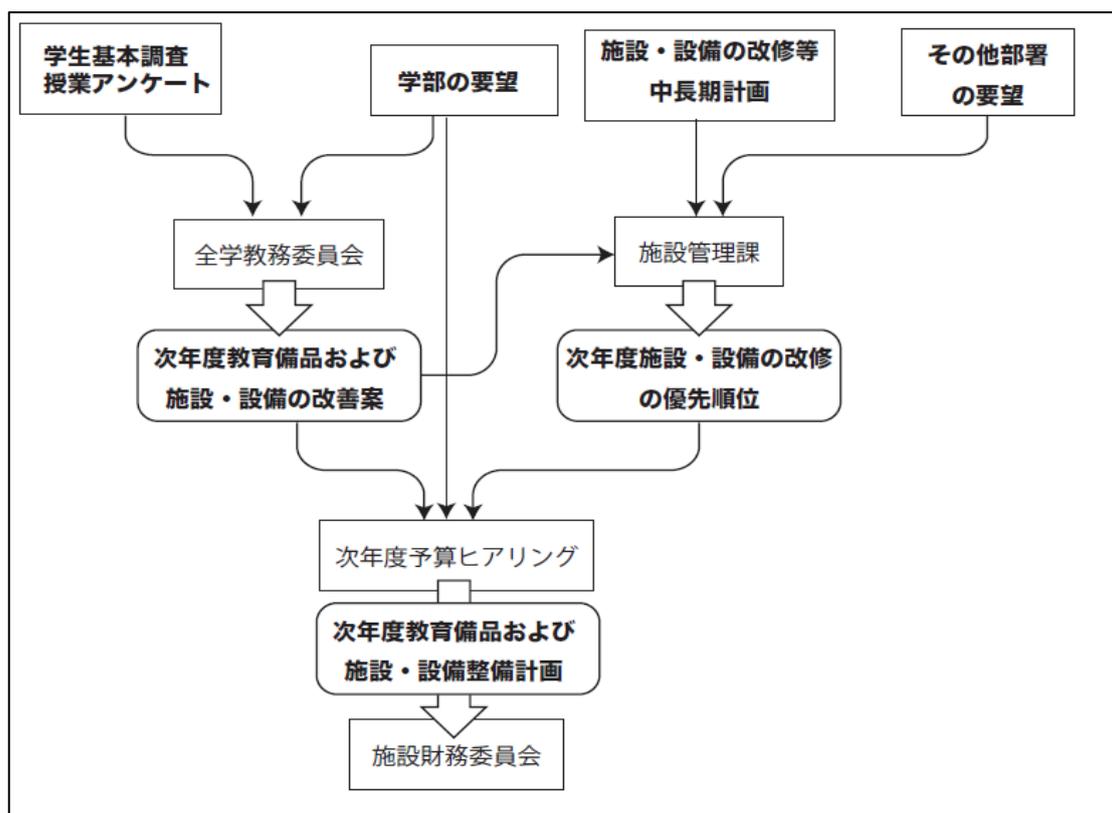
教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、2020（令和2）年4月に開設されたスポーツ科学部の設置認可に関する申請をはじめ、文部科学省に対するこれまでの各種申請・届出事項等における教育研究等環境に係る事項については、その適切性が常に認められている。

さらに、本学における取り組みとして、教育研究等環境の整備について、教員側の視点に立脚し、全学教務委員会にて取り纏められた全学的な施設・設備改善案及び要望を参考にする一方、ステークホルダーである学生側の視点にも立脚し、学生生活基本調査、授業アンケート及びふりかえりアンケート等による結果も十分考慮しつつ、施設管理の部門が策定し



た施設・設備に関する中長期の整備計画等に基づく整備優先順位により、施設・財務委員会において次年度の整備計画を決定している（資料 2-19【ウェブ】、7-59【ウェブ】、7-60【ウェブ】、8-49）。

また、教育及び研究の両輪を支える基幹センターの役割を担うメディアセンターにおいては、学外の有識者による客観的評価を目的として、メディアセンター外部評価委員会の設置を規程化し、書面及び実地による評価を行うことで、同センターの運営に関する適切性を検証している（資料 8-38）。

こうした様々な点検・評価に基づき、ラーニング・コモンズ、ディスカッションゾーン及びミーティングスペースの設置等により、アクティブ・ラーニング環境の更なる整備を行うなど、教育研究等環境の改善・向上へ繋げている。

加えて、総合研究所では、指定及び公募プロジェクトに関して、毎年、総合研究所運営委員会を定期的に開催し（年3回）、「報告書に基づく進捗状況」及び「成果の妥当性」等に関

する審議を行っている（資料 8-48）。

その他、研究倫理審査委員会の定期開催及び全専任教員・研究支援に係る全職員を対象とした研究倫理に関する研修体制等も整備している。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

2019（令和元）年 8 月に学内ネットワーク及び無線 LAN 環境の更なる利便性の向上を目指し、国立情報学研究所が提供する SINET 接続による 10Gbps 回線による高速化を実現、屋外無線 LAN エリアを拡大し、屋外グラウンドを含め、屋内・屋外を問わず、キャンパス全域で高速無線 LAN の利用を可能としている。

学生及び教職員に対して 2018（平成 30）年に Office 製品、2019（令和元）年には Adobe Creative Cloud 製品を個人用端末に無償でインストールできるサービスを提供し、学習・研究環境を向上させている。

2016（平成 26）年度に、メディアセンターの運営について客観的評価を得るために「メディアセンター外部評価委員会」を立ち上げ、2017（平成 27）年 3 月に第 1 回委員会を開催した。以後、当委員会は継続的に開催しており、2026（令和 8）年 3 月には第 5 回外部評価委員会を実地開催する予定である。

メディアセンターでは、資料の増加に伴い、開架書架及び半地下書庫の書架の狭隘化が進行し、新たな資料の配架や書架整理に多くの時間を費やす状況が続いている。2025（令和 7）年度は書庫の事務用書架を削減して空きスペースを増やし、一般書・専門書の書架を拡大している。また、重複資料や年経過により利用価値が低くなった資料の除籍処理を行うとともに、冊子体から電子書籍や電子ジャーナルへの切り替え推進や保管資料の見直しを行うことで利用環境の良好な書架整備を図っている。

## 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、教育研究等の環境整備に関して大学設置基準に定められた施設設備を有し、かつ安心・安全で衛生的な環境、防災及びバリアフリーにも配慮した上で、施設・設備の充実を図るとともに、学生満足度を高めるための各種の取り組みを実践してきた。アクティブ・ラーニングに供する教室やラーニング・コモンズ等の整備、屋内外を問わずキャンパス全域で高速無線 LAN を配し、インターネットに接続できる環境の整備、Office 製品、Adobe Creative Cloud 製品を個人用端末に無償でインストールできるサービスの提供等、学生の主体的な学習に対する支援を行っている。

また、スカイラウンジ、ビューラウンジ、パウダールーム等の学生のくつろぎのスペース、運動場等スポーツ施設の改修・整備等の充実も図っている。

教員の研究支援に関しては、ハード面では「総合研究所」を設置し、研究プロジェクトによる研究支援を行うなど研究環境のより一層の整備を行いつつ、ソフト面では「研究支援室」による科研費を始めとする研究費の獲得支援・運用管理・不正防止等を実践するなど、体系的・組織的な研究支援環境の整備を行っている。

## 第9章 社会連携・社会貢献(基本情報一覧)

### 社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
駿河台大学憲章	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/charter.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/charter.html</a>
グランドデザイン 2026	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/granddesign.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/granddesign.html</a>
備考：	

## 1. 現状分析

## 評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

## &lt;評価の視点&gt;

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

学外組織との連携体制としては、本学所在地である飯能市、日高市、秩父市、青梅市及び飯能商工会議所との間で連携に関する基本協定を締結し、更に入間市、所沢市等とも、多くの個別案件毎の協定を締結している。また、飯能信用金庫等多くの企業と協定を締結し、産学官連携の体制を整えている（資料 9-1【ウェブ】）。

こうした自治体、産業界との連携・協力については、役員はもとより教職員が一体となり取り組み、強固な経営基盤を構築する必要がある。本学の特色を地域のニーズにマッチングさせ、地域にとって必要不可欠であり地域の中核となる大学を目指し、2018（平成 30）年 8 月に設立された埼玉東上地域大学教育プラットフォーム（以下、「TJUP」）の会員校となり、県内の大学、自治体及び企業と連携してより広域の課題解決に取り組む体制を整えるに至った（資料 9-2、9-3、9-4）。

また、学内組織としては、2003（平成 15）年に設置した地域ネットワーク推進支援室を 2013（平成 25）年に改組し、Center of Community としての本学の地域連携事業を円滑に実施することを目的に地域連携センターを設置した。同センターがグローバル教育センター、心理カウンセリングセンター、各学部・研究科や総合研究所等と連携しながら取り組みを実施している。それぞれの組織は以下のような役割を担っている。

- ・地域連携センター：地方公共団体、地域産業界、地域市民団体等との交流、連携事業及びプラットフォームに関する業務の連絡調整等
- ・グローバル教育センター：国際交流に関連する諸事業の統括
- ・心理カウンセリングセンター：暮らしやすい地域作りに向けた心理相談等諸事業
- ・研究支援室：補助金、外部の競争的資金の獲得、企業・自治体からの委託研究の受託、他大学との組織的な共同研究の推進等
- ・総合研究所：具体的な共同研究・受託研究活動のプロジェクトマネジメント（2021（令和 3）年 4 月 1 日より活動開始）（資料 8-40）

## ■産学官連携による正課教育活動

正課授業として地方公共団体や企業等と連携した学生の学びの場づくりに取り組んだ。以下に 2024（令和 6）年度の主な実績を示す。

## ・地域インターンシップ

地元企業で 5 日間～2 週間程度の実習を行う教育的インターンシップを実施した。約 80 社の企業・団体から受入承諾を得て、約 30 人の学生が実際の現場での実習を通じて、就業

意識育成に取り組んだ（資料 9-5）。

・まちを元気に、まちで元気にプロジェクト

2004（平成 16）年に始まった「学生参加による＜入間＞活性化プロジェクト」（いるプロ）で取り組んできた地域の教育力を生かした実践教育は、2017（平成 29）年度から導入された地域科目群中のアウトキャンパス・スタディ科目において「まちを元気に、まちで元気にプロジェクト（まちプロ）」として引き継がれ、活動の場を広げており、5 プロジェクトに約 70 人の学生が参加した（資料 9-6）。2024（令和 6）年度に実施されたプロジェクトの 1 つ「岩手の魅力を PR」では、夏休み期間中、18 人の学生が岩手県の山間・沿岸部 6 地域に約 1 週間ずつ滞在し、地方の抱える課題だけでなく、豊かな自然環境や食の豊かさ、そこで働き暮らす人々の優しさと力強さなどを体験・学修した上で、その魅力を SNS や動画制作により広く発信した。この取り組みは「第 8 回学生が選ぶキャリアデザインプログラムアワード 2025」低学年キャリアデザイン賞の受賞につながった（資料 9-7【ウェブ】、9-8【ウェブ】）。

・森林文化

キャンパス内の「駿大の里山」で SDGs を意識しながら環境保全や道の整備、森林資源の活用を学外の人々と協働して体験的に学んだ（資料 9-9）。

・寄附講座

飯能市及び飯能信用金庫が職員を講師として派遣する寄附講座「地域行政と法」「地域と金融」を開講し、それぞれ公務員志望、金融業界志望の学生が受講した（資料 9-10）。

■地域の教育支援活動

地域の「知の核」として、大学の資源を活用して地域の教育支援に取り組んだ。以下に 2024（令和 6）年度の主な実績を示す。

・地元住民対象の公開講座

飯能市教育委員会との共催による「市民の大学 I～IV」（全 16 回）では、本学の教員、近隣の有識者、専門家を招いた講座を実施した。その他、「加治丘陵の自然観察」、「語学講座」、「ミニ門松づくり」「クリスマスリース作り」「プログラミング教室」等を開講して幅広く学習の機会を提供した（資料 9-11）。

・子ども大学はんのう

飯能市教育委員会・飯能商工会議所・飯能信用金庫との共催で、飯能市在住の小学 4～6 年生を対象に、本学教員をはじめとする専門家による、学校では学べない専門的な内容を学ぶ講義（全 5 回）を開講した（資料 9-12）。

・県西部大学連携リレー公開講座

TJUP 会員校である東京家政大学との共催で地元の小学生とその保護者を対象としてリレー公開講座を実施した。本学は、『「ボードゲームを体験しよう」～15 分から 30 分程度で終わるボードゲームを数種類体験しましょう～』を開催した（資料 9-13）。

・埼玉県西部地域の地域自治体職員対象の「大学院委託生制度」

総合政策研究科の 3 専攻合同により、2024（令和 6）年度は、飯能市（1 人）、日高市（1 人）から職員を受け入れ、埼玉県西部地域の課題について、本学教員の専門的な見地から講

義を行った（資料 9-14）。

・公開シンポジウム等の開催：

本学教員の研究成果を地域に還元するために、2021（令和 3）年度より、総合研究所主催によるシンポジウムを定期的に行い、2024（令和 6）年度においても 2 回開催した（資料 9-15）。

#### ■地域活性のための取り組み

2017（平成 29）年度、本学が取り組んできた森林文化教育及びエコツーリズムに関する研究成果などの知的資源を地域に還元することを目的に地域創生研究センターを設立した。同センターは、学外組織との共同研究等を担当する研究支援室と連携し、他大学との共同研究にも積極的に取り組んできたが、2021（令和 3）年度より、その役割を総合研究所が継承している。なお、当該研究所が取り組んでいる研究プロジェクトのうち、地域研究部門に関する研究課題は資料に示すとおりである（資料 9-16）。さらに、総合研究所とは別途に、地域連携センターが産学連携事業として、飯能信用金庫と協働で地域活性化の活動にも取り組んでいる。

・産学連携による地域活性化活動

飯能信用金庫と連携して「輝け！飯能プランニングコンテスト」を開催した（資料 9-17）。プランニングコンテストは、学生の部（18 件）、一般の部（10 件）の応募があった。

また、第 15 回「輝け！飯能プランニングコンテスト」（2022（令和 4）年 2 月開催）学生部門最優秀賞のプランを基に「第 3 回 駆け巡れ！はんのう親子ミニ駅伝大会」を開催した（資料 9-18）。

2025（令和 7）年 5 月には、飯能市に所在するテーマパークの運営グループ会社であるフィンテックグローバル株式会社と共同研究契約を締結し、地域振興及び教育振興を目的として、飯能市及びメッツァのプロモーション映像制作を行うことが決定した（資料 9-19【ウェブ】）。

#### ■人材情報の公開

地域社会からの依頼に積極的かつ組織的に応じることができるよう、専任教員の専門分野等を一覧にまとめてホームページに掲載し、広く情報を公開している（資料 9-20【ウェブ】）。例えば、地方公共団体や教育機関から審議会に学識経験者としての推薦依頼については、2024（令和 6）年度は延べ 80 人程度の教員が委員を務めた。また、地元行政からの依頼を受けて、法律実務に精通した教員を派遣し、市民を対象とした無料法律相談を 8 回実施した。その他にも講演や講座、研修会の講師など大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っている。

#### ■国際交流

海外の大学との交流事業については、グローバル教育センターが担当し、受け入れた留学生の地域交流については地域連携センターと連携しながら取り組んだ。以下に 2024（令和 6）年度の主な実績を示す。

・国際交流事業

国際交流事業においては、2025（令和7）年5月現在、9か国（地域）14大学と留学協定を締結し（資料9-21）、2024（令和6）年度は7か国（地域）17人の学生を留学に送り出した（資料9-22）。この留学送出し、受入れを実施するに当たり、協定校別に教員、職員それぞれ担当者がおり、年間を通して、連絡を取っている。

・留学生の地域交流事業

飯能市国際交流協会主催の「外国人による日本語スピーチ発表会」には、開催当初の2013（平成25）年から毎年、本学からスピーカーとして留学生が参加している。2024（令和6）年度は審査員として教職員2人、スピーカーとして学生3人が出席し、日頃の教育、学習の成果を還元し、発表している。

■地域の暮らしやすさ向上への取り組み

大学の専門的な知識を地域社会の生活の質向上に活かす取り組みとして、本学の心理カウンセリングセンターが中心となって地域住民の心理相談等の諸活動に取り組んでいる。以下に2024（令和6）年度の主な実績を示す。

・心理相談活動事業：

心理カウンセリングセンターは、臨床心理士・公認心理師養成のための教育実習施設であるが、その主たる活動内容は、地域の精神保健福祉の向上に資する心理相談活動を行うことである。2009（平成21）年の開設当初より、地域における心理的諸問題を持つ者の心身の健康を維持・促進するための心理相談活動を展開するとともに、本学大学院生に臨床心理実習の場及び教育訓練の場を提供している（資料9-23）。

同センターでは、一般学外者を対象とした心理相談活動として、①センター相談員又は臨床心理実習生が行う継続的な心理相談及び心理検査、②心理臨床隣接領域の専門家を対象としてセンター相談員が行うコンサルテーション、④臨床心理専門職を対象としてセンター相談員が行うスーパービジョンを行っている。なお、2024（令和6）年度においては、84人の来談者に対し、延べ880回の相談活動を実施した（資料9-24）。上記に加え、臨床心理士・公認心理師受験対策講座、修了生に対する研修や就職情報の発信等、実習以外の面でも臨床心理専門職の育成・活躍を支援するとともに、心理相談に関する調査・研究活動を行い、得られた知見を下に講演・研修の講師、各種団体の理事や委員として情報発信を行うことで、研究成果を地域に還元している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

各学部、各センター及び事務部署では、「グランドデザイン 2026」に基づいた行動計画を定めるアクションプランにおいて地域連携に関する取り組みを定め、中間報告を経て、2月には年度の最終報告をまとめる。策定時、中間報告、最終報告の各段階で執行部によるヒアリングを行った上で、成果の点検及び評価を行っている（資料 1-13、1-14、1-15）。指摘された内容を踏まえて次年度のプランを作成するなど、指摘事項等に対する対応状況を確認することで点検・評価の内容を改善・向上につなげている。

地域に関する研究活動に関しては、2021（令和 3）年度より総合研究所が地域研究部門における研究プロジェクトとして、年度当初に審査を行い、秋のプロジェクト中間報告において取り組み状況の点検・評価を行い、改善項目等をプロジェクト実施責任者にフィードバックする。年度末のプロジェクトの最終報告において、中間報告で伝えた改善・向上が適切に行われたかどうかを含めて最終的な点検・評価結果を伝え、改善・向上につなげている。なお、2024（令和 6）年度から大学基準協会による認証評価を受審した際に指摘を受けた事項「評価者が学内のメンバーに限定されていることから、評価の質を向上させるために多角的な視点の導入を期待したい。」に対応すべく、本学研究倫理審査委員会学外委員として駿河台大学名誉教授（元心理学部教授）を評価者に加えており、同評価者による研究プロジェクトに対する外部評価を受ける仕組みを整備している（資料 3-25）。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学は、地域社会に開かれた大学として、開学 2 年目の 1988（昭和 63）年度から公開講座を開講するなど生涯学習の要望に応えるよう努めてきた。社会の変化に合わせて企画内容や実施方法を工夫しながら継続し、近年では、手薄であった初等中等教育の支援も本学の資源を活用して取り組みを増やしているところである。また、多様な事業を展開し、教育研究上の成果を地域社会に還元している。

一方、双方向的な社会連携については、経済研究所（現総合研究所）を中心に 2000（平成 12）年度から準備が始まり、2001（平成 13）年度には、地域の人々との対話から発展した非大学組織「駿大・地域フォーラム」を立ち上げ、有志の教員と地域の実業家、自治体職員らがメンバーとなり、地域と大学がともに発展する共生をめざして活動してきた。2012（平成 24）年度には、大学憲章において、教職員一体となってめざす方向性が明記され、連携体制を構築し具体的な事業に取り組み、着実に成果をあげている。

最大の特色は、「地域の教育力」を学生が学び育つ「学育」に生かしていることである。それは、「アウトキャンパス・スタディ」をはじめとする正課授業において具現化しており、地域社会の未来を担う人材の育成につながっている。

問題点としては、大学憲章において、地域との協働を教職員一体となってめざすことが掲げられているとはいえ、実際に関わる教職員は一部に留まっているのが実情である。これまでの取り組みを今後も持続可能なものとし、さらに発展させていくためには、全学的な理解・協力及び活動を担う教職員人材の拡大が必要である。

また、地域に貢献する大学として、人口約 8 万人の飯能市のみでは本学が生きていくための規模としてはあまりにも小さいと言わざるを得ず、飯能市を基盤としながらも、地域の定義を拡充し、埼玉県西部地区の高等教育に責任を持つ私立大学としての地位獲得が必要で

ある。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

2024（令和6）年度より、本学における新たな試みとして、地域で未活用の施設資源を本学が保有する多様な資源の提供により、地域の活性化と本学の地域との共生を実現することを目的に「本学資源による地域資源の活用方策の策定」に係るプロジェクトを立ち上げた。若手職員を中心に検討が行われ、2025（令和7）年度の5月末には理事長に対して答申が行われた。その内容を踏まえ、本学の地域との関係を深める作業の再構築を行っていく必要性があり、地域と共生し、未来を担う人材を送り出す高等教育機関として、これまで構築してきた連携体制を軸に課題解決に取り組んでいく。

## 第10章 大学運営・財務(1)大学運営(基本情報一覧)

### 大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	「駿河台大学憲章」、「グランドデザイン2026」	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/charter.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/gaiyo/charter.html</a> <a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/grand_design.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/torikumi/grand_design.html</a>
学長選出・罷免に関する規程	「駿河台大学学長の選考に関する規程」「駿河台大学学長候補者の選考手続きに関する内規」	同左
役職者の職務権限に関する規程	「駿河台大学学則」「駿河台大学大学院学則」「駿河台大学副学長及び学長補佐の任命及び任期に関する規程」「駿河台大学副学長及び学長補佐の任命及び任期に関する規程」「駿河台大学グローバル教育センター規程」「駿河台大学心理カウンセリングセンター規程」「駿河台大学キャリアセンター規程」「駿河台大学メディアセンター規程」「駿河台大学地域連携センター規程」「駿河台大学 スポーツ教育センター規程」「駿河台大学情報処理教育センター規程」	同左
教授会規程	「駿河台大学教授会規程」	同左
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人駿河台大学役員等(理事・監事・評議員・会計監査人)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/organization.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/organization.html</a>
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	「駿河台大学学長の選考に関する規程」「駿河台大学学長候補者の選考手続きに関する内規」「学長候補者選考委員会」「令和7年度 第1回 学長候補者選考委員会議事録」	令和7年度 学長候補者選考委員会委員名簿 学長の業績評価について
職員採用規程	職員採用要領（2025年10月入職）	2025年度職員採用【2025年10月入職】大学事務職員 採用活動要領
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	監事監査報告書〈理事会〉	監査報告書
事業報告書	2024(令和6)年度事業報告書	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/finance-condition-2024.pdf">https://www.surugadai.ac.jp/_file/about/data/finance-condition-2024.pdf</a>
備考：		

## 1. 現状分析

## 評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

## &lt;評価の視点&gt;

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学の理念・目的は、「駿河台大学学則」及び「駿河台大学大学院学則」に規定し、建学の精神に基づき、更なる大学の発展をめざすために「駿河台大学憲章」を制定している。現在、「グランドデザイン 2026」を策定し、高等教育をめぐる社会状況の変化に対応するとともに、前グランドデザインである「駿河台大学グランドデザイン 2021」（2017（平成 29）～2021（令和 3）年度）の検証から明らかになった諸課題を点検し、本学の「教育の質の向上」に向けて更なる駿大ブランドの構築・強化を掲げ、今後 5 年間（2022（令和 4）～2026（令和 8）年度）で実現すべき目標と計画を新たに示している（資料 10-1【ウェブ】、10-2【ウェブ】、10-3【ウェブ】、10-4【ウェブ】）。

当計画の教職員の共有については、経営戦略会議の下、学内全部署により、毎年、「グランドデザイン 2026」に基づくアクションプランの作成と達成度の検証と評価を行い、学内ポータルサイトを通じて学内公表・共有している（資料 10-5、10-6）。

大学及び法人に関する運営体制については、「駿河台大学学則」「駿河台大学大学院学則」及び「学校法人駿河台大学寄附行為」を始めとした各種規程に明文化し、規定に基づき運営を行っている。学長・学部長及び研究科長の選任や意思決定など管理運営における諸機関の間での役割分担・機能分担、また、その役職者の職務について、各種規程に規定し、適切な運営を行っている（資料 10-2 第 4～9 条【ウェブ】、10-3 第 5～8 条【ウェブ】、10-7）。

大学運営の基本方針については、本学の理念・目的を実現し、大学及び法人の運営組織がそれぞれの果たすべき役割を明確にし、有機的な関係を築き、効率的な合意形成を図ることを目標としている。大学運営の基本方針は、2025(令和 7)年度事業計画書に示すとおり、『大学の理念・目的に沿って策定された「グランドデザイン 2026」に示しており、そこでは、「地域の中核的人材の育成」「地域の発展への貢献」「地域の活性化への貢献」をミッションとして掲げている。これらを実現するためには、大学運営・財務に関する基盤の充実が不可欠となり、「入学定員の確保、収容定員の充足」「中途退学者の減少」「高い就職率の維持」という 3 つの重点目標について成果をあげていくことが必要である。そのため、「教育力」「就業力」「学生支援力」「地域力」「研究力」を構築・強化することで駿大ブランドを確立するとともに、「学生募集力」を強化し、経営基盤の安定を図ることが本学の課題となる。

こうした課題に対応するために、「グランドデザイン 2026」に示されたビジョンに基づくアクションプランを学長のリーダーシップの下、確実に実行し、PDCA サイクルによる切れ目のない改革を進めていかななくてはならない。また、その際には『定期的な自己点検・評価活動、及び第三者による点検・評価活動を行い、不断の改善・向上に繋げていく必要がある。』と明記している（資料 3-34【ウェブ】）。

この大学運営の基本方針は、教学組織（大学）と法人（理事会等）の役職者を主体とする経営戦略会議において協議し、理事会において審議、承認が為されている。経営戦略会議は、教学組織（大学）と法人（理事会等）の両者の連携体制を構築しており、中・長期的な大学運営方針を定める上で必要な事項などを協議する場として、経営戦略、将来計画、広報戦略等の諸課題を検討している。（資料 2-8）。

役職者の選任について、学長は、「駿河台大学学長の選考等に関する規程」に基づいて選出される。毎年度学長候補者選考委員会を設置し、学長の任期が満了する時は、その 30 日前までに候補者を決定する。学長が任期中に辞任・欠員となった時は、速やかに候補者を決定する。学長候補者選考委員会では学長候補者を選考し、理事会に推薦する。理事長が、理事会の決議を経て学長を任命する。学長の任期は 3 年で再任を妨げない（資料 10-2）。

副学長及び学長補佐の選任については、「駿河台大学副学長及び学長補佐の任命及び任期に関する規程」に基づいて行い、学長の推薦に基づき、理事会の決議を経て、理事長が任命する。副学長の任期は、これを推薦した学長の在任期間であり、学長補佐の任期はこれを推薦した学長の在任期間以内である（資料 10-3）。

学部長の選任は、「駿河台大学学部長候補者選考規程」に基づいて行う。学部長候補者は、各学部専任の教授の中から教授会において複数名が選ばれ、学部長は学長に選挙結果を報告する。学長はその報告を受け、教授会の意見を徴した上で候補者 1 人を理事長に推薦する。学長の推薦に基づき、理事会の決議を経て、理事長が任命する。学部長の任期は 2 年であり、原則として連続 2 期までである（資料 10-4）。

研究科長の選任は、「駿河台大学大学院研究科長及び副研究科長候補者選考規程」に基づいて行われ、候補者は、研究指導を担当する専任の教授であり、研究科における選挙により候補者が選出される。選挙により決定された候補者は、学長が理事長に推薦する。理事長は学長の推薦に基づき、理事会の決議を経て、任命する。研究科長の任期は 2 年であり、再任を妨げない（資料 10-5）。

本学における学長の権限は、教学上の全学的審議機関である大学評議会を議長として運営することによって行使し、駿河台大学の教学に関する最終的な判断責任を負っている（学則第 6 条【ウェブ】）。大学評議会は、大学の教育・研究の適正な運営を期するため、学長の諮問に応じ教学に関する重要事項を審議することを目的としている（資料 10-6 第 2～4 条）。

学長が適切にリーダーシップを発揮し、迅速かつ機動的な意思決定が図れる大学の執行体制を強化する会議体として学長・副学長会議がある（学則第 7 条の 2）。学長・副学長会議は、学長が議長となり、副学長、学長補佐や法人局長、事務局長、各事務部長等その他学長が指名した者から構成し、年 30 回程度、夏期休業・年末年始を除き概ね月に 2～3 回の頻度にて定例開催し、本学の運営上重要な事項や学長又は理事長が諮問した事項の協議を行っている（資料 3-36 第 2～4 条）。

全学的な教学事項全般について協議するための部局長会議は、同じく学長が招集し、議長

となる。同会議は、学長、副学長、学部長、研究科長、副研究科長、メディアセンター長、情報処理教育センター長、スポーツ教育センター長、キャリアセンター長、グローバル教育センター長、法人局長、事務局長及び学長が指名した者によって構成し、本学の教学上重要な事項で本会議に付議し、検討することが必要とされる事項、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項、大学評議会の審議事項の事前連絡調整等について、調整や検討を行っている（資料 1-17 第 2～4 条）。

大学運営のうち、学部については、各学部の教育目標に従い、各学部の発展を図るために、教授会規程を定め、学部の運営を行っている（資料 10-7）。教授会は、「駿河台大学学則」第 8 条で「本学の各学部に教授会を置く。」と規定し、教授、准教授及び講師により構成され、毎年 15 回程度開催されている（学則第 8 条【ウェブ】）。教授会は、各学部長が招集し、議長を務め、各学部の教学、学生にかかわる日常的事項を始めとして、教育課程に関わる事項、教員人事に関わる事項などを審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとしての役割を明確にしている。

このように学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有し、学部長を学部の運営責任者として明確に位置付けている。

法人は、大学の自立的な教育研究推進のための財政その他の経済基盤を十全のものとするを目的とし、寄附行為に基づき運営されている。寄附行為においては、理事の選任、理事の職務及び理事会運営等を規定し、理事会の運営を明確化している。また、評議員会についても評議員の選任、評議員の職務等を規定し、理事による寄附行為違反する行為等がある場合には、理事の行為の差し止めの求めができるなど、健全で適切な大学運営がなされる仕組みとなっている（資料 10-8、3-34【ウェブ】）。

さらに 2025（令和 7）年 2 月には、法人運営をより適切に行うことを目的として「学校法人駿河台大学内部統制システム整備の基本方針」を理事会において決定している。（資料 10-9）。

理事会は、常任理事会と合わせて、毎月 1 回開催している。なお、教員人事、学則等教学関係規程の制定及び改廃、交換留学協定など教学に関する各種協定の締結等、教学組織から提出される議案については、理事会上程までに上述の各種会議において十分な審議、検討が行われていることを確認した上で、理事会において審議を行っている。

教学上の全学的審議機関である大学評議会の決定事項における法人の運営に影響を及ぼす事項については、理事会の承認を得ることとし、大学運営の意思決定及び業務執行を適切なものとする仕組みを取っている（資料 10-6 第 4 条第 2 項）。

以上のように、大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、それに基づいた適切な大学運営を行っている。法人は、理事会及び評議員会において、大学運営の意思決定及び業務執行について法人組織内のチェック機能を働かせている。

#### 評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

本学では、2021（令和 3）年に策定した「財政基盤の安定に向けた長期目標」において、財政基盤の確立のための目標 2029 として、事業活動収支差額比率、人件費比率、教育研究経費比率及び積立率の 4 つの目標値を定めている（資料 10-10）。この目標達成に向けて、毎年度、理事長を議長とする経営戦略会議において予算編成方針を作成し、理事会において決定している（資料 10-11）。

予算編成は、予算編成方針に従って事業の必要性、有効性、優先度といった観点から経費支出の見直しを行っている。本学の予算編成プロセスは、以下のとおりである。

- ①財務課が予算編成方針の下、各担当部課に対して目的別予算要求原案の作成を依頼する。
- ②各部課は、各学部、委員会等と連携し、意見を取りまとめて予算要求原案を作成する。
- ③財務課は、各部課から提出された目的別予算要求原案により、各部課との事前折衝を行い、1 月に各部課と法人局との間で予算ヒアリングを開催する。予算ヒアリングでは、「グランドデザイン 2026」達成に向けた必要性、効果等について意見交換し法人局長が目的別予算要求案を取りまとめる。
- ④目的別予算要求案は、教育・研究に関する設備等の充実、効率的使用及び適切な配分等を図ることを目的として設置している「施設・財務委員会」に諮られる。
- ⑤この後、法人局長は、予算原案を作成し、理事長に提出する。
- ⑥理事長は、予算原案を理事会に諮り予算案を作成し、評議員会の意見聴取を行った上で、理事会に諮り、正式に予算として成立させる。

上述の「施設・財務委員会」は、教育・研究に関する予算の適切な配分・運用を図るため、学長を委員長として、副学長、各学部長、各研究科長、各学部選出委員、法人局長、大学事務局長、各事務部長等、各組織からの幅広い委員により構成されている（資料 8-10）。

予算執行に当たっては、決裁権限等についての取扱い要領に従って目的別の予算項目ごとに執り行っている。業者発注に際しては、原則として見積依頼書を作成の上、複数業者の見積比較を行い、経費節減に努めている。予算執行の稟議決裁は、新規案件と例年定期的に実施している定例案件とに分け、更に見積金額によって最終決裁者を分けるなど、効率性にも配慮している（資料 10-12）。

また、監査室が、予算執行における日常的な内部監査について、全部門から回付される稟議書等の決裁書類の確認を行っている。決裁金額 100 万円を超える予算執行については、常勤監事の監査対象案件としている。

以上のように本学は、予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保し適切に行っていると判断できる。

### 評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学は、大学の理念・目的の達成に資することを目標とし、公正で合理的な運営のために、法人局と大学事務局を設置している。大学事務局には教育研究及び学生支援を円滑かつ効果的に行うため事務組織を設けている。

法人局及び大学事務局にそれぞれ局長を配置し、事務組織を統括している。これは法人部門と教学部門に分けることにより業務の効率化を実践するためである。人員構成については、局長以下の専任事務職員 94 人のうち、法人局所属の職員は 3 分の 1 程度とし、大学事務局所属の職員が 3 分の 2 程度を占めている。大学の適正な管理運営と財政基盤の安定的な確保を実現するためには、何よりも教学部門の活性化が不可欠であり、教学部門の運営を担う事務職員の配置を厚くしている（資料 10-13、10-14）。

また、専門性を活かした各種センター事務部等（グローバル教育課、キャリア教育・就職支援課、情報システム課）の専任職員配置においては、外国語対応力を有する人材、キャリアコンサルタント資格所持者、システム系資格所持者等、知識や経験等を備えた人事配置を行っている。

事務機能の改善や業務内容の多様化への対応策として、前述のとおり、各種センターの他、大学事務局が所掌する各種委員会には、当該部長職を正規の構成員として位置付けており、各種委員会の検討・決定事項において事務局の意思を反映できる仕組みを取り込み、教育に関する大学改革の継続的な取り組みを組織的に、教職協働で推し進めている（資料 10-15）。これら各部門のアクションプランに基づく目標の実現や円滑な管理運営のために部署を次のとおり設置している。

大学の運営に係わる適切な組織の運営のために、法人局に経営企画室を設置の上、大学の経営戦略を計画する経営企画課を配置し、同室に地域における諸活動を行うために地域連携課を設置している。大学事務局に学務企画課を設置し、法人部門と教学部門との更なる明確化と業務の効率化を図るために、教育改革に関することや大学の IR (Institutional Research) に関すること等、大学改革を推し進めるための業務を担当している。教員の研究支援の観点から、同課に研究支援室を設置し、教員の研究支援を行っている。研究支援室では、教員一人ひとりの研究課題書に対する研究成果を研究業績評価制度により判断し、個人研究費の傾斜配分を行うなど研究の活性化に資する取り組みを行っている。

事務職員の採用については、駿河台大学就業規則に採用手続きを定め、大学運営方針の目標を達成するために、毎年度当初に事務職員採用計画を立て、定年退職者及び退職者に伴う必要人数の採用を行っている（資料 10-16、10-17）。

人事考課については、成績・情意・能力の 3 つの区分に分けられ、各職位に応じた項目を定めている。評価は、課長職が 1 次評価、部長職が 2 次評価を行い、評価結果に基づき、期末手当の支給を理事長が決定している。

事務職員の昇進については、主任職 2 年目を超えたときには、副課長への昇進要件として、マネジメント能力を測るための外部試験を導入している。昇進については、試験結果を参考にし、人事考課を考慮した上で決定している。

大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るためのスタッフ・ディベロップメント (SD) 活動については、大学憲章に基づき、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、研修等を組織的に実施している。研修会等の実施内容については、教職員に必要な知識・技能を習得し、必要な能力及び資質向上のために、年度ごとの全体計画を立案し、以下のような研修等を行っている（資料 10-18、10-19）。

#### ① 全学研修会

全教職員を対象に、各回でテーマを設定し研修会を毎年開催している。テーマと開催日時は学期ごとに学長・副学長会議にて審議している。主に、学生支援、就職支援、学生相談、ハラスメント防止、防災、情報セキュリティなどを各回のテーマとして、全 10 回以上開催している。e-Learning を積極的に利用し実施している。

#### ② SD Step Up 研修

大学組織の組織力、実行力を向上させ、本学に適した人材を育成することを目的として、2013（平成 25）年度より「SD Step Up 研修」を実施している。中期計画を定めた「駿河台大学グランドデザイン 2021」に引き続き、「グランドデザイン 2026」においても、SD の取り組みを継続的に実施するアクションを掲げている。

2019（令和元）年度からは、対象者に教員を加え、全教職員合同で実施している。同年度は、「学生支援力」の向上を目指し、教員及び職員合同のワークショップ形式の「コーチング実践のためのワークショップ」を実施し、2020（令和 2）年度は、大学憲章を具現するための具体的ツールとして「コーチング」を位置づけ、教職員が身につける「学生対応スキル」の 1 つとして定着を図った。実施に当たっては、学生支援担当副学長の下、組織横断型のプロジェクトチームを中心として、「スキルの可視化のためのルーブリック開発」「研修プログラムの開発」の取り組みを行い、2021（令和 3）年度には、成果物である「学生支援ガイドブック」を活用した目標支援スキルの習得として更なるスキルアップをするための研修を実施した。教職員がコーチングをいつでも意識し実践できるように、2022（令和 4）年度には、前述の教職員プロジェクトチームによる駿大学生対応力強化動画を制作し完成させた。

この動画は、シナリオ作成、出演者、演出、撮影、動画制作の全てにおいて、教職員及び学生が手作りのものであり、いつでも視聴できるように学内ポータルサイトに掲出している。同年度には、健康相談室第 3 刊目となる「教職員のための学生対応 Q & A」を発行し、実際の学生相談の場面の基本的な心構えや現代の学生の質を捉えた学生支援を指南している。同年度の 2 月の研修会では、外部講師による講演を通じて、本学を志望する高校生の価値観や保護者、高校の先生が大学に何を求めているかをアンケート調査・分析データに基づいて理解するとともに、教職員一人ひとりが現在の立場で今なすべきことを考え、実行に移すことの役割を認識させる機会を設けた（資料 10-21）。

2023（令和 5）年度以降は、毎年度、大学憲章で定める「私たちのめざす地域との協働」を教職員一人ひとりが深く理解することを目的に、「地域を理解する」ことをテーマの基軸とし、地域産業における取組や課題、商店街、地域観光の資源の理解を進める等、エコツアー、ワークショップを通じて学ぶことで、教職員が地域の課題をより認識し、大学での地域活動を深める内容として実施している。

#### ③ 新任教職員研修会

入職した新任の教職員を対象に、本学の教職員として円滑に業務が遂行できるよう、以下

の目的で研修を行っている。教職員一人ひとりが学生の教育、学生支援を考え、本学が目指す教育目標の達成に近づける研修として位置付けている。

- (1) 本学の歴史と、大学憲章や教育目標など本学の教育理念について理解する。
- (2) 本学の置かれた現状と、中期計画であるグランドデザインについて理解する。
- (3) 研修を通じて新任教職員間の心的距離を縮め、人間関係を構築する。
- (4) 研修を通じて本学の要職者と新任教職員間の心的距離を縮め、人間関係を構築する。

2020（令和2）年度から2023（令和5）年度の期間についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を取り、新任の専任教職員を対象に対面式にて実施した。

#### ④ 目的別・階層別・職種別の研修

事務職員対象に、大学職員として必要な知識、各部署の業務に即した専門知識、スキルを修得するために、早稲田大学アカデミックソリューションが企画実施する「大学職員のための人材育成プログラム QuonAcademy（クオンアカデミー）」を通年で法人契約し受講させている。また、2023（令和5）年度からは、Webによる研修会が充実し、研修日時も豊富な外部研修を導入し、株式会社インソースとも契約を開始し、事務職員が1年に1回は研修会に参加が可能となる仕組みを構築の上、参加促進を図っている。

また、入職者については、私立大学庶務課長会職員基礎研修会への参加を通じて、大学職員としての資質向上を図っている。昇進後には、該当者を対象とした階層別研修会への参加を義務付け、本人のキャリア形成に役立たせている。

そのほか、各部署の業務に即した専門知識、スキルを修得するために必要な研修については、各課において年度ごとに計画を立て実施している。

以上のように、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置し、大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員が協働・連携を図っている。専門的な知識及び技能を必要とする部署においては、それらを有する職員の配置を行っており、また、定期的に職員の採用、昇格、人事評価を行い、それに基づく処遇改善を行うなど、適切かつ適正な大学運営を行っている。

#### 評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

監事による監査については、年度ごとに策定される監事監査計画書に基づき、以下のとおりに業務監査、会計監査の監査を行っている。

（業務監査）

- ①理事会が定める経営方針及び事業計画が、建学の精神・理念、社会の要請に沿っているか。

- ②本法人の業務執行が、前号の経営方針及び事業計画に準拠しているか。
- ③理事会が定める内部統制システムの整備が、適正に行われているか。
- ④経営内容の開示を推進しているか。
- ⑤内部評価及び外部評価に基づいて教育研究活動を展開し、改善を実施しているか。
- ⑥競争的研究費等の運営・管理が適切に行われているか。
- ⑦重要な書類及び情報の整備・保存・管理及び開示の状況など、情報保存管理体制及び情報開示体制が適切に行われているか。

(会計監査)

- ①会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、適切に執行されているか。
- ②期中会計監査において、内部統制の信頼性、取引記録等に妥当性があるか。
- ③期末会計監査において、資産については実在性、負債については網羅性、基本金については合目的性、期末の財政状態及び予算管理を含めた資金収支・事業活動収支の妥当性があるか。

内部監査においては、学校法人駿河台大学内部監査規程に基づき、本法人における運営諸活動の遂行状況についての適法性、効率性等の観点から、公正、かつ、客観的に調査及び検証し、その調査結果の情報提供及び検証に基づく助言・提言等を行っている。

内部監査計画は、法人の健全なる経営の保持、発展に資することを目的とし、監事及び公認会計士の行う監査と連携・調整して、毎年度、内部監査計画を定めて実施している（資料10-22）。

大学運営については、事業計画書に記載のとおり「駿河台大学グランドデザイン 2021」及び「グランドデザイン 2026」を基本方針とし、学長・副学長、学部、研究科、共通教育センター等が策定したアクションプランを、学長のリーダーシップの下、PDCA サイクルにより改革を進めている。このアクションプランの達成度の検証により、大学運営に関する自己点検・評価を行っている。年度初めに、各部局がグランドデザインに対するアクションプランを作成し、プランの遂行状況及び自己評価を年度途中に行う（中間報告）。その後、引き続き同プランの実現に向けた取り組みを行い、年度末には自己評価を行う（最終報告）。最終報告の際には、適時、理事長や学長等によるヒアリング等を経て、経営戦略会議でプラン毎の評価を行っている。プラン毎の評価は、学内ポータルサイトを通じて全教職員に周知の上、次年度におけるプラン策定に活用している。

以上のように、大学運営について定期的に点検・評価を行い、同点検・評価に基づく改善プロセスを構築し、効果的な改善につなげている。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

「グランドデザイン 2026」を達成するために、大学運営の基本方針である事業計画書の方針に基づき、学長、副学長、学部、研究科、共通教育センター等が各部門のアクションプランを毎年策定し、学長のリーダーシップの下、点検・評価により改革を進めている。事務部門においても、グランドデザインの達成に向けて、各課単位における事務部署アクションプランを毎年策定し同様に、点検・評価及び改善を進めている。

本学では、教職員の資質・スキル向上の対策を教職員自身の取り組み（教職協働 PT）を組織的に実施している。2019（令和元）年度からは、毎年度、教員及び職員合同での全教職

員を対象とした研修会を行っている。特に、「学生支援力」の向上をテーマとした研修会においては、コーチング技法を実践的に学ぶ研修や本学独自による「スキルの可視化」ルーブリックを開発（資料 10-21）し、本学の「学生対応スキル」を標準化させ、明確にした。

また、全教職員を対象に実施している全学研修会については、学生支援、就職支援、学生相談、ハラスメント防止、学生募集、防災、情報セキュリティなどをテーマとして、毎年度、10 回以上開催している。（資料 6-12）。教職員が同じ目線で、本学の課題となるテーマを共有し学ぶことで、教職員が一体となり、課題解決することでより一層、教職員ひとり一人の役割を認識し、大学の発展に寄与するものとする。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学が発展するための方策としては、前述のとおり、教職員全員が「地域を理解する」ことを目的とした研修会において、地域産業における取り組みや課題、商店街、地域観光の資源の理解を進める等、エコツアー、ワークショップを通じて学ぶことで、教職員が地域の課題を認識し、大学での地域活動を深め、発展性のあるものとして考えることが必要となってくる。それ故、これまで対象としていた地域を更に拡大して多くの自治体と協定を締結し、学生への教育活動の場を拡げることにより、地域で活躍する人材、地域の課題に応える大学として、今後の事業活動の発展を図っているところである。

## 第10章 大学運営・財務(2)財務(基本情報一覧)

### 財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表(6カ年分)	
決算報告書(6カ年分)	
事業報告書	
監事による監査報告書(6カ年分)	
監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分)	
<公立大学>	
財務諸表(6カ年分)	
決算報告書(6カ年分)	
事業報告書	
監事による監査報告書(6カ年分)	
監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分)	
<私立大学>	
財務計算書類(6カ年分)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html</a>
財産目録	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html</a>
事業報告書	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html</a>
監事による監査報告書(6カ年分)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html</a>
監査法人又は公認会計士による監査報告書(6カ年分)	<a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/finance.html</a>
備考:	

## 1. 現状分析

## 評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

本学は、2022（令和4）年度以降の5年間に達成すべき中期的目標として、理事会で審議決定のうえ「グランドデザイン2026」を策定している。この目標達成のために必要となる財政基盤を構築し、財政の健全化を図るため、「グランドデザイン2026」をホームページで広く公表している（資料1-3【ウェブ】）。

「グランドデザイン2026」では、「財源確保・予算編成」として、①「外部資金の獲得」、②「積立率改善に向けた予算編成方針の作成及び予算編成方針に基づく、効果的な予算配分の実施（基本金組入前収支差額比率 5%以上の維持、教育研究経費比率 35%以上の維持）」の2つのビジョン（目標）を掲げている。

また、2020（令和2）年度に理事会で承認された「駿河台大学財政基盤の安定に向けた長期目標」では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた経験を踏まえ、学生の学修機会を確保するとともに教育の質を維持・向上していくために、2029（令和11）年度までに次の4項目を達成することを目標に掲げている。

## ①事業活動収支差額比率

5%以上を維持し、更に向上させるよう努める。

## ②人件費比率

50%以下を維持する。

## ③教育研究経費比率

35%以上を維持する。

## ④積立率

100%以上を目標とするが、全国平均値である80%まで改善させる。

目標とする財務比率設定に当たり、2019（令和元）年度の決算での各財務比率を参考とした（資料10-23）。

①事業活動収支差額比率	9.4%	（医歯学系法人を除く全国平均値※ 4.7%）
②人件費比率	42.0%	（同 53.2%）
③教育研究経費比率	37.1%	（同 33.5%）
④積立率	51.7%	（同 78.5%）

（※「医歯学系法人を除く全国平均値」は、日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」による。）

これらの目標を達成するために収入増加、人事改革、適切な予算編成及び予算配分の各取り組みを行うこととし、経営戦略会議において毎年度の予算編成方針を作成し、理事会にお

いて審議決定している（資料 10-11）。

以上のように、中期的な目標達成に向けて、中・長期の財政計画を財務比率を用いて適切に設定している。

**評価項目②**

**教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。**

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

中期計画である「グランドデザイン 2026」達成に向けた事業を推進するため、毎年度の予算編成においては、予算編成方針に基づき各部課と財務課とによる予算の事前折衝を行い、更に法人局との間で予算ヒアリングを実施し、必要性、有効性、優先度を考慮して予算編成を行っている。特に新規事業については、「新規事業要望書」により期待される効果を中心に精査している（資料 10-11）。

予算ヒアリングの結果を受けて、学長が議長となり「施設・財務委員会」において教育・研究に係る施設・設備等の充実のための予算を検討し、各学部等に予算配分している（資料 8-10）。

人件費の抑制に当たっては、総務課で定期昇給による人件費の積算見積を行い、財務課で内容を確認し予算ヒアリングにおいて見直している。

財政基盤を構築し、財政の健全化を図るために「駿河台大学財政基盤の安定に向けた長期目標」において、この3年間の財務比率は次のとおりである（資料 7-52）。

①事業活動収支差額比率 5%以上を維持し、更に向上させるよう努める。

2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
17.3%	16.8%	12.5%

② 人件費比率 50%以下を維持する。

2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
36.0%	37.4%	38.9%

③ 教育研究経費比率 35%以上を維持する。

2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
37.5%	36.6%	38.4%

④ 積立率 100%以上を目標とするが、全国平均値である80%まで改善させる。

2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	2024（令和6）年度
68.4%	72.6%	75.7%

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みとして、外部資金については、科学研究費助成事業の受け入れを学内研究費と連動させ、個人研究費にインセンティブ経費を付す（科学研究費助成事業採択者には15万円を加算し、不採択者についても審査結果

がA評価には12万5千円、B評価には5万円を加算)などの対応により申請を促している。申請数は、2022(令和4)年度29件(採択11件)、2023(令和5)年度24件(採択16件)、2024(令和6)年度26件(採択11件)であった(資料10-24)。

寄付金募集は、教育振興資金募金、スポーツ振興支援募金、Book de 募金(古本募金)により企業・個人からの寄付を継続して実施している。寄付金の募集状況は、2022(令和4)年度2,607万3千円、2023(令和5)年度は駅伝部の箱根駅伝出場があり5,720万4千円、2024(令和6)年度3,077万3千円を受け入れた。

マイナス金利解除後の環境下により、2024(令和6)年度に資産運用を開始。同年6月に規程を改正(資料10-25)、社債及び金銭信託等の有価証券を取得し、受取利息配当金収入は前年度比1,221万1千円増となった。2025(令和7)年度に「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れを表明し、併せて規程を改正(資料10-26)、資産運用への取り組み姿勢を明示し、インフレ環境下における有効な資産形成を行うこととした。

以上のように教育研究活動を安定的に遂行するための予算編成・予算配分の取り組みを行い、引き続き外部資金の獲得、積立率の改善に努める。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学の財務状況の長所としては、全国平均に比して、経常収支差額比率が高いことが挙げられる。

2022(令和4)年度	2023(令和5)年度	2024(令和6)年度
17.0%	16.7%	12.1%
(全国平均4.2%)	(全国平均3.5)	(全国平均未掲)

※全国平均は医歯系大学を除く。日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」より

臨時的な要素を除いた経常的な収支バランスを表す経常収支差額比率が高いということは、経常的な収支が安定し、経常的な収支による資産の流出が生じていないことを表している。これは、教職員の財務状況への理解が全学的に高く浸透し、教職員が一体となり入学定員の充足、人件費の見直し、管理経費の削減等に取り組んだ結果である(資料7-52)。財政面に余裕が生じたことにより、2023(令和5)年度よりエレベーターの計画的な更新に着手、2023(令和5)年度にホッケー場の人工芝改修、2024(令和6)年度に体育館の空調対策、2025(令和7)年度に構内照明器具LED化等、大規模な修繕に予算措置を講じることができた。

2021(令和3)年度大学評価(認証評価)において「事業活動収入に対する翌年度繰越超過額の割合が高い」との指摘を受け、収入・支出の均衡を図りながら着実に事業活動収支差額比率5%以上を維持し、将来の施設更新等に備えて保持しておくべき積立率も年々改善しているが、1,000人以上を維持してきた入学者数が2024(令和6)年度より900人台となり、収入の柱である学生生徒等納付金が減少している。一方、物価上昇に伴う経費の増加が避けられない状況にあり、環境の変化等に鑑み中・長期の計画を都度、柔軟に見直しながら教育活動を推進することが重要となっている。

### 3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、2022（令和4）年度より新たな目標と課題を示した「グランドデザイン2026」を策定し、「駿河台大学財政基盤の安定に向けた長期目標」と合わせ、財務比率の目標値設定と財務情報の積極的公開を通じ、本学の財務状況に対する教職員の共通理解と協力を進めることで、経費の節減、人件費の見直し、学生募集の強化等を行った。

直近3年間は、2022（令和4）年度の基本金組入前収支差額が、10億1,202万円の収入超過、2023（令和5）年度の基本金組入前収支差額が、9億9,201万円の収入超過、2024（令和6）年度の基本金組入前収支差額が、7億634万円の収入超過となり、財政状況はまずまず良好であったと言える（資料7-52）が、学生数は減少の傾向にあり、今後の18歳人口の減少も考慮すると財政状況は厳しくなることが見込まれる。

2025（令和7）年9月に経営戦略会議で承認された予算編成方針では、2026（令和8）年度経費予算は3%の削減としている（資料10-11）。また2025（令和7）年度決算における資産運用の収益額は8,827万1千円（前年度比6,115万5千円増）を試算している。引き続き経費の節減、学生募集の強化、外部資金の積極的な調達等を行い、「駿河台大学財政基盤の安定に向けた長期目標」の目標達成に向けて取り組み、健全な財政基盤を構築し、教育研究活動の安定化を図っていく。

## 終章

本学では、2021（令和3）年度の第3期認証評価による大学評価結果を受け、そこで示された改善課題及び指摘事項について改善に取り組んでいる。

上記評価結果では、本学が高等教育機関として速やかに精力的に取り組むべき課題として、以下の点が挙げられている。すなわち、「グランドデザイン2026」の着実な実行を目指し、①理念・目的に則り、②内部質保証システムのより一層の機能化・実質化を図ること、また、3つのポリシーを遵守し、重点課題である③入学定員・収容人数管理の適切性を保ち、④中途退学者の減少傾向の「見える化」を数値で示すこと、さらに、⑤高い就職率の実績を積み上げるとともに、諸地域の中核的な人材を安定的に輩出し、広く社会に自らの情報を公開すること、という点である。

終章では、これらの課題を踏まえ各基準の達成状況を振り返る。

### 1. 評価基準の達成状況－自己点検・評価の振り返り－

現在、本学では中期計画である「グランドデザイン2026」に謳われる5つのブランド力である「教育力」「就業力」「研究力」「学生支援力」及び「地域力」の向上に努めつつ、「入学定員の確保・収容人数の充足」「中途退学者の減少」「高い就職率の維持」を運営上の重要事項として掲げ、これらの事項に対して全学が一体となって取り組んでいる。

「1.理念・目的」については、建学の精神である「愛情教育」に基づき、中期計画としての「グランドデザイン2026」が策定され、本学の教育の質の向上に向けて実現すべき目標が具体的に示されている。これを受けて各学部、研究科、センター及び事務部門の取り組みをアクションプランとして策定することが可能となっている。また、各部門が数値目標の実現に向けて計画的に取り組む、達成状況等を踏まえて次年度以降の目標・計画設定を行うことが可能となっている。

これらの取り組みにより、建学の精神及び教育理念を確実に実現する適切なプロセスが確立されている。

「2.内部質保証」については、第3期認証評価の受審に備えて、従前の大学評価組織の弱点を克服すべく改善し、2020（令和2）年4月に内部質保証推進委員会を新たに設置し、PDCAサイクルを恒常的・継続的に推進するための内部質保証体制の基盤整備を行った。その結果、前回の「大学評価結果」において改善課題として提言のあった事項のみならず、大学評価結果を本学自ら読み解き、細部に亘る課題を洗い出して新たな取り組みに繋げるといった一連の流れが構築され、全学的な改善活動の原動力となっている。

「3.教育研究組織」については、教育研究組織の適切性の検証及び将来に向けた構想等の協議を継続的に行ってきた結果、建学の精神と大学の理念・目的を踏まえた教育研究組織の体制が整備され、適切な組織設置状況に至った。

今後は、引き続き組織の改善・向上への取り組みを行うことで、建学の精神及び大学の理念・目的を柱として、絶えず変化する地域社会や経済社会のニーズに対応し得る柔軟な組織づくりを心掛け、学生の学習・諸活動の活性化に資する教育研究組織の整備について検証を続けていく。

「4.教育・学習」については、第3期大学評価（認証評価）の結果を踏まえ、教育課程の

点検・評価を実施し、学位授与の方針の改定を行い、これを公表した。さらに、シラバスの内容を整備・充実させるとともに、4年間を通しての少人数制ゼミナールの設置等により、学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置や、学位授与を適切に行うための措置を講じている。

また、「グランドデザイン2026」では教育について取り組むべき課題を示しており、その内容に沿って各部局がアクションプランを作成し、活動の具体的内容と課題を明示している。また、年度末にはその達成度を評価するなど、教育の内容、方法について定期的に点検・評価を行い、その結果を下に改善・向上に向けた取り組みを行っている。

「5.学生の受け入れ」については、学士課程では、入学試験関連委員会と各学部の連携の下、全学的な体制で入学者選抜の対策に取り組み、推進する体制が構築されており、大学全体として入学定員を確保している。入学者の選抜に関しては、学修者本位の学生募集活動を展開し、多様な入学者選抜制度を設定して、多面的かつ総合的な評価に努めている。修士課程では入学定員・収容人数の未充足状態が継続しており、各研究科とも入学定員確保に向けて諸策を講じているものの、結果として、十分な効果を得られているとは言い難い。第4期受審に際しては、改善課題として指摘されることのないよう、より一層の創意工夫を行う必要性があり、継続的課題として認識している。

「6.教員・教員組織」については、学部を改組した上での新学部設置、学部コース内容の見直し、時代のニーズに沿った改革等を行っている。各学部・研究科においても、全学で定める教員組織の編成方針や大学設置基準、大学院設置基準などの法令に基づき、各学部、研究科の目的やカリキュラムに沿った適切な組織編成を行い、その組織編成についても定期的に点検・評価を実施している。教授職の欠員については、2025（令和7）年度に関しては解決する見通しが立っているものの、大学設置基準を踏まえた教授職の充足については、継続課題として捉えている。また今年度は、大学設置基準の改正に伴い、基幹教員制度の導入について検討を開始の上、対応を行っている最中である。

研究業績評価制度及び教員評価制度の取り組みでは、各教員自身が次年度の活動目標を明確に決定し、活動状況を可視化している。これによって各教員に求める教育方法や研究成果の把握が可能となるなど、研究・教育の活性化の一助となっている。

「7.学生支援」については、「就業力の駿河台大学」、「学生支援力の駿河台大学」の構築・強化を学生支援の方針として掲げ、教職員一体となった支援体制を整備し、具体的な取り組みを行っており、修学支援、生活支援、進路支援いずれもが大学基準を概ね充足している。学生支援に関する様々な取り組みにより、就職率の向上には成果が見える。一方、FA及びCAが一体となった全学的かつ組織的な学生支援による退学防止対策により、退学者数減少に一定の成果が伺えるものの、退学率は依然目標値の範囲内に達していない状況にある。退学者の更なる分析に基づき、退学に至る要因把握やその対応（指導）方法なども含めた中途退学防止策の策定及び改善を引き続き行いながら、修学継続に困難を抱える学生に対する支援を更に強化し、退学率は正に努めることが急務となっている。

「8.教育研究等環境」については、①校地・校舎、施設及び設備等の整備、②図書館及び学術情報サービスの整備、③教育研究活動の支援等、④研究倫理、⑤教育研究等環境の適切性の検証の5項目を「駿河台大学教育研究等環境の整備に関する方針」の中で明示し、必要な校地及び校舎の所有、運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備の整備を適切に実

施している。

教育研究等の環境整備に関して、図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制の強化のため、学内ネットワーク及び無線 LAN 環境の更なる利便性の向上を図り、さらに学生満足度を高めるための各種の取り組みを実践してきた。また、図書館に新たに学習スペースを拡充するなど、学生の主体的な学習に対する支援のための環境整備も積極的に行っている。

教員の研究支援については、「総合研究所」を設置し、研究プロジェクトによる研究支援を行うとともに、「研究支援室」による科学研究費助成事業を始めとする研究費の獲得支援・運用管理・不正防止等を実践している。研究倫理に関しては、教職員を対象とした研究倫理に関する研修を定期的実施し、本学の研究倫理関連規程に基づいて適切な研究活動を行う体制を整えているだけでなく、各学部・研究科においてもゼミナールなどを通じて、学部学生及び大学院生に対する研究倫理教育も実施するなど、全学的な体制整備が図られている。

「9. 社会連携・社会貢献」については、2018（平成 30）年度に参加した TJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）との連携が現在も継続しており、近隣の大学との共同研究や、新たな地域の課題にも取り組む体制を整えている。

本学では、地域連携センターを中心に、グローバル教育センター、心理カウンセリングセンター、各学部・研究科や総合研究所等と連携しながら地域連携事業を円滑に実施している。最大の特色として、「地域の教育力」を学生の学びに生かしていることが挙げられ、「アウトキャンパス・スタディ」をはじめとする産学官連携による正課教育活動及び地域活性化活動を通して、地域社会の未来を担う人材の育成を行っている。

今後は、これまでの取り組みを持続可能なものとし、更に発展させていくために、全学的な理解・協力及び活動を担う教職員人材の拡大が必要である。また、地域に貢献する大学として、飯能市を基盤としながらも、埼玉県西部地区の高等教育に責任を持つ私立大学としての存在として、更なる連携地域の拡充を推し進めているところである。

「10. 大学運営・財務（1）大学運営」については、大学運営の基本方針は、教学組織（大学）と法人（理事会等）の役職者を主体とする経営戦略会議において協議し、理事会において審議、承認している。大学運営のうち、学部については、学長が大学の包括的な最終責任者としての職務と権限を有し、学部長を学部の運営責任者として明確に位置付けている。法人は、大学の自立的な教育研究推進のための財政その他の経済基盤を十全のものとするを目的とし、寄附行為に基づき運営している。2025（令和 7）年 2 月には「学校法人駿河台大学内部統制システム整備の基本方針」を理事会において決定し、法人運営を適切に行っている。

大学運営に関わる状況の定期的な点検・評価では、「グランドデザイン 2026」を達成するために、大学運営の基本方針である事業計画書に基づき、学長・副学長、学部、研究科、共通教育センター等が各部門のアクションプランを毎年策定し、学長のリーダーシップの下、点検・評価を行い、改革を進めている。事務部門においてもグランドデザインの達成に向けて、事務部署アクションプランを毎年策定し、点検・評価を進めている。

また、教職員全員が「地域を理解する」ことを目的として教員及び職員合同での全教職員を対象とした研修会を行っており、教職員が地域の課題を認識し、大学での地域活動を深める

取り組みを行っている。さらに、これまで対象としていた地域をより一層拡大して協定を締結し、学生への教育活動の場を拡げることにより、地域で活躍する人材、地域の課題に応える大学として、今後の事業活動の発展を図っているところである。

「10. 大学運営・財務(2) 財務」については、中期目標としての「グランドデザイン 2026」の目標達成のために必要となる財政基盤を構築し、財政の健全化を図るため、「駿河台大学中・長期財政計画」を策定し、財務比率の目標値を設定している。財務比率の目標値設定と財務情報の積極的公開を通じ、本学の財務状況に対する教職員の共通理解と協力を進めることで、経費の節減、人件費の見直し、学生募集の強化等を行った。

直近3年間は、基本金組入前収支差額が7億円以上の収入超過となっており、財政状況はまずまず良好であったと言えるが、学生数は減少の傾向にあり、今後の18歳人口の減少に鑑みると財政状況は厳しくなることが見込まれる。

2025(令和7)年9月に経営戦略会議で承認された予算編成方針では、2026(令和8)年度経費予算は3%の削減としており、引き続き、経費の削減、人件費の見直し、学生募集の強化等を行い、将来に向けた財政基盤の確立のため、継続的に収入・支出の均衡を図っていく。

## 2. 「グランドデザイン 2026」の着実な実行と第4期認証評価受審に向けて

直近の第3期認証評価(大学評価)の受審結果及び今回の「第12回自己点検・評価報告書」の作成を通じて改めて確認されたのは、建学の精神「愛情教育」、駿河台大学憲章「ひとりひとりと」を精神的な柱とし、本学の特徴、長所を十分に活かしていくことが、本学発展の基礎となるということである。具体的には、本学の強みである全学年における少人数ゼミナールや教職員一体となった学生支援及びキャリア活動支援、学生に寄り添ったきめ細かい教育・学生支援活動、多様なアウトキャンパス・スタディ等の地域社会との連携を活かした諸活動などをより充実させていく必要がある。また、FD・SD活動や全学的課題に対応するための各種プロジェクトチームに見られる機動力・推進力のある教職員協働での取り組み等を更に推し進め、より強靱で柔軟な教育研究組織を構築していくことも肝要である。

中期計画「グランドデザイン 2026」の最終年度、あるいは次期認証評価に向けての期間において、本学は内部質保証体制のより一層の機能化・実質化を図り、それに伴う成果を産出し、内部質保証を本学の全学レベル、組織レベル、構成員レベルにおける「文化」として定着させなければならないと考えている。

この認証評価に対する取り組みを更なる大学改革、教育改革の「進化する材料」と捉え、教職員が一体となって、改革に向けた取り組みに対して真摯に向き合うことにより、本学における教育・研究の質を更に向上させ、社会から負託された高等教育機関としての責務を継続的に果たしていきたい。